小牧市地域強靱化計画

令和２年８月

小牧市

はじめに

我が国においては、21 世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性もあり、これらの大規模自然災害等が想定しうる最大規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがあります。
こうしたことから、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)」を公布・施行するとともに、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化アクションプラン」を策定し、政府が一丸となって、「強さとしなやかさ」を備えた、強靭な国づくりを進めています。

本市は、想定濃尾地震、南海トラフ地震が発生した場合、地震動や液状化による被害が想定されております。また、近年の台風の大型化、降雨の局地化・集中化により、風水害や土砂災害の発生が危惧されます。

こうした背景を踏まえ、今後本市に起こりうる様な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備えておくことで、被災した場合でも市民の生命や財産を守り、社会・経済機能を維持するとともに、迅速な復旧・復興を可能とする強靭なまちを作り上げるため、「小牧市地域強靱化計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、国、県、事業者、地域等と一体となって、地域強靱化に関する施策を計画的に推進していきます。

小牧市長　山下史守朗

目次

第１章　計画の策定趣旨、位置づけ 1
1　計画の策定趣旨 1
2　小牧市を強靭化する意義 1
3　計画の位置づけ等 2
(１)計画の位置づけ 2
(２)対象とする区域 2
第２章　小牧市の地域特性等 3
1　小牧市の地域特性 3
(１)地形 3
ア　台地・段丘 3
イ　山麓堆積地 4
ウ　低地 4
エ　人工改変地 6
(２)人口動向 7
(３)産業特性 8
(４)まちの現状 8
(５)社会資本の老朽化 8
2　小牧市に影響を及ぼす大規模自然災害 9
(１)想定するリスクの設定及び被害の想定 9
(２)地震・津波により想定される被害 9
ア　震度分布 11
イ　液状化危険度分布 12
ウ　建物被害予測 13
(３)風水害(豪雨、暴風、洪水)により想定される被害 15
(４)土砂災害により想定される被害 24
第３章　小牧市の強靭化の基本的な考え方 25
1　小牧市地域強靭化の基本目標 25
2　小牧市の強靭化と活性化の取組との調和 25
3　小牧市の強靭化を進める上での留意事項 25
(１)　社会構造の変化への対応等に係る事項 25
(２)　効果的な施策の推進に係る事項 26

第４章　小牧市の脆弱性評価と強靭化の推進方針 27
1　脆弱性の評価 27
(１)事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定 27
ア　事前に備えるべき目標 27
イ　起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 27
(２)施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定 30
(３)脆弱性の評価及び評価結果 30
2　推進すべき施策の方針 31
(１)リスクシナリオごとの施策の方針 31
(２)施策分野ごとの施策の方針 126
ア　個別施策分野 126
イ　横断的分野 190
第５章　計画の推進 202
１施策の重点化 202
(１)プログラムの重点化 202
(２)個別施策の重点化 202
２計画の見直し 204
(別紙)脆弱性評価結果 205
１リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 205
２施策分野ごとの脆弱性評価結果 309
用語集 409

第１章　計画の策定趣旨、位置づけ

１　計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定されました。

小牧市地域強靱化計画(以下「本計画」という。)は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の本市の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策や愛知県の地域強靱化計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものです。

２　小牧市を強靱化する意義

後述する地域特性や本市において想定される被害も考慮した上で、本市を強靱化する意義を以下に示します。

大規模自然災害等が発生した場合にも、市民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、市民生活や地域の産業・経済活動を維持すること

3　計画の位置づけ等

(１)計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携･役割分担を図ります。

また地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、「アンブレラ計画」としての性格を有しています。

このため小牧市総合計画や小牧市地域防災計画など本市のすべての関連計画で、地域の強靱化に係る部分については、本計画が指針等となり、今後それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を具体化し、地域の強靱化を確実に推進していくものとします。

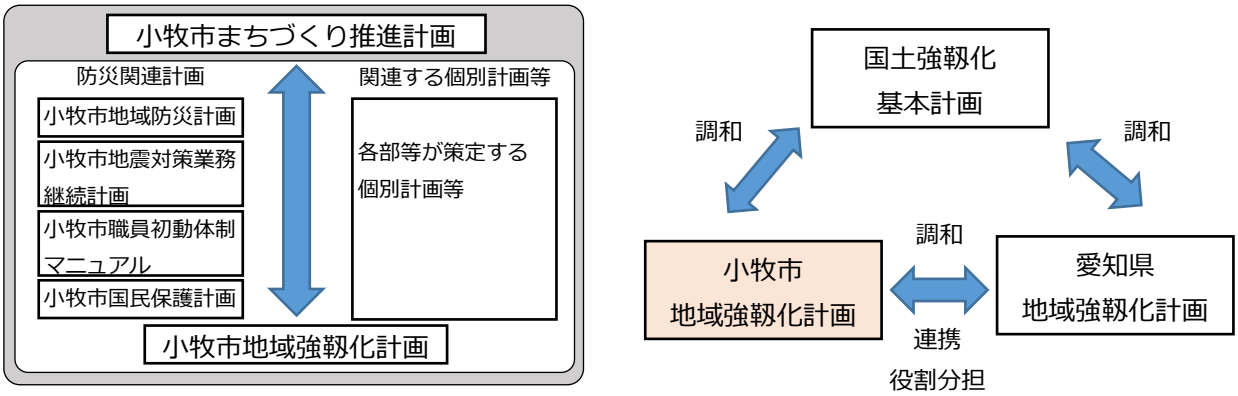

図-1.3.1　小牧市地域強靱化計画のイメージ

(２)対象とする区域

計画の対象区域は小牧市全域とします。ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

第２章　小牧市の地域特性等

１　小牧市の地域特性

(１)地形

小牧市は愛知県の北西部、小牧丘陵を背に南西に広がる濃尾平野の北東部に位置している。名古屋市の北方約 12km にあり、東西 14.82km、南北 9.22km、面積 62.81km^2 を有する。北東部の天川山(標高 279.6m)を最高峰とした東西にのびる山地とその南側に分布する篠岡地区の丘陵を経て、南西にゆるやかな平野が続いている。

市域は、北東部から南西部にかけて階段状に低くなっており、北東部の山地、東部の丘陵地域、西部のほぼ平坦に広がる段丘地域あるいは低地に分類される。

災害素因となる地形は以下のとおり。

ア　台地・段丘

１)　山地斜面等

市域北東部の白山、児山、天川山などを中心とした山地と、小牧市篠岡から大草にかけて広がる丘陵地を含む。

山地は市域北東部(大山、野口付近)にほぼ東西方向に分布しており、加えて小牧山が小山地として孤立している。比較的傾斜は急であり、標高は 70～280mに及ぶ。児山、天川山などの山々の大部分は中・古生層に属し、チャートを主体に砂岩や頁岩からなる。また、白山は中生代の花崗岩から構成されている。

丘陵地は泥岩、砂岩、凝灰岩からなる新第三紀層の丘陵である。山地に比べ標高・起伏が大きくなく、地表面は緩やかな波状地を呈する。標高は 30～80mである。また、この丘陵のほとんどは桃花台ニュータウンとして造成され、大規模な住宅地が建設されている。

２)　砂礫台地

市域西部の大部分及び丘陵地を取り巻くようにして、ほぼ平坦な濃尾平野東縁台地が分布している。台地は 3 段の洪積世の段丘面に分けられ、上位から熱田面、小牧面、鳥居松面の名称が与えられている。

熱田面は下末の南部や篠岡の丘陵地の北部に点在しており、面積は狭小である。標高は 30～35mであり、中位段丘面に属する。主として砂礫(砂と小石)よりなる。

小牧面は市域西部の大半を占め、小牧山周辺から小牧市街の東側に分布する。

下位段丘面に属し、標高は 20～34mである。主として砂礫(砂と小石)よりなる。

最下位段丘面である鳥居松面は 8～20mであり、沖積面との比高はほとんどない。小牧山の南西部に分布しており、主として砂層からなる。

3)　凹地・浅い谷

台地面は全体として平坦であるが、地表流の浸食影響などにより、段丘面上に凹地や浅い流路跡が形成される。特に谷地形に接続するところに多く分布し、豪雨時には地表水が集中しやすい。

段丘の広く発達する市域西部の小牧面、鳥居松面には浅い谷地形が多数見られる。

イ　山麓堆積地

1)麓屑面及び崖錐

麓屑面は、斜面脚部や小規模な谷の谷口などに形成される緩傾斜の堆積地形であり、布状流や水分を多く含んだ崩土などが堆積した山麓地形である。崖錐は、斜面の上方から崩落した岩屑の堆積地であり、過去に上部斜面で崩壊や落石などがあったことを示している。山地斜面等の周縁部に分布しているが、麓屑面、崖錐ともに面積は狭小である。

2)土石流堆積地

土石流や崩壊土砂の流出によって形成されたものであり、過去に崩壊や土石流の流出があったと思われる。また、扇状地より勾配が急である。1)と同様、山地斜面等の周縁部に分布している。

ウ　低地

1)谷底低地・旧水部

谷底低地とは、丘陵地や台地を刻む浅い谷の底に広がる平坦な堆積地で、幅 2～3km 以下の狭長な平野を指す。河川の堆積作用により形成された低平な土地であり、砂・粘土からなり、地盤は軟弱である。

小牧市では、八田川及び大山川沿いなどに帯状にのびており、山地斜面等を刻んで分布している。

2)扇状地・緩扇状地

渓流出口に形成される緩勾配の堆積面である。渓流からの土砂流出によって氾

濫平野方向に扇状に形成する地形が多い。三ツ渕の江南市、岩倉市との境界部分に分布しているが、本地区には分布が少なく、古いものは段丘化している。

３)自然堤防

洪水時に運ばれた砂やシルト(砂より小さく粘土より粗い砕屑物)が流路沿い、または、その周辺に堆積してできた帯状の高まりである。氾濫原低地面より比高が高く、排水しやすい。段丘面と同等ないしやや低いものがある。異常洪水で冠水する可能性がある。

市域南西部、藤島町の市境界付近に分布しているが、面積は狭小である。

４)旧河道

低地の一般面より低い帯状の凹状地である。過去の河川流路跡で、排水性が悪く、非常に浸水しやすい。

市域南西部、藤島町の市境界付近に分布しているが、面積は狭小である。

５)湿地・氾濫原低地

旧河道よりやや高いがもっとも低い地形面である。河川の堆積作用が余り及ばない低湿地であり、非常に排水性が悪く、地盤は軟弱である。

五条川沿いに、部分的に点在している。

６)現水部

現水部は、現河川の低水路や池、農業用ため池などの水部が現存する場所である。

エ　人工改変地

1)人工平坦地(宅地等)

人工的に平坦化された地形のうち、平坦化された耕地を除く区域である。平坦化地の一部には盛土部も含まれる場合もある。

市域東部に広がっており、桃花台ニュータウン周辺は大規模な平坦化地である。

2)人工平坦地(農地等)

耕地として切土や盛土によって平坦化された区域である。農業用人工平坦地では、平坦な耕地の境界は段切りされていて、全体的に見れば元地形とほぼ同様な傾斜を有する地形である。

3)切土地・盛土地

人工改変量が多いところでは、盛土・切土斜面が生じる。その改変状況を把握するため図化している。比較的規模の大きいものや不安定なところでは、地震や豪雨時に土砂災害が発生することがある。

4)改変工事中の区域

地形分類図作成時点で改変工事中の区域であり、土砂移動中のものである。

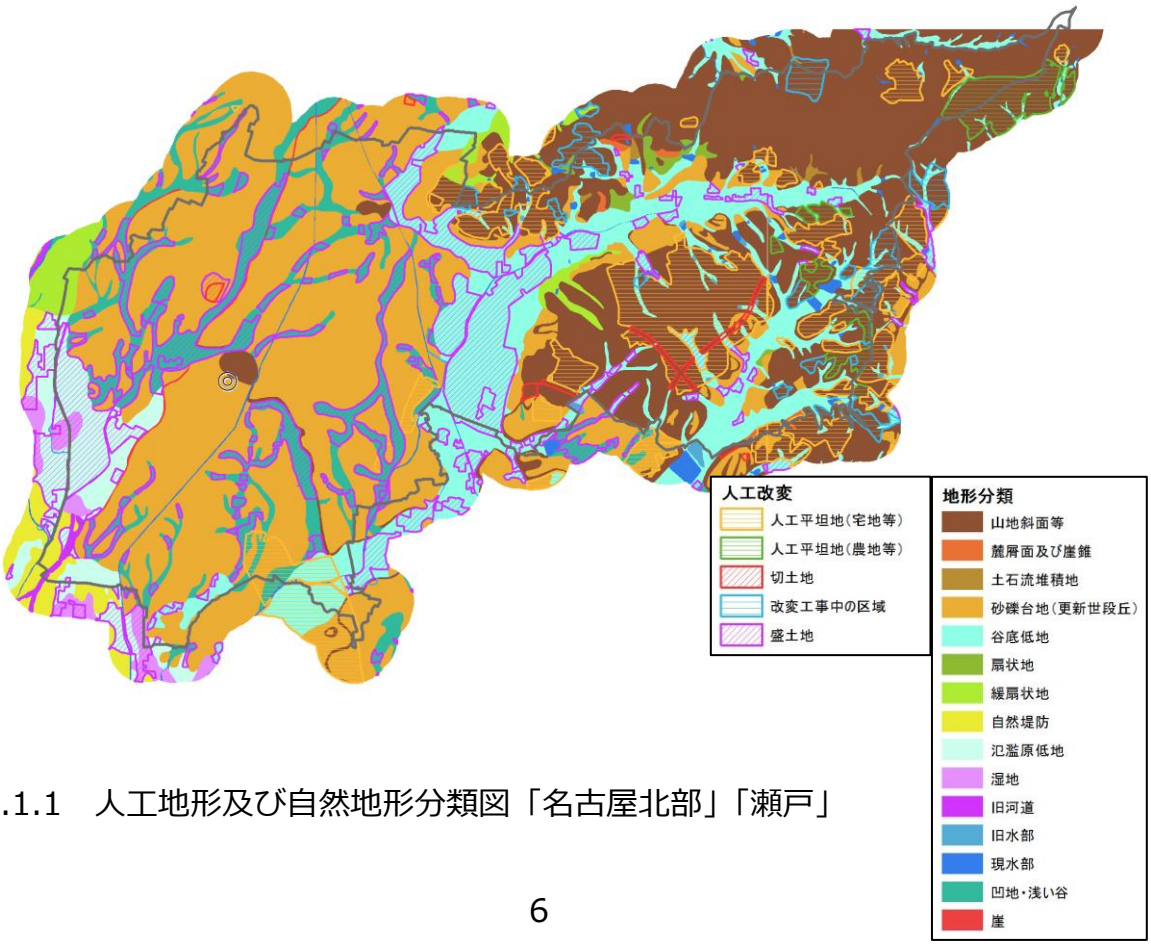

図-2.1.1　人工地形及び自然地形分類図「名古屋北部」「瀬戸」

(２)人口動向

人口動向に関して、近年、小牧市の人口は 15 万 3 千人台で推移していますが、全国的にも人口減少が進む中、今後、小牧市においても人口減少が進むことが見込まれます。

平成 30 年(2018)1 月 1 日現在の住民基本台帳人口に基づき、統計的な手法を用いて推計を行った結果によると、このままの状況で推移した場合、今後、小牧市の人口は本格的な減少局面に入るとみられ、2060 年には 32,072 人減の 121,024 人まで減少すると予測されます。

年齢階層別人口を見ると、年少(0～14 歳)人口と主たる納税対象者である生産年齢(15～64 歳)人口は減少が進む一方、老年(65 歳以上)人口は増加が進み 2045 年にピークとなる見込みです。

表-2.1.1　将来人口の推計結果

			実績値	推計値							
			2018年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口		実数(人)	153,096	150,725	147,740	143,963	139,752	135,457	131,061	126,284	121,024
	年少人口	実数(人)	21,084	19,472	18,539	18,276	17,835	17,339	16,665	15,960	15,367
	(0～14歳)	構成比(%)	13.8%	12.9%	12.5%	12.7%	12.8%	12.8%	12.7%	12.6%	12.7%
	生産年齢人口	実数(人)	95,625	93,103	90,675	85,777	79,029	74,417	71,434	69,189	67,156
	(15～64歳)	構成比(%)	62.5%	61.8%	61.4%	59.6%	56.5%	54.9%	54.5%	54.8%	55.5%
	老年人口	実数(人)	36,387	38,150	38,526	39,910	42,888	43,701	42,962	41,135	38,501
	(65歳以上)	構成比(%)	23.8%	25.3%	26.1%	27.7%	30.7%	32.3%	32.8%	32.6%	31.8%

(３)産業特性

総務省の「平成 26 年経済センサス基礎調査」によると平成 26 年(2014)年 7 月 1 日現在、小牧市内の事業所は 6,675 事業所、従業員数は 103,397 人となっています。

産業大分類別にみると、事業所数は「卸売業」が最も多く、次いで「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「運輸業、郵便業」と続いています、

従業員数は、「製造業」が最も多く、ついで「卸売業、小売業」「運輸、郵便業」「医療、福祉」と続いています。

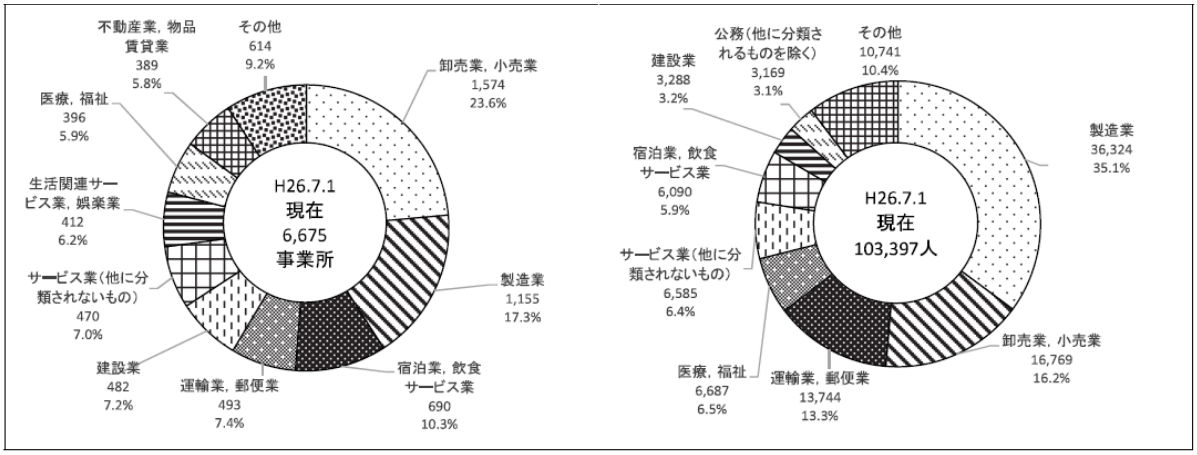

図-2.1.2　産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成比

出典：総務省「平成 26 年経済センサス-基礎調査」(平成 26 年 7 月 1 日現在)

(４)まちの現状

本市の市街化区域は 2,849 ヘクタールで市域全体(62.81 平方キロメートル)の約 45%となっています。土地利用は、小牧駅周辺では住宅系や商業系、北西部及び南東部においては工業系の利用が多くなっています。また、市街化調整区域においては、平地では田・畑が多くを占めています。

(５)社会資本の老朽化

本市の公共施設の多くは、昭和 40～50 年代に建設されています。今後これらの公共施設が一斉に耐用年数を迎え、更新費用の増大が懸念されています。今後は施設をできるだけ長く利用し、長寿命化を図りながら、維持修繕や建替にかかる財政負担を低減するとともに、費用の標準化を図るために、時期を分散させる必要があります。

2　小牧市に影響を及ぼす大規模自然災害

(１)想定するリスクの設定及び被害の想定

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震・津波、風水害(豪雨、暴風、洪水、)、土砂災害〕を対象とします。

なお、被害については、地震など、具体的な想定がある災害はこれを用い、ない災害は過去の災害事例等を参考に想定します。

(２)地震・津波により想定される被害

本市の小牧市防災アセスメント；調査(平成 27 年 3 月公表)においては、内陸直下型地震として想定濃尾地震、海溝型地震として南海トラフ巨大地震の異なるタイプの 2 つの地震モデルによる被害を想定しています。

内陸直下型地震は、過去の経験に基づく想定として、我が国最大級の内陸直下地震であり、名古屋から岐阜にかけた一帯において、極めて甚大な被害を及ぼした濃尾地震(1891 年)が再び発生した場合を想定しています。

海溝型地震については、愛知県が実施した「平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」において、南海トラフで発生する大規模な海溝型地震として想定されたもののうち、小牧市に最も大きな影響を与える「理論上最大想定モデル＜陸側ケース＞」を想定地震としています。各想定地震の諸元を以下に示します。

想定濃尾地震（内陸直下型）

断層の位置　：温見断層(北西部)、根尾谷断層帯、梅原断層帯が連なったもの

地震の規模　：マグニチュード 8.0

傾斜角　：90°（地表面に対して垂直の方向）

震源深さ　：10km（小牧市に近い梅原断層帯の平均深さ）

南海トラフ巨大地震（海溝型地震）

想定ケース：平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査における、「理論上最大想定モデル」の「陸側ケース」

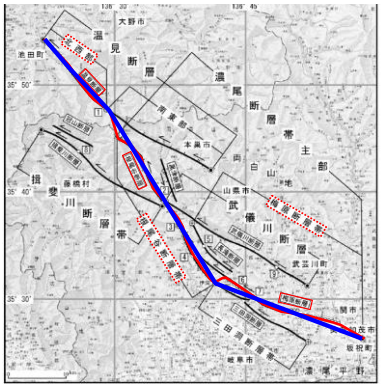

図-2.2.1　想定濃尾地震の断層位置

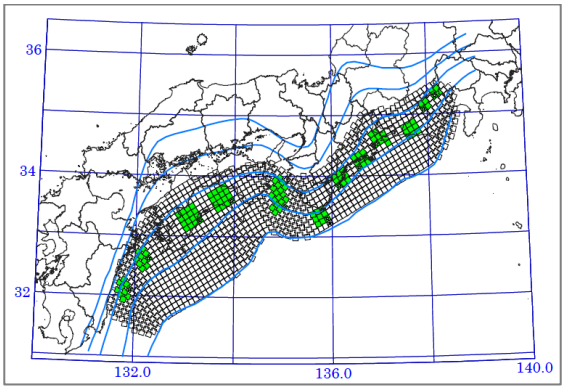

図-2.2.2　南海トラフ巨大地震の強震動生成域(陸側ケース)

出典：地震調査研究推進本部「濃尾断層帯」を加工して作成
内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」(平成 24 年 8 月 29 日)

この調査結果による想定される被害の概要は以下のとおりです。

【強い揺れ、液状化にともなう被害】

ア　震度分布

想定濃尾地震による地震動の強さは小牧市内で震度 5 強～6 強であり、市域のほとんどの地域が震度 6 弱以上の強い揺れに見舞われる予測結果となっています。一方、南海トラフ巨大地震では震度 5 弱～6 弱であり、市域の南部で部分的に震度 6 弱になると予測されています。想定濃尾地震による想定震度分布を図-2.2.3、南海トラフ巨大地震による想定震度分布を図-2.2.4 にそれぞれ示します。

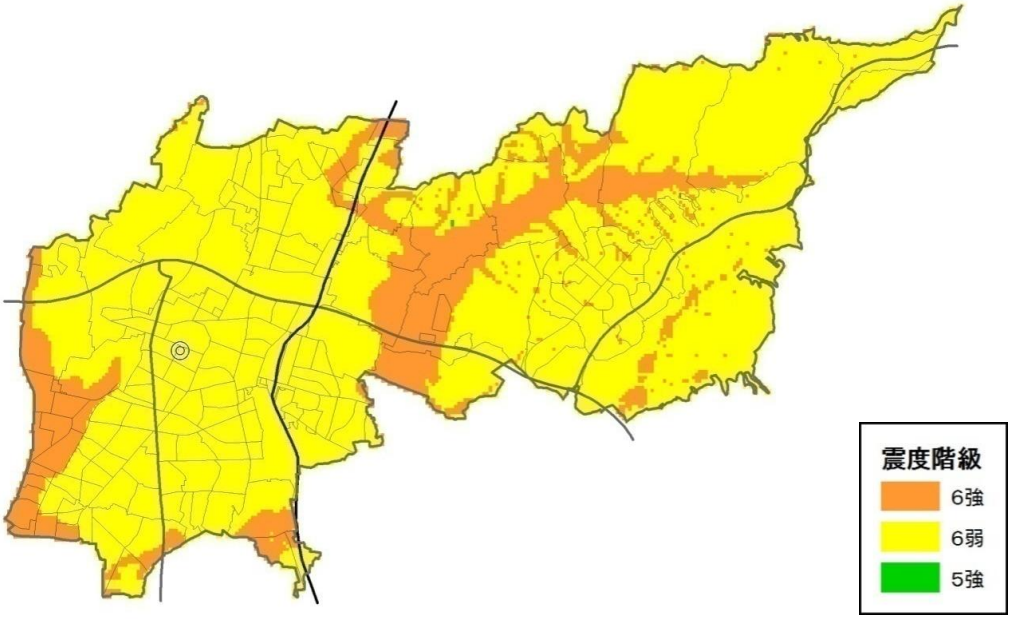

図-2.2.3　想定濃尾地震の想定震度分布(50m メッシュ単位)

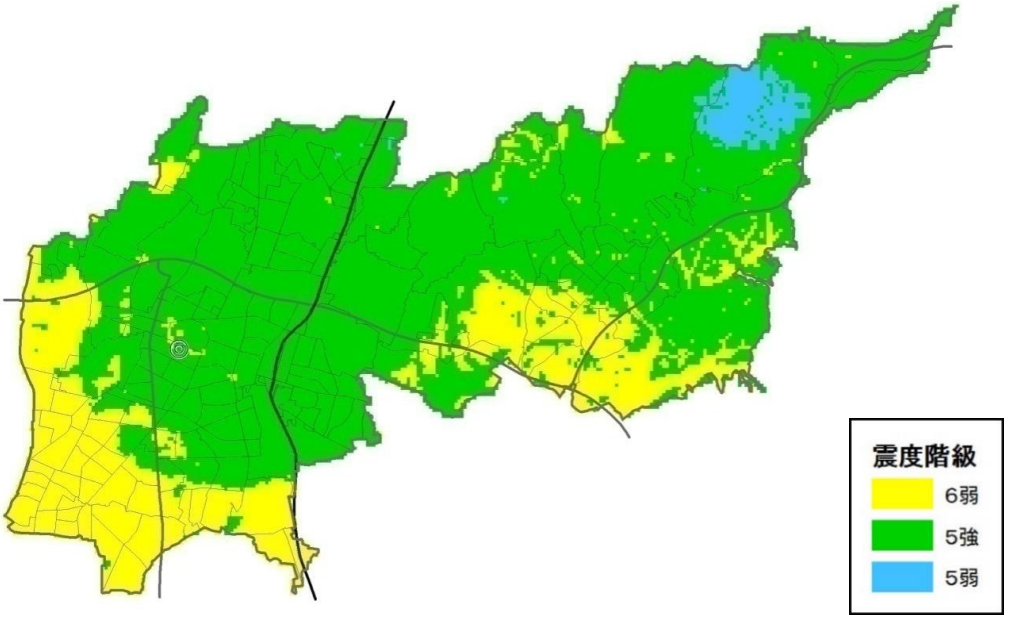

図-2.2.4　南海トラフ巨大地震の想定震度分布(50m メッシュ単位)

イ　液状化危険度分布

2 つの想定地震により、液状化の可能性がある微地形のうち、市域南西部の巾下川・矢戸川沿いの後背湿地において、面積は狭小であるが、液状化危険度の程度が最上位段階である「極めて高い」と予測されています。想定濃尾地震による液状化危険度分布を図-2.2.5、南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布を図-2.2.6にそれぞれ示します。

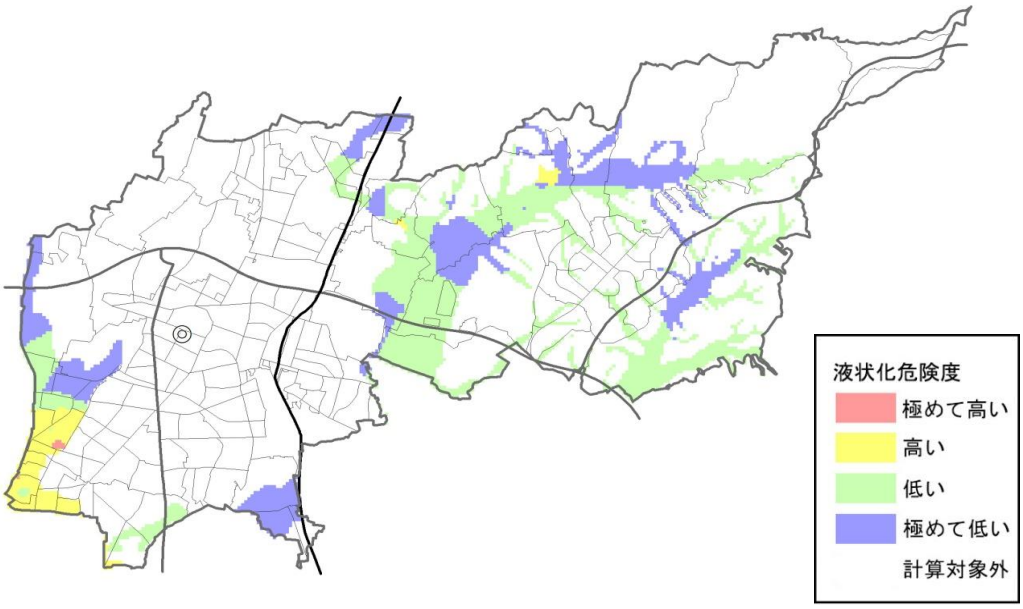

図-2.2.5　想定濃尾地震の液状化危険度(50m メッシュ単位)

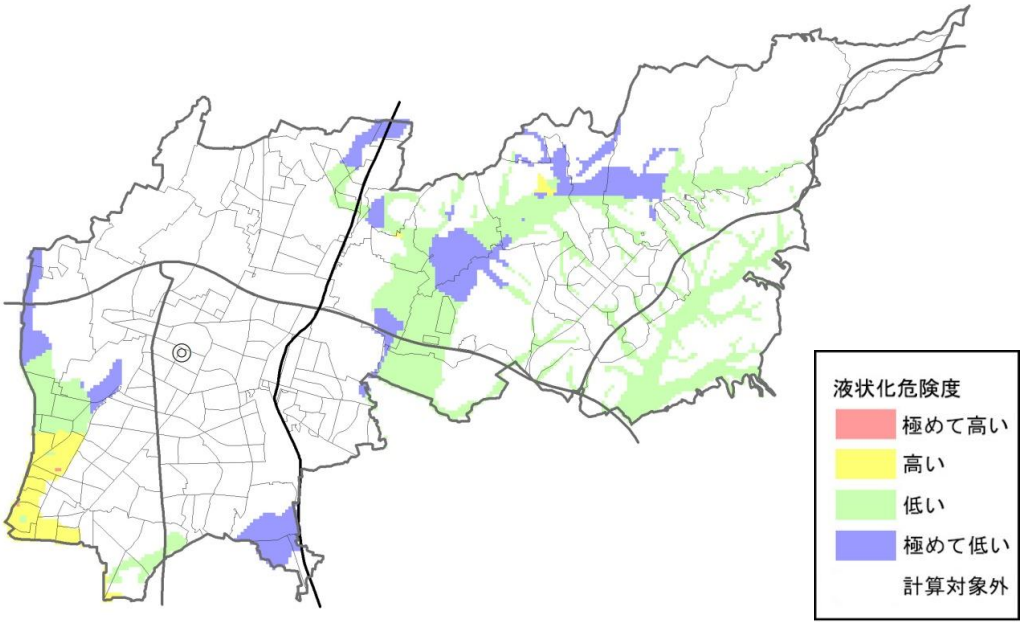

図-2.2.6　南海トラフ巨大地震の液状化危険度(50m メッシュ単位)

ウ　建物被害予測

想定濃尾地震では、揺れ・液状化により全壊する建物は 2,673 棟(5.1%)、半壊する建物は 8,609 棟(16.3%)と予測されています。全壊と予測された建物のうち、1,539 棟が木造建物の被害であり、全壊する建物の約 58%を占めています。

南海トラフ巨大地震では、揺れにより全壊する建物は 143 棟(0.3%)、半壊する建物は 1,481 棟(2.8%)と予測されています。全壊と予測された建物のうち、59 棟が木造建物の被害であり、約 41%を占めています。想定濃尾地震による建物全壊率分布を図-2.2.7、南海トラフ巨大地震による建物全壊率分布を図-2.2.8 にそれぞれ示します。

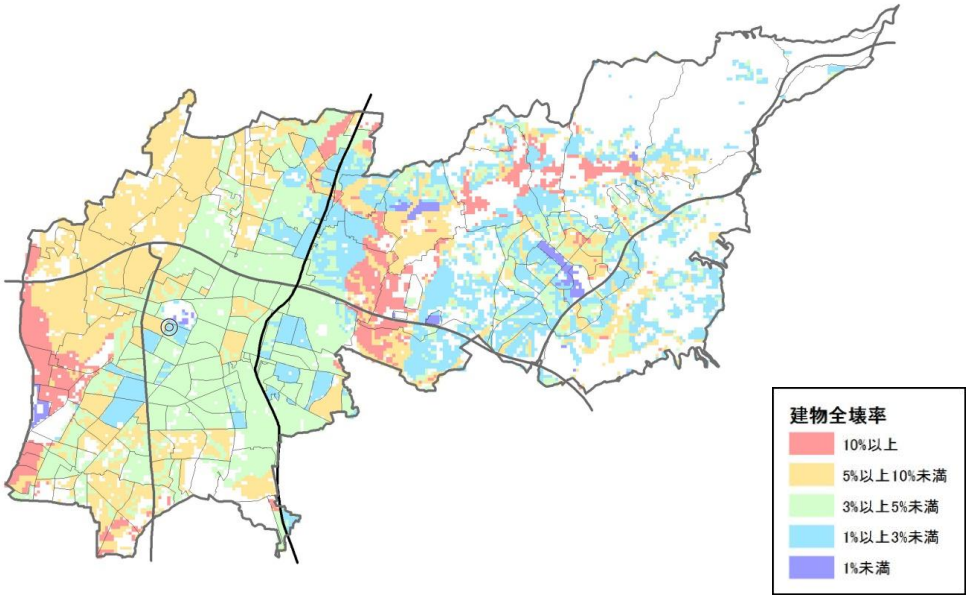

図-2.2.7　想定濃尾地震による建物全壊率分布(50m メッシュ単位)

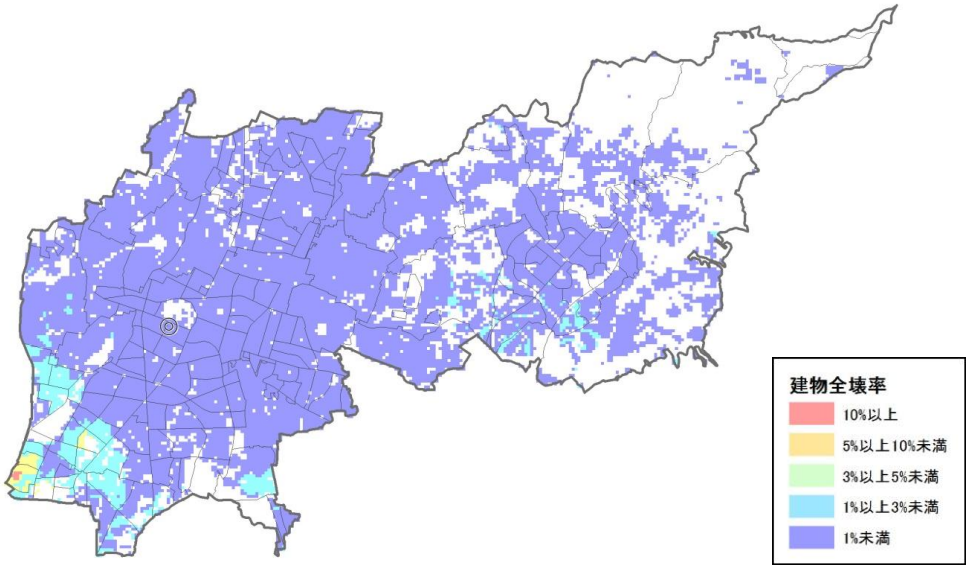

図-2.2.8　南海トラフ巨大地震による建物全壊率分布(50m メッシュ単位)

表-2.2.1　主な被害想定結果〔被害が最大となる冬・夕方(18 時)の災害発生を想定〕

項　　目			想定濃尾地震	南海トラフ巨大地震
建物被害	揺れ・液状化による	全壊棟数(率)	2,673 棟(5.1%)	143 棟(0.3%)
		半壊棟数(率)	8,609 棟(16.3%)	1,481 棟(2.8%)
	がけ崩れによる	全壊棟数	3 棟	1 棟
		半壊棟数	6 棟	3 棟
	火災による焼失棟数(率)		271 棟(0.5%)	0 棟(0%)
道路被害	被害箇所数(率)		7.2 箇所 (0.11 箇所／km)	5.5 箇所 (0.09 箇所／km)
上水道被害	被害箇所数(率)		843 箇所 (0.91 箇所／km)	333 箇所 (0.36 箇所／km)
下水道被害	被害延長(率)		24.9km(4.1%)	12.0km(2.0%)
人的被害	死者	建物被害による	131 人	6 人
		火災による	43 人	0 人
		がけ崩れによる	0 人	0 人
	負傷者 (うち重傷者)	建物被害による	1,059 人(140 人)	163 人(7 人)
		火災による	23 人(17 人)	0 人(0 人)
		がけ崩れによる	0 人(　0 人)	0 人(0 人)
避難者	地震発生 1 日後	避難所避難者	6,517 人	499 人
		避難所外避難者	4,345 人	333 人
		合　計	10,862 人	832 人
	地震発生 1 週間後	避難所避難者	19,343 人	10,431 人
		避難所外避難者	19,343 人	10,431 人
		合　計	38,685 人	20,863 人
	地震発生 1 ヶ月後	避難所避難者	9,638 人	3,260 人
		避難所外避難者	22,488 人	7,607 人
		合　計	32,126 人	10,867 人
帰宅困難者	小牧市内に通勤・通学する他の市町村の滞留帰宅困難者		1,140 人　～　1,385 人	
	他の市町村に通勤・通学する小牧市民の帰宅困難者		1,297 人　～　1,361 人	

※　小数点以下を四捨五入しているため、各項目の合計値と合計欄の値が整合しないことがある。

(３)風水害(豪雨、暴風、洪水)により想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化しています。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

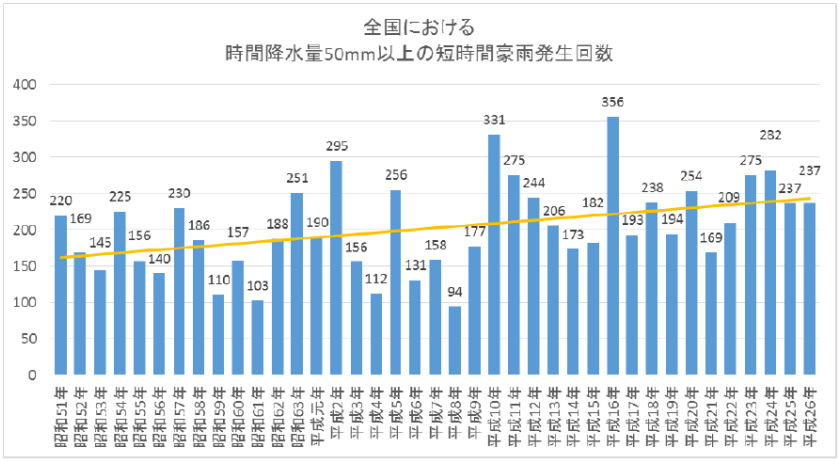

図-2.2.9　全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数

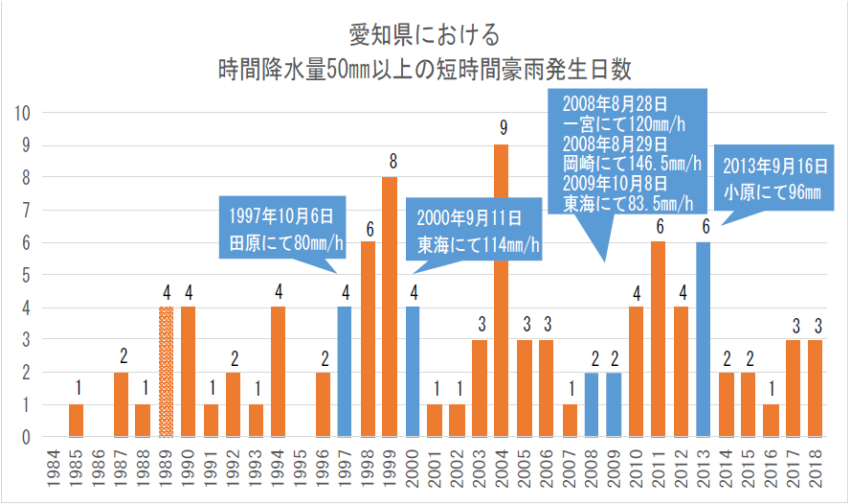

図-2.2.10　愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数

【河川の氾濫により想定される被害】

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川は洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。本市では、洪水予報河川に庄内川、木曽川、新川が指定され、水位周知河川に五条川が指定されており、これらの河川が氾濫した場合の浸水想定区域を設定しています。

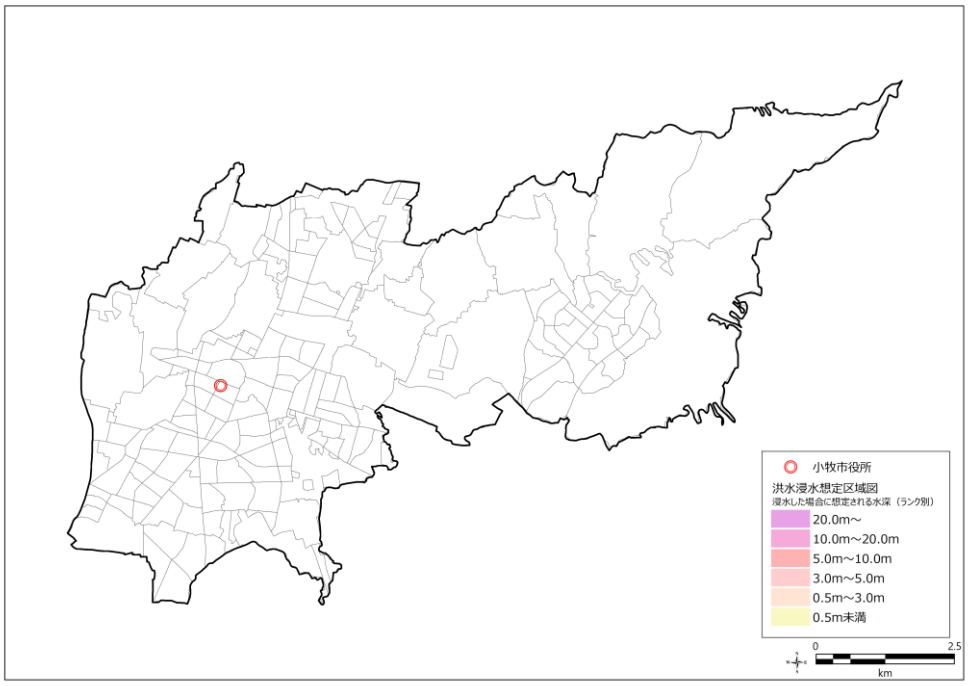

図-3.1.1(1)　庄内川洪水浸水想定区域図(計画規模)

※　庄内川洪水浸水想定区域(計画規模)は、本市域では浸水が想定されていない。

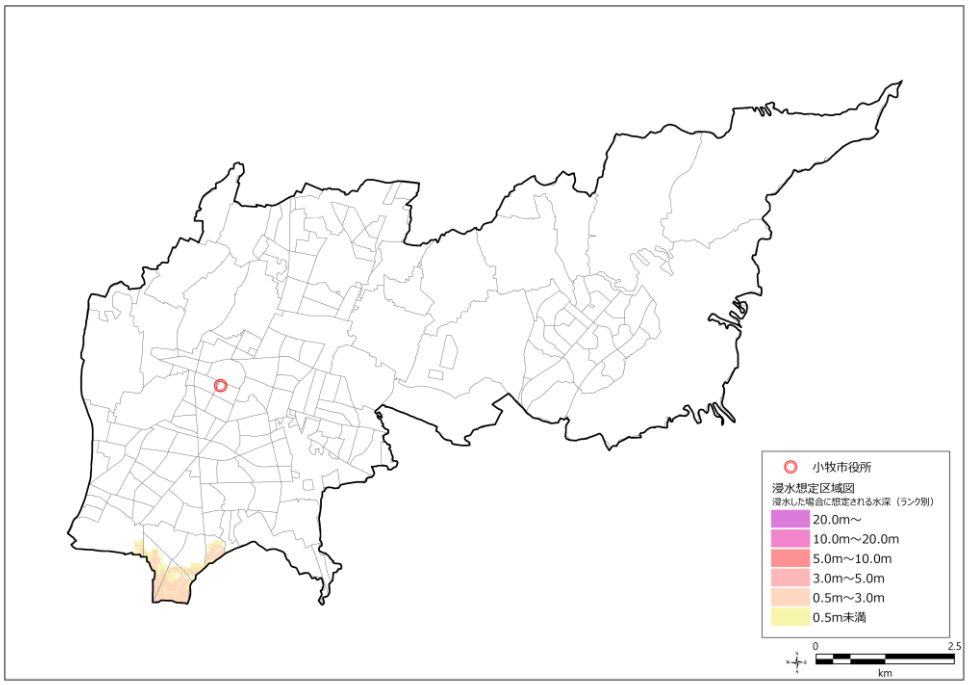

図-3.1.1(2)　庄内川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

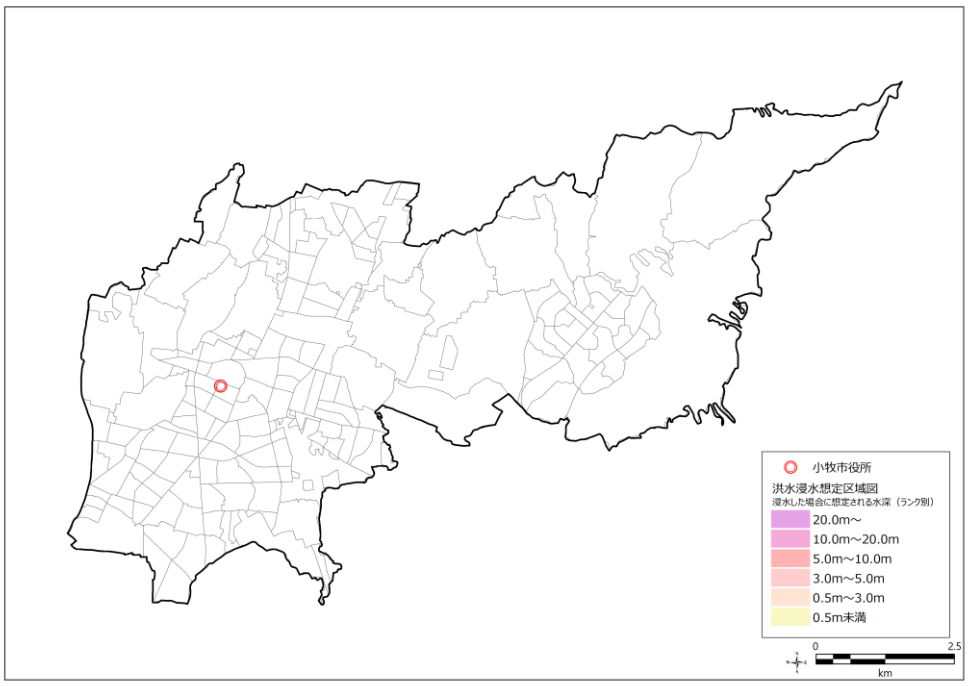

図-3.1.2(1)　木曽川洪水浸水想定区域図(計画規模)

※　木曽川洪水浸水想定区域(計画規模)は、本市域では浸水が想定されていない。

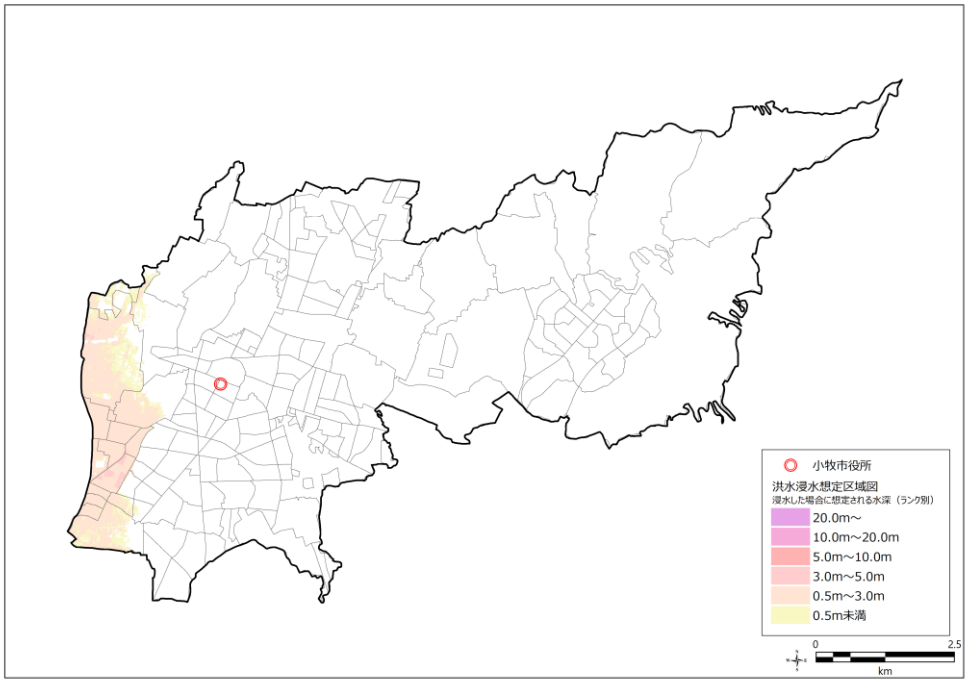

図-3.1.2(2)　木曽川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

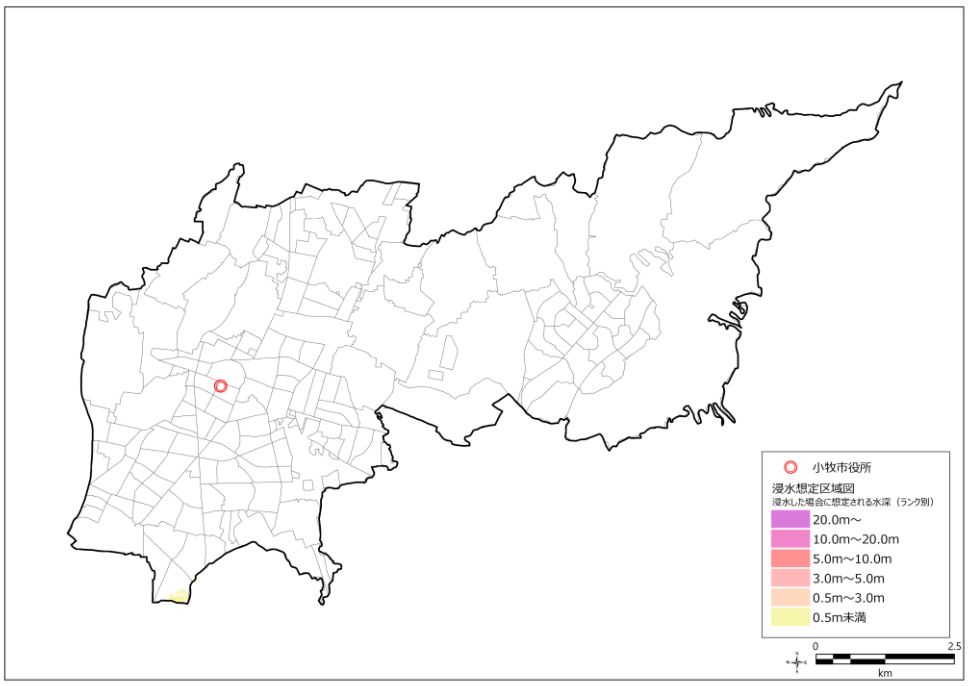

図-3.1.3(1)　庄内川水系新川(大山川)洪水浸水想定区域図(計画規模)

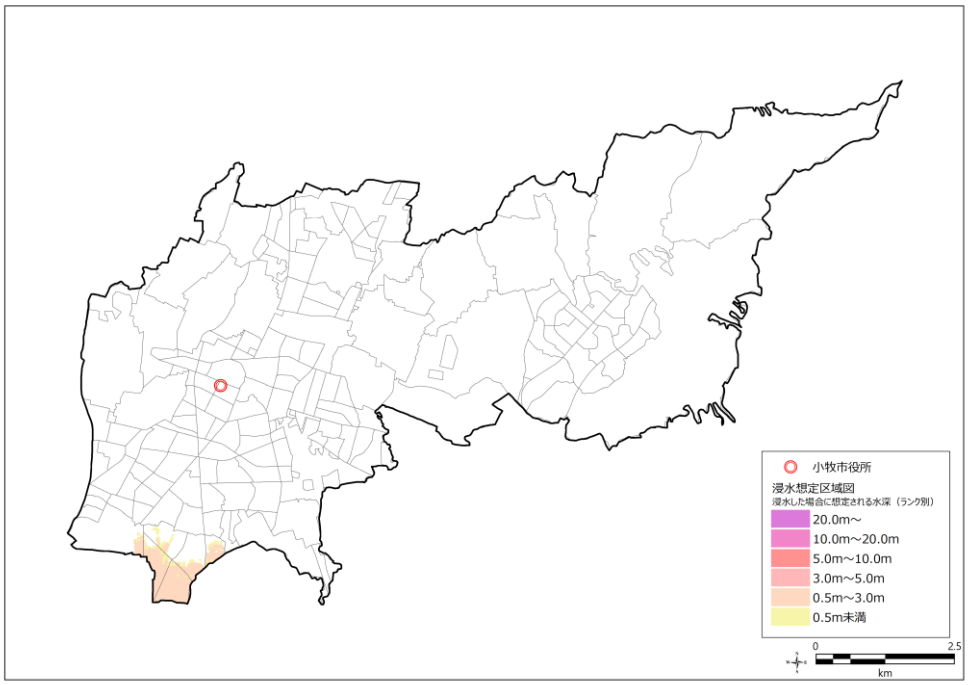

図-3.1.3(2)　庄内川水系新川(大山川)洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

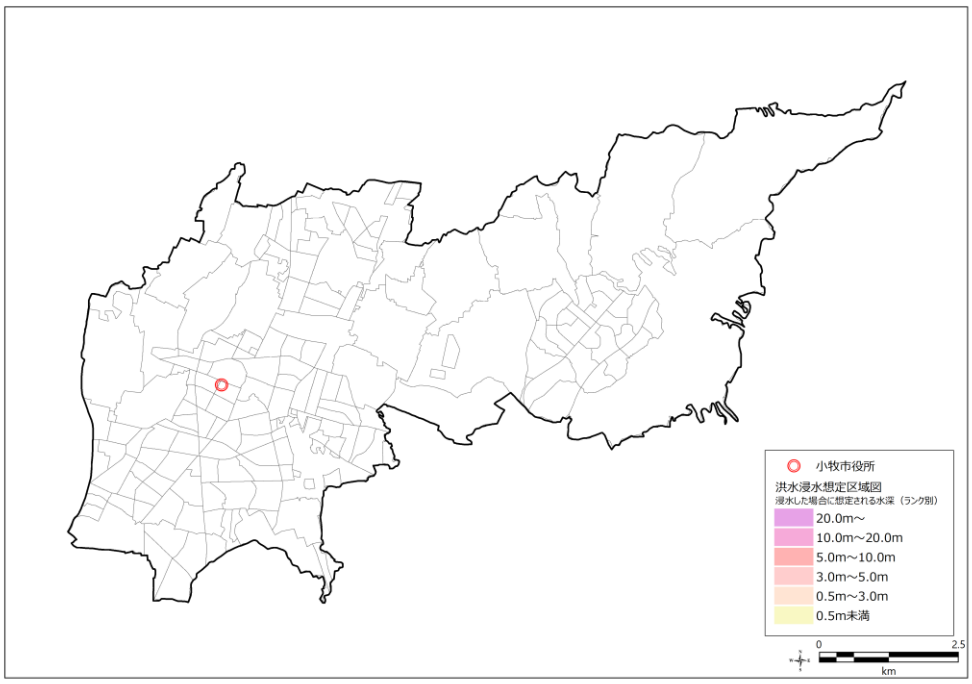

図-3.1.4(1)　庄内川水系新川(五条川上流)洪水浸水想定区域図(計画規模)

※　庄内川水系新川(五条川上流)洪水浸水想定区域(計画規模)は、本市域では浸水が想定されていない。

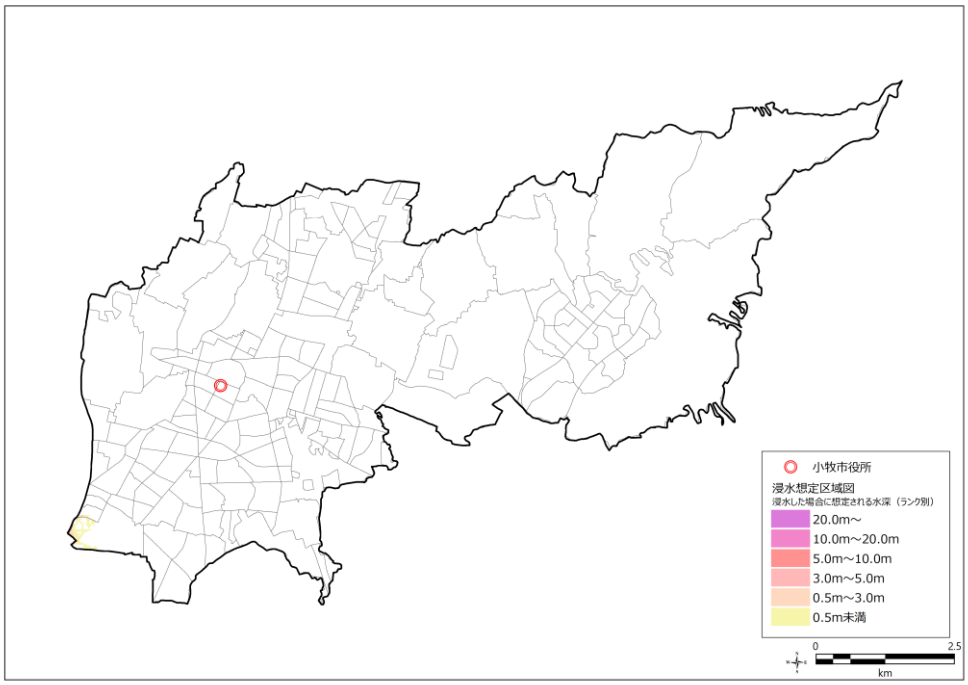

図-3.1.4(2)　庄内川水系新川(五条川上流)洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

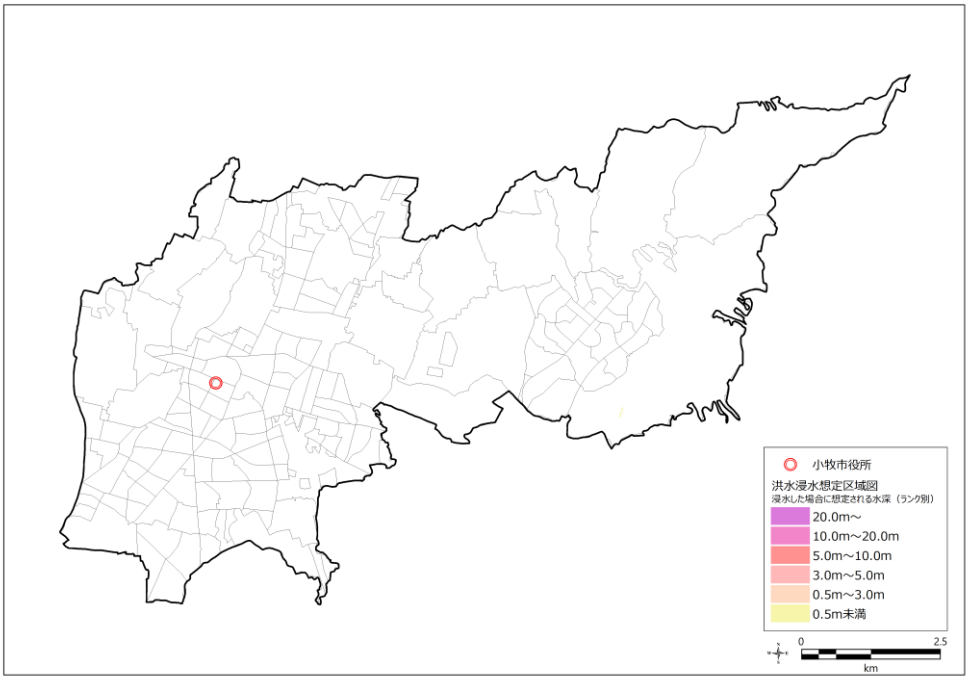

図-3.1.5(1)　庄内川水系八田川流域浸水予想図(計画規模)

※　庄内川水系八田川流域浸水予想図(計画規模)は、本市域では浸水が予想されていない。

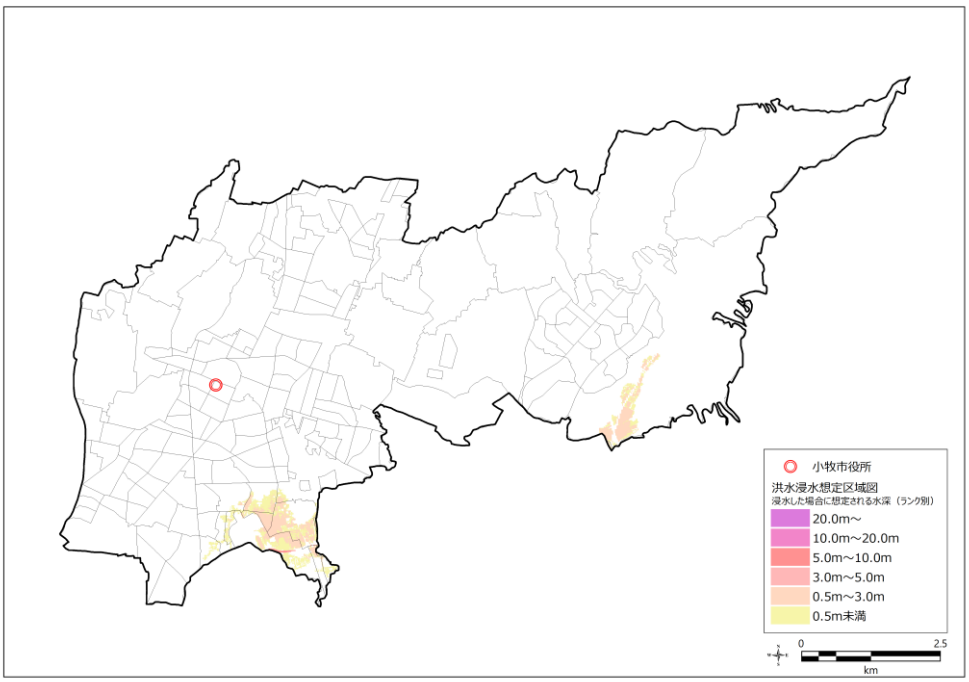

図-3.1.5(2)　庄内川水系八田川流域浸水予想図(想定最大規模)

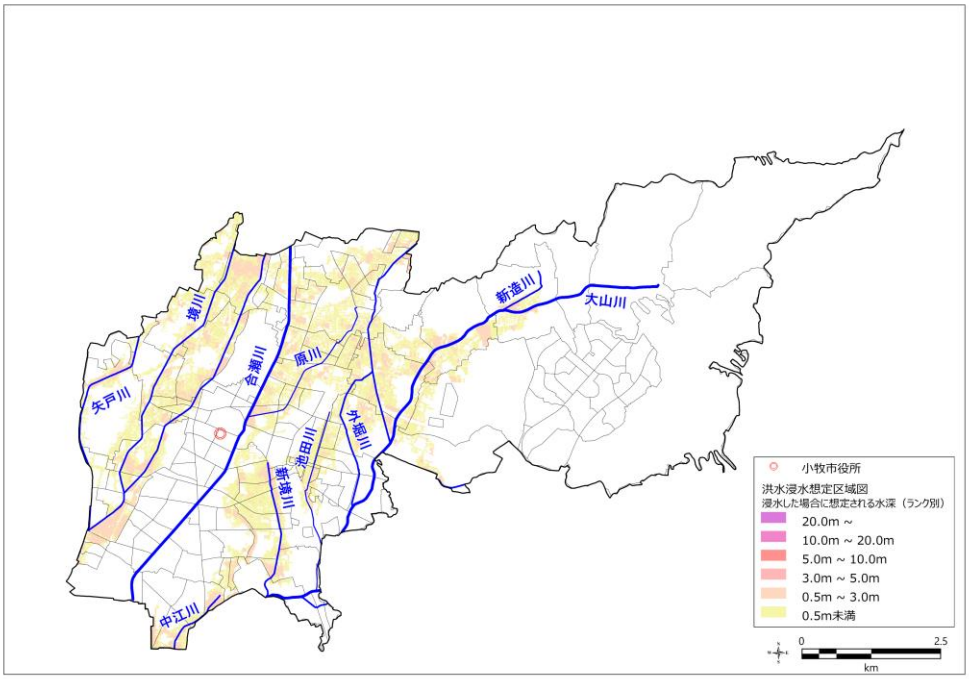

図-3.1.6(1)　庄内川水系新川流域浸水予想図(計画規模)

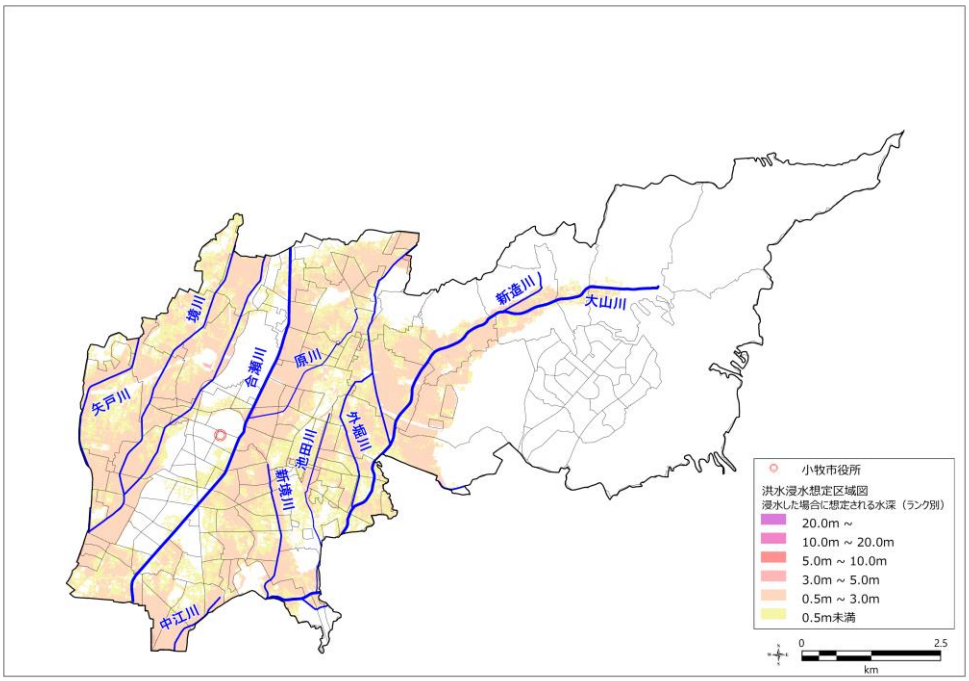

図-3.1.6(2)　庄内川水系新川流域浸水予想図(想定最大規模)

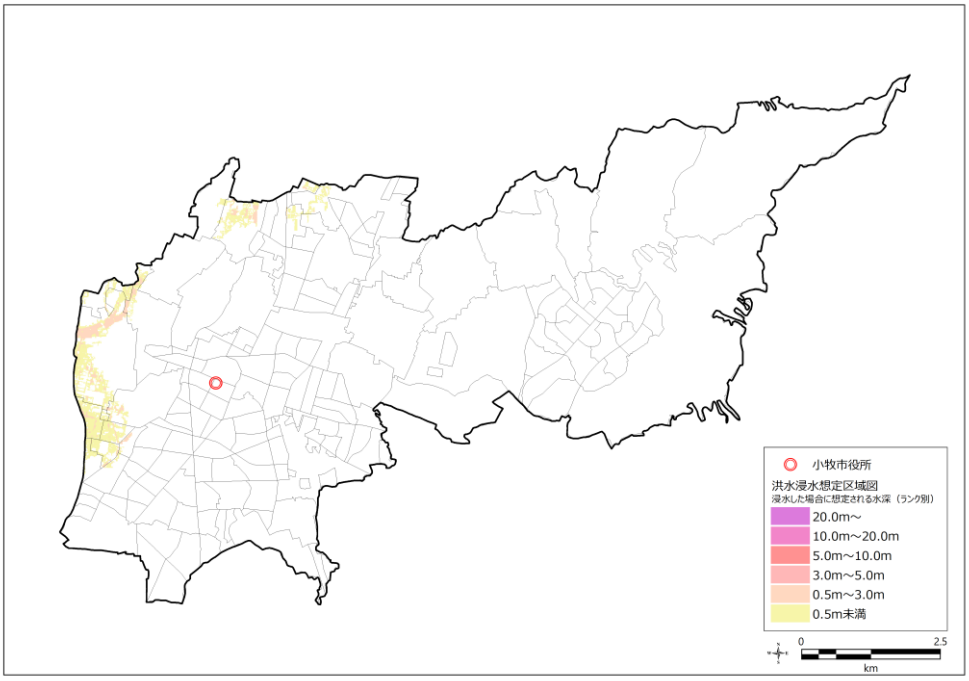

図-3.1.7(1)　木曽川水系郷瀬川流域浸水予想図(計画規模)

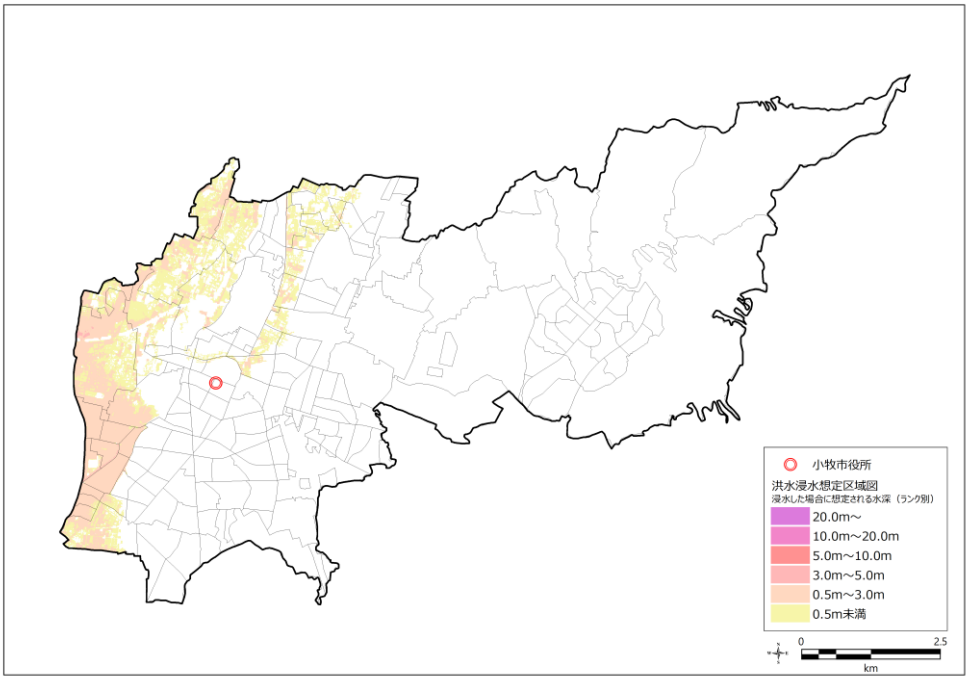

図-3.1.7(2)　木曽川水系郷瀬川流域浸水予想図(想定最大規模)

【ため池の氾濫により想定される被害】

愛知県では、万が一を想定し、入鹿池（犬山市）が満水状態の時に、堤体が破堤し、貯水量の全量が短時間に流出するという条件でシミュレーションを行い、浸水区域と最大浸水深及び到達時間について想定しています。

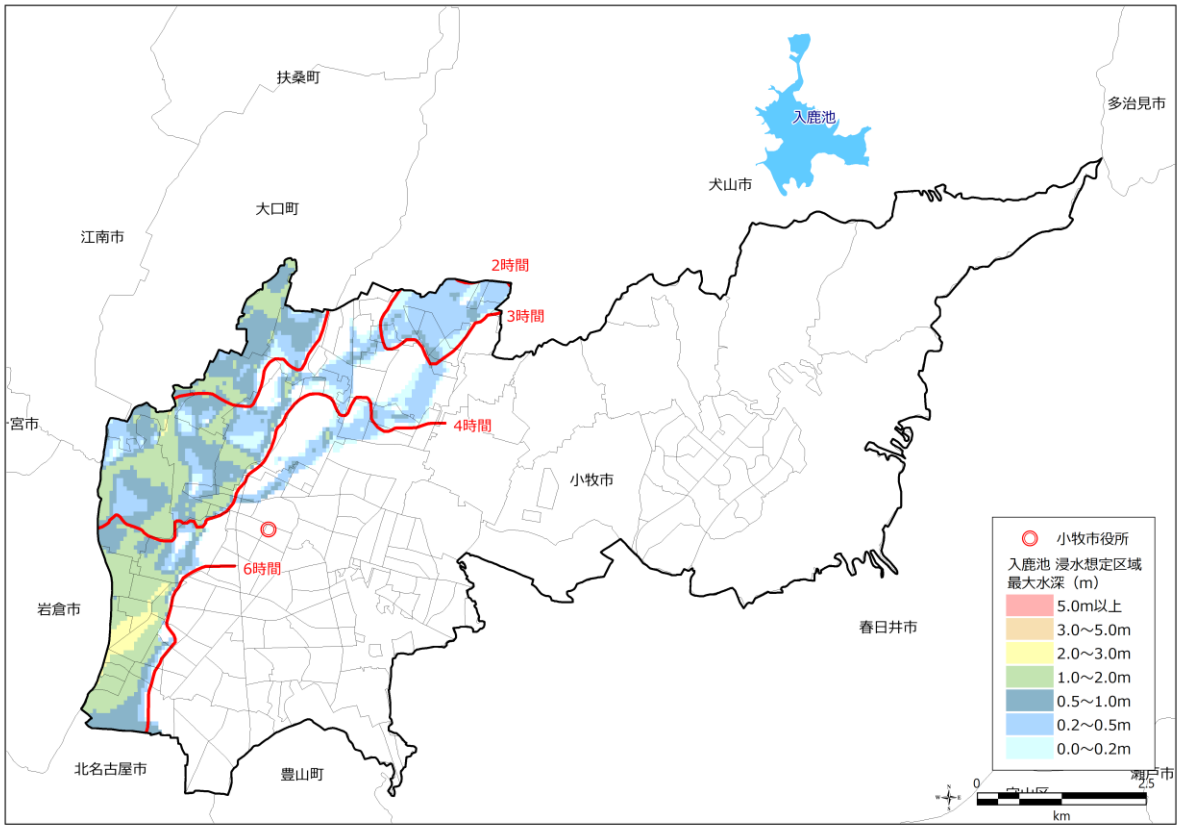

図-3.1.8　入鹿池浸水想定区域図

(４)土砂災害により想定される被害

平成 30 年 3 月に県が公表した土砂災害危険箇所が 50 箇所指定されており、その内訳は急傾斜地が 39 箇所、土石流が 9 箇所です(図-3.1.8(1)～図-3.1.8(2))。土砂災害危険箇所を対象として、県が土砂災害防止法に基づき「基礎調査」を行い、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」に、また、特に大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。

平成 26 年 8 月に発生した広島市の土砂災害では、行政による避難勧告や情報伝達の課題が浮き彫りになりました。そのため、あらかじめ避難すべきエリア、避難行動をとるべきタイミング、とるべき避難行動など災害の切迫性に応じた対応を周知する必要があります。

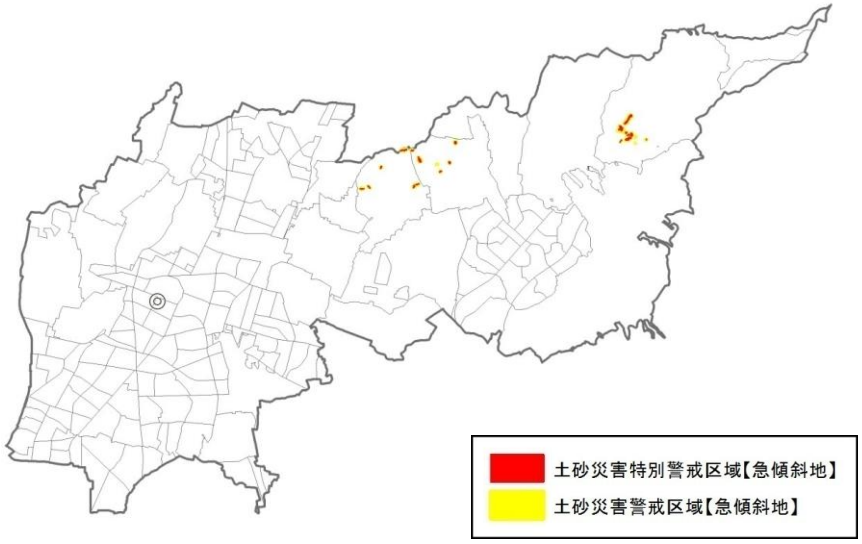

図-3.1.9(１)　土砂災害警戒区域・特別警戒区域の分布図(急傾斜地)

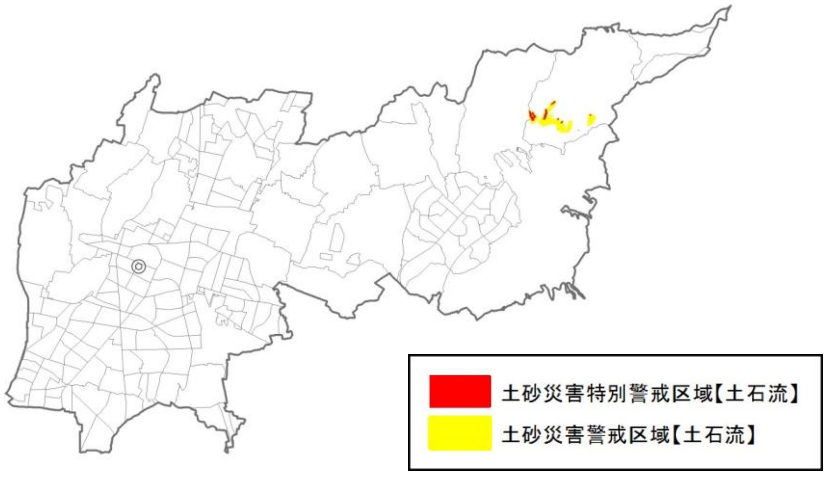

図-3.1.9(２)　土砂災害警戒区域・特別警戒区域の分布図(土石流)

第３章　小牧市の強靭化の基本的な考え方

１　小牧市地域強靭化の基本目標

国の基本計画や愛知県地域強靭化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の４つを基本目標とします。

Ⅰ市民の生命を最大限守る
Ⅱ地域及び社会の重要な機能が致命的な被害を受けず維持される。
Ⅲ市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
Ⅳ迅速な復旧復興

２　小牧市の強靭化と活性化の取組との調和

本市の国土強靭化は、大規模自然災害等の様々な変化への本市の対応力の増進をもたらし、本市の持続的な成長を促すものであり、本市の強靭化を進めることは本市の活性化に寄与するものである。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりをおこなうことは、災害等から市民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・県・市・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、もって中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

こうした観点から、強靭化を進めることが、本市の活性化に結び付くものであることを意識して、地域強靭化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進めることで、本市の豊かさを維持・向上させ、東京一極集中の是正の受け皿となる地域を目指した取組を進める。

３　小牧市の強靭化を進める上での留意事項

小牧市の強靭化の基本目標を実現するため、国・県の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

（１）　社会構造の変化への対応等に係る事項

ア　東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、本市の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システム

の形成につなげる視点を持つ。
イ　本市の強靭化に向け、国、県、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
ウ　少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。
エ　平時からの人のつながりが強靭な社会をつくることを常に念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

ア　災害から得られた教訓を始め、本市の強靭化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。
イ　情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓発、協議会の設置等)により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI 等 を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。
ウ　想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。
エ　施策の重点化や進捗管理(PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクル)を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靭化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。
オ　本計画の施策方針を踏まえた事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靭化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進める。
カ　非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。
キ　女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

第４章　小牧市の脆弱性評価と強靭化の推進方針

１　脆弱性の評価

(１)事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

愛知県地域強靭化計画において設定された「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)をもとに、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と 42 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定しました。

ア　事前に備えるべき目標

①直接死を最大限防ぐ
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③必要不可欠な行政機能は確保する
④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦制御不能な複合災害・二次災害等を発生させない
⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

イ　起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
１直接死を最大限防ぐ	１－１住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	１－２密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	１－３突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	１－４大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
	１－５暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
２救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	２－１被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給停止
	２－２多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	２－３消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	２－４想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	２－５医療施設及び関係者の絶対数不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	２－６被災地における疾病・感染症等の大規模発生
	２－７劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
３必要不可欠な行政機能は確保する	３－１被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	３－２首都圏等での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
	３－３地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
４必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	４－１防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	４－２テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	４－３災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
５経済活動を機能不全に陥らせない	５－１サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	５－２エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	５－３重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	５－４陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	５－５金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	５－６食料等の安定供給の停滞
	５－７異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
６ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	６－１電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	６－２上水道等の長期間にわたる機能停止
	６－３汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	６－４新幹線等基幹的交通から地域交通網まで陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	６－５防災インフラの長期間にわたる機能不全
７制御不能な複合災害・二次災害等を発生させない	７－１地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	７－２沿線・沿道の建物崩壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	７－３排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	７－４有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	７－５農地・森林等の荒廃による被害の拡大
８社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	８－１大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	８－２復興を支える人材等(専門家、コーデイネーター、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態
	８－３広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	８－４被災者の住宅確保等の遅延による生活の遅れ
	８－５貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニテイの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	８－６事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	８－７国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(２)施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

愛知県地域強靭化計画において設定された施策分野を基に、項目の追加や表現の修正を行い、11 の個別施策分野及び 5 の横断的分野を設定しました。

個別施策分野		横断的分野
①行政機能、警察・消防、防災教育等	⑦交通・物流	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市	⑧農林水産	②人材育成
③保険医療・福祉	⑨地域保全	③老朽化対策
④エネルギー	⑩環境	④研究開発
⑤情報通信	⑪土地利用	⑤産学官民・広域連携
⑥産業・経済		

(３)脆弱性の評価及び評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。

具体的には、42 のリスクシナリオごとに本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価として整理しました。次に施策分野についても同様の分析評価を行いました。

国、県、関係事業者などの取組等についても必要に応じて評価の対象に含め分析を行いました。

なお、評価結果については、リスクシナリオごと、施策分野ごとに分けて(別紙)「脆弱性評価結果」としてまとめました。

２　推進すべき施策の方針

(１)リスクシナリオごとの施策の方針

目標１

直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ１－１
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

住宅・建築物等の耐震化の促進

- 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。[市・民間]
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進するとともに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する。[県]
- 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。[県]

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため､耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。[県・市・民間]
- 「特定既存耐震不適格建築物(１号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し､特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する。[市・民間]

交通施設等における脆弱性の解消

- 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材

料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。[国・県・市]

- インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する。[国・県・市]

電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる。[県・市・民間]

地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- 地下空間については、ソフト・ハード両面から防災対策を進める。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める。[国・県・市]

家具・機械設備等の転倒防止及び窓ガラス対策の促進

- 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止及び窓ガラスの飛散防止対策の啓発について、取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。[市・地域・民間]

地域防災力・企業防災力の向上

- 地域防災力を向上させるため、自主防災会等による小学校区単位の地区防災訓練を継続的に推進する。[市・地域]
- 自主防災会、事業所等を対象とした応急手当の普及啓発を進め、人命保護の充実・強化を図る。[市・地域・民間]
- 地域防災リーダー養成講座等の実施により、地域防災力の向上を推進する。[市・地域]
- 企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。[市・地域・民間]

消防団の充実強化の促進等

- 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す。[市・地域]

応急救護所の機能充実等

- 災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充

実を推進する。また、自主防災会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる。[市・地域]

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。[市]

公共施設における耐震対策の推進

- 公共施設における天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策を推進する。[県・市]

社会福祉施設の耐震化の促進

- 昭和 56 年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進する。[市・民間]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
住宅・建築物の耐震化の促進(住宅の耐震化率)	86.9%(2016 年度)	95%(2020 年度)
家具の固定率	38.9%	40%
現在施行中の土地区画整理事業進捗率	83.1%	100%
応急救護所開設訓練実施箇所数現状値	未実施	実施予定
耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数	144 棟(2016 年度)	34 棟(2020 年度)
公園の用地取得	0%	50%
大規模盛土造成地の有無等の公表率	無	有(2020 年度)
市管理道路の無電柱化延長	1.4km　(2019 年度)	1.5km
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済
地域防災リーダー養成講座の修了者数(総数)	85(2019 年度)	年間 18 名程度養成
地域協議会など主体で行う防災訓練への参加者	9,383 人	9,500 人
小学校区単位の地区防災訓練において、訓練内容に応急手当を取り入れた校区数	8 校区	16 校区

リスクシナリオ１－２
密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

火災に強いまちづくりの推進

- 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。[国・県・市](再掲)
- 空き家は、出火の確認、初期消火に遅れが発生しやすく影響が大きくなる可能性が高いことから、空き家対策を推進する。[国・県・市]

災害対応能力の向上

- 災害現場での消火、救助及び救急活動能力を高めるため、水槽付消防ポンプ自動車、化学自動車、はしご自動車、救急自動車等の車両のほか、消防用の装備資機材を充実させるとともに、関係機関も交えた図上訓練、実働訓練等を行うことで、消防及び関係機関全体の災害対応力を向上させる。[国・県・市]
- 消火栓、防火水槽等の消防水利の充実強化を図る。[市]

防火対策の推進

- 消防法に規定する防火対象物について、必要となる消防用設備等の設置、維持管理を徹底し、火災発生時には設備を有効に使用して被害を最小限にできるよう防火体制の充実を図る。[市]
- 自衛消防組織等の防火意識を高めるため、自主防災会、事業所等による消防訓練の充実を図る。[市・地域]

水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等

- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。[県・市・民間]

情報通信関係施策の推進

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Ｊアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。[国・県・市]

消防団の充実強化の促進

- 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な

防災活動に関するマニュアル等の策定を促す。[市・地域・民間](再掲)

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数(再掲)	144 棟(2016 年度)	34 棟(2020 年度)
空き家の戸数	363 戸(2016 年度)	現状値から減少
災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率	取り組み中 (民間は不明、災害拠点病院は 100%)	取り組み中 (民間は不明、災害拠点病院は 100%)
市有施設の耐震化率	100%	現状維持
市立学校の建物(Ｂランク IS 値 0.3 以上 0.7 未満)の耐震化	100%	100%

リスクシナリオ１－３
突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

市街地における河川施設等の強化

- 河川、水門等の耐震化・機能強化のための改修、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備など耐震化･老朽化対策を、国・県・市が連携して推進する必要がある。[国・県・市]
- 堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握する必要がある。[国・県・市]
- 市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する必要がある。[国・県・市]

災害リスクを考慮した土地利用への転換

- 人口減少に適応した都市構造への転換を図るため、居住誘導区域の設定等にあたって、災害危険度が高い区域(土砂災害特別警戒区域など)の除外について検討する。[国・県・市]

ハザードマップの作成・周知啓発

- 水位周知河川等について、最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等が作成・公表された場合、早期に防災ガイドブックを改訂し、住民へ周知啓発することにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。[市・地域]

ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進

- 防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。[国・県・市・地域・民間]
- 大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する。[国・県・市・地域・民間]
- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める。[国・県・市]

- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。[国・県・市]

地下空間における浸水対策等の強化

- 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム(GPS(全地球測位システム)及び GIS(地理情報システム)を活用した位置情報を用いたシステム)など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る。[国・県・民間]

河川の改修

- 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の木曽川・庄内川や、県管理河川の新川(大山川)・五条川等の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。[国・県]

河川氾濫からの減災に係る取組の実施

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。[国・県・市・地域]
- 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する。[国・県・市]
- 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。[市・民間・地域]

水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。[国・県・市]

明確な行動基準の提供

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報等に 5 段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。[県]

情報通信関係施策の推進

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、J アラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。[国・県・

市](再掲)

防災教育の推進

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう、自主防災会等を通じ、継続的に小学校区単位等での地区防災訓練を推進する。また、住民等の自発的な防災活動に関するマニュアル策定を促進する。[国・県・市]

農業用施設の強化

- 大規模災害を未然に防ぐため、農業用水利施設の機能保全のための改修を推進する必要がある。[国・県・市]

気候変動を踏まえた水災害対策

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。[国・県・市]

災害対応力の強化

- 多数の死傷者を発生させないため、被災者救助訓練や災害警備訓練を継続するとともに、救助資機材の整備等の捜索関係施策を推進する。[国・県・市]
- 緊急消防援助隊運用要綱に基づき被災市町村への応援体制を整備するとともに、愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく受け入れ態勢を迅速に行えるよう継続的に訓練を実施する。[国・県・市]
- 消防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。[市]

TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化

- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
河川堤防の耐震化	0.05km	0.3km
河川の水閑門等の耐震化	0 施設	1 施設
農業用排水機場の耐震化	0 箇所	1 箇所
農業用水利施設の改修	6 か所	11 か所
水防訓練の実施	1 回程度／年	1 回程度／年

市管理河川の当面の目標に対する整備率	24%	27%
河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化	1 施設	1 施設
洪水ハザードマップの作成(洪水予報河川、水位周知河川)	2	4
タイムライン策定河川	1	2
浸水区域内にある要配慮利用施設の避難確保計画の策定状況(再掲)	0	10

リスクシナリオ１－４
大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

土砂災害対策の推進

- ソフト対策として、土砂災害(特別)警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、住民の防災意識向上策を推進する。[国・県・市・地域]
- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。[市・民間]
- 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備並びに維持管理・更新を管理者に促す。[国・県]
- 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂･流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂･洪水氾濫)等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を実施する。[国・県]

治山対策の推進

- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、管理が適切にされていない森林について、森林経営管理制度の活用に向けて検討していく。[県・市]

山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応

- 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、森林経営管理制度の活用により、森林を適正に整備し、森林の保全を図りつつ、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。[国・県]
- 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を進める。[国・県]
- 山地における災害に対して人的被害を防止するため、人的被害発生の可能性が見込まれる場所が確認された場合は、県等に対して治山施設の整備を促す。[国・県]

農業用ため池・洪水調整池の安全性向上

- 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池の耐震診断や耐震化、ため

池付帯施設の点検・更新を進める。[国・県・市]

- 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの作成・公表を進める。[県・市]

災害リスクを考慮した土地利用への転換

- 人口減少に適応した都市構造への転換を図るため、居住誘導区域の設定等にあたって、災害危険度が高い区域(土砂災害特別警戒区域など)の除外について検討する。[国・県・市](再掲)

警戒避難体制の整備等

- 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。[国・県・市・地域]

情報通信関係施策の推進

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Ｊアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。[国・県・市](再掲)

災害対応力の強化

- 多数の死傷者を発生させないため、被災者救助訓練や災害警備訓練を継続するとともに、救助資機材の整備等の捜索関係施策を推進する。[国・県・市](再掲)
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。[国・県・市]

TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化

- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める。[国・県・市] (再掲)

東部丘陵地区の亜炭廃鉱に関する調査及び支援制度の創設

- 亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する支援制度の創設を検討する。

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて検討する。[国・県]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
土砂災害ハザードマップ作成箇所数	43 か所	現状維持
農業用ため池の耐震診断の実施	23 箇所	30 箇所
農業用ため池の耐震化等の整備	5 箇所	7 箇所
農業用ため池付帯施設能力算定	26 箇所	37 箇所
農業用ため池付帯施設の更新	0 箇所	2 箇所
農業用ため池のハザードマップの作成・公開	26 箇所	32 箇所

リスクシナリオ１－５
暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

適切な情報提供及び情報の利活用の促進

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の高度化を進めるとともに、平時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が観測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道やバスの車内に多数の旅客が取り残される事態を回避させる。[国・県]

エネルギー供給施設のハード・ソフト対策

- 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備など、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施していく。[国]

情報提供手段の多重化推進

- 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Ｌアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにする。[国・県・市]

災害情報収集機能の強化、高度化

- 降雪の影響等の情報の収集を行うため、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める。[国]

道路交通確保の取組等

- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、地域の実情に応じたスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。また、鉄道交通を確保するため、新幹線が雪に強いインフラであるという観点も踏まえ、新幹線鉄道網の整備を進める必要があるほか、在来線の除雪体制の構築等を進める。[国]

建設業の就労環境改善等

- 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不

足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。[国]

継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- 身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。[国]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

目標２

救助・救急 、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ２－１
被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給停止

物資輸送ルートの確保･道路等の災害対策の推進･基幹的交通ネットワークの確保

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。[国・県・市]
- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。[国・県・市]
- 地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める。[国・県・市]
- 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市]

迅速な輸送道路啓開等に向けた体制整備

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。[国・県・市]
- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。[国・県・市]
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。[国・県・市]
- 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。[国・県・市]

物資調達の仕組みの構築、情報収集手段の活用

- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する必要がある。また災害関連情報の収集・提供を行うため、導入された小型無人機の活用、防災システム等、早期の情報収集手段の活用に

努める。[国]

応急給水体制の確立

- 災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、訓練等について継続する。[市]

ガス管の耐震対策等の推進

- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを促進する必要がある。また、ガス事業者等に対して、ガス管供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続するよう促す。[国・県・民間]

燃料等

- 公的施設・避難所等における燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。[国]

電力設備等の早期復旧体制整備の推進

- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。[民間]

停電時における電動車等の活用

- 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。[県・民間]

水道施設の老朽化対策等の推進

- 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。[国・県・市]
- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用や応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。[国・県・市]

学校施設

- 指定避難所である小中学校の断水時のトイレや電力、耐震化済の非構造部材の維持保全、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する。[国・県・市]

備蓄の推進

- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベントや自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について

啓発を強化する。[市・地域・民間]

- 本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。[市]

応急用食料の調達

- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の促進を図る。また、県と協力して、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じた検証を促す。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせた精査を促進する。[国・県]

避難所等における防災機能強化

- 公的施設や指定避難所である小中学校における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。[国・県・市]

物資輸送体制の確立

- 地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者等多様な関係者が連携して、ラストマイルを中心とした訓練等を実施し、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う。[国・県・市・民間]

物資調達・受援体制の構築

- 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。[県・市・民間]
- 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。[国・県・市]

大規模災害時の地域的な連携の推進

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の地域的な連携体制や応援体制を構築する。また、消防団等の充実強化を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。[国・県・市・民間]

食料備蓄の検討

- 災害時に備え、農業協同組合と連携し食料となる農産物等の確保や計画的な備蓄ができるよう検討を進めていく。[国・県・市・民間]

住宅・建築物の耐震化等の促進

- 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅･建築物等の耐震化を進める。[国・県・市]

消防団等の充実強化の促進

- 消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す。[国・県・市・地域](再掲)

関係事業者間の協力体制整備

- 停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。[県]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
水道管の管路更新率	0.63%	1.0%以上
水道管の耐震化率	22.2%	28.4%
災害救助用食料の充足率	100%	現状維持
物流事業者団体との災害時支援協定の充実	3 団体	検討中
災害救助用備蓄物資と合わせ、県・市が拠出するべき物資の調達先の確保	16 団体	検討中
応急用食料の充足率	100%	現状維持
都市計画道路供用延長	84.5 ㎞	108.5 ㎞(全延長) *2023 年度目標値ではない。
緊急輸送道路等の整備延長	10.6 ㎞	10.6 ㎞
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済

リスクシナリオ２－２
多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

孤立地域等の発生防止

- 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市]
- 消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める。[国・県・市]
- 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。[国・県・市]

多様な情報収集・提供手段の確保

- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、小型無人機の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報システムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。[国]

山間地等における避難路等の確保の促進

- 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、貨物輸送事業者の BCP 策定、海抜表示シートの整備、山間地等において、民間等が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。[国・県・市]

家庭における食料備蓄の促進等

- 災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、地域防災計画においても孤立対策を検討する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する。[国・県]

TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化

- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める。[国・県・市](再掲)

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
緊急輸送道路等の整備延長(再掲)	10.6 ㎞	10.6 ㎞

緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済

リスクシナリオ２－３
消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

災害対応の体制・資機材の強化

- 活動拠点となる消防庁舎について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行う。[市]
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、救助救急活動用の消防車両･資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める。[市]
- 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、夜間対応も含めた情報通信、施設、装備資機材等の耐災害性の充実強化・高度化を推進する。[国・県・市]
- 災害時においても、救急活動の質を維持するために救急救命士及び救急隊員資格者の育成を図る。[国・県・市]
- 災害発生時の情報収集手段としてドローンの効果的運用を促進する。[市]

災害対応業務の実効性の向上

- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。[国・県]
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。[国・県]

自治体等の活動の支援

- 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等を支援する。[国・県]

市民に対する応急手当の普及啓発

- 救急車の到着が大幅に遅れることを想定し、市民が応急手当を身に付けることが必要である。このため、消防本部(消防署)は応急手当普及活動を推進し、救命講習等を積極的に開催する。[国・県・市]

道路の災害対策の推進

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、かつ救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める。[国・県・市]

消防団の災害対応力の強化

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。[市]
- 消防団員の活動拠点となる消防団車庫や消防団車両等の施設設備の維持管理を行う。[市]

消防団の充実強化の促進

- 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す。[国・県・市](再掲)

後方支援を担う新たな防災拠点の確保

- 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた県の検討に協力する。[国・県・市]

道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。[国・県・市]

いのちとくらしを支える交通環境の形成

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する。[国・県・市]

避難行動要支援者の救助・救急活動

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。[国・県・市・地域]

住宅・建築物の耐震化等の促進による死傷者発生の抑制

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
消防団員の定員の充足率	100%	現状維持
自主防災組織による活動カバー率	94%	100%
消防団啓発普及活動の実施	2 回/年	2 回/年
消防団協力事業所制度の実施	未実施	実施
救急救命士の救急車搭乗率	100%	現状維持
救命講習又は救命入門コースの受講率(受講者数/人口)	27.2%	36.8%
都市計画道路供用延長(再掲)	84.5 ㎞	108.5 ㎞(全延長) *2023 年度目標値ではない。
緊急輸送道路等の整備延長(再掲)	10.6 ㎞	10.6 ㎞
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済

リスクシナリオ２－４
想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

帰宅困難者等支援対策の推進

- 小牧駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する。[市・民間]
- 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護について啓発を推進する。[市・民間]

受け入れ施設の整備

- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受け入れスペース、備蓄倉庫、受入関連施設(自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等)の耐震化その他の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な滞在場所を確保していく必要がある。また徒歩帰宅者の休憩・情報提供の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。[国・県]

交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促すとともに、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を促進する。[国・県・市]

代替輸送手段の確保等

- 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。[県・市・民間]

プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等

- 災害時に自動車運転者等に、適切な情報を提示するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める。[国・県]
- 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、

通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。[国・県・民間]

効果的な情報提供

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導人や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める。[国・県]

鉄道の運行再開の調整等

- 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。[国・県・民間]

地方行政機関等の機能低下の回避

- 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

リスクシナリオ２－５
医療施設及び関係者の絶対数不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医療リソースの供給体制の確立

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水･食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。[国・県]
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。[国・県]

災害拠点病院等の防災・減災機能の強化

- 災害拠点病院として小牧市民病院の耐震化を図り、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。[国・県・市・民間]

小牧市民病院の災害医療体制の確保

- 小牧市民病院に対して、3 日間程度必要となるエネルギー、薬品、機材の確保をする。災害派遣医療チーム(DMAT)の受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する。[国・県・市]

人工透析患者等への対策

- 小牧市民病院において、人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者のために、人工透析用の水を備蓄するとともに、井戸水をろ過する装置を維持し、平常時からの水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、マンホールトイレや簡易トイレを備蓄し、下水道が使用できない場合にも備える。[国・県・市]
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。[国・県・市]

多数の負傷者が発生した場合の対応

- 多数の負傷者が発生した際、トリアージを適切に実施し、院内あるいは必要に応じて被災地外に搬送する対応等が適切にできるよう、災害訓練を定期的に実施する。[国・県・市]

災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の計画的な養成等

- DMAT については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成するとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図る。DMAT 以外にも、DPAT や災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。[国・県]

災害時における医療機能の確保・支援体制強化

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。[国・県]
- 県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行う等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する。[国・県]

災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保

- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。[国・県]

救命体制の強化

- 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う。[市]

医師会等関係機関との連携強化

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関と連携体制を強化する。[市・民間]

災害時の医療提供のためのルート確保

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路の地震対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める。[国・県・市]

救急搬送の遅延の解消

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。[国・県・市]
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。また、発災時においても円滑な交通確

保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。[国・県・市]

- 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。[国・県・市]

孤立地域における救急・救命体制の確保

- 災害により孤立化が危惧される地区について、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急救護所設置、運営体制の充実など本市との連携を強化する。[国・県・市・地域]

要支援者の一時的受入体制の整備

- 自宅での被災生活や指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要支援者が二次的に避難する場所を確保するため、福祉避難所や社会福祉施設への受入体制の整備を推進する。[市・民間]

災害時保健活動の確保

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開できるよう県(保健所)と連携を図り、避難所での保健活動ができるよう他県他市からの応援保健師を受け入れができるよう体制を整備する。[県・市]

災害時における燃料の確保

- 活動拠点のうち、消防本部が管理する消防本部庁舎、東支署、尾張中北消防指令センターにおける、非常用発電設備の維持管理に努める。[市]
- 市役所､消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う。[市・民間]

災害時における電力の確保

- 市役所や消防署等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める。[市]

小牧市民病院の施設・設備の耐震化

- 小牧市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、診療棟の免震化、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置､非常用発電設備、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化などを推進する。[市]

道路の災害対策の推進

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、かつ救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める。[国・県・市] (再掲)

迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。[国・県・市] (再掲)

物資輸送ルートの確保･道路等の災害対策の推進･基幹的交通ネットワークの確保

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。[国・県・市] (再掲)
- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。[国・県・市](再掲)

災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進

- 小牧市民病院において、災害拠点病院の機能として停電時も３日間程度は災害時の診療機能を維持する電力を確保するために非常用自家発電設備を維持し、必要量の燃料を備蓄する。[市]
- 小牧市民病院におけるエネルギー確保については、自家発電設備に使用する燃料等の備蓄を継続して維持するとともに、発災時に燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関・事業者との連携性を高める。また、コージェネレーション設備の導入など、多様なエネルギー源を活用し、耐災害性を向上する。[市・民間]

要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。[国・県・市・民間]

住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進

- 住宅･建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
通常時の６割程度の発電容量がある自家発電施設を保有し、燃料を３日分程度確保の達成率	100%	100%

都市計画道路供用延長(再掲)	84.5㎞	108.5㎞(全延長) *2023年度目標値ではない。
緊急輸送道路等の整備延長(再掲)	10.6㎞	10.6㎞
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう6、横断歩道橋5)耐震化済	11(橋りょう6、横断歩道橋5)耐震化済
災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数	3団体 (医師会、歯科医師会、薬剤師会)	現状維持
平成25年4月から適用の新たな要件を満たす災害拠点病院	現状維持	現状維持
災害医療活動に係る情報収集等の研修・訓練の実施	年1回以上	年1回以上
災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率	取り組み中 (民間は不明、災害拠点病院は100%)	取り組み中 (民間は不明、災害拠点病院は100%)
災害拠点病院におけるDMAT保有率	3チーム保有(100%)	現状維持

リスクシナリオ2－6
被災地における疾病・感染症等の大規模発生

衛生環境の確保等

- 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。[国・県・市]
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。[国・県・市]

下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠は耐震化済である。また、下水道 BCP の充実を促進する。[国・県・市]

避難所となる施設の衛生環境の確保

- 避難者にインフルエンザ、ノロウィルス、O157、コロナウィルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、検討する。[国・県・市]
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。[国・県・市・民間]

感染症予防の周知啓発

- 災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症の拡大・疾病予防のための情報提供をホームページへの掲載や SNS などで発信する。また避難所でのポスターの掲示・チラシの配布・広報車等で周知啓発を図る。[市]

医療機関等との連携及び活動資機材の整備

- 大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。[市・民間]

住宅・建築物の耐震化の促進による避難者発生の抑制

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

リスクシナリオ２－７
劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

避難所としての防災機能強化

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく。[国・県・市]

要配慮者に対する配慮等

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアル策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。[国・県・市]

地域における防災マニュアル策定の普及・啓発

- 災害時に住民が自発的な防災活動ができるために自主防災組織、地域協議会などの単位で、地域の防災マニュアル策定を促すとともに、いざという時に迅速かつ的確に活動できるように、継続的な防災訓練の実施を推進する。[県・市]

後方支援に関する人材養成等

- 避難所で必要となる水､食料､燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化､危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。[国・県・市・地域]

保健活動チームの効率的な連携

- 災害対策本部と保健活動チームが連携を図り、被災各地区の保健ニーズに応じた保健活動チームが適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする。[県・市]

保健師等による避難所等の支援体制の整備

- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。[国・県・市]

医療情報の共有

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、在宅医療、介護連携ツール(電子@連絡帳)において共有されている患者情報を有事の際には、必要とする機関に市からも提供できるように検討する。[国・県・市]

被害認定調査の運用改善

- 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニテイの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。[国・県・市]

避難所の大幅な不足への対応

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進めるとともに、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態の緩和していくことにより、避難所の需要を大幅に低減させていく必要がある。[国・県・市]
- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。[国・県・市]

災害時の環境悪化防止策

- 予定避難施設に要配慮者用のトイレを備蓄しているが、その組み立て法、使用法に関して啓発教育を実施する。[市]
- 居住環境、プライバシー確保のためのパーテーションを備蓄しているが、その組み立て法に関して啓発教育を実施する。[市]

災害時の保健医療体制

- 在宅を含む避難者の健康状態を把握でき、不調の兆候を早期に発見できるよう医師、保健師等により巡回指導が行える体制を構築するとともに、必要な医療情報の提供を行う。[国・県・市]
- 三師会と会合及び定期的な訓練を実施し、困難な状況下における医療体制の確保要領について認識の統一を図る。[市]

要配慮者等への支援体制の整備

- コミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障害者の避難所生活支援を推進する。[市]
- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。[国・県・市]
- 大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム(DCAT)について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。[国・県・市]
- 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、ホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する。[市]

マンホールトイレの整備

- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する。[県・市]

避難所の耐震化等の推進

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示(防災関係機関への地点番号のデータ配布)を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。[国・県・市]

避難所用備蓄品及び救助用資材の確保

- 主たる避難所である小中学校、高等学校に備蓄している避難所用備蓄品については、常に内容の検討･追加を行うとともに、適正な保管を推進する。[市]

避難所外避難者への対策の整備

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために市による被災者台帳作成の事前準備を促進する。[国・県・市]

防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進

- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。[国・県・市]

避難者の生活支援等

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。[国・県・市]
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給のために、オープンスペースの使用について事前に検討しておくとともに、復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境や地域コミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。[国・県・市]
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。[国・県・市]

中長期的な健康管理の構築

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や深部静脈血栓症・肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ､復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、県(保健所)をはじめ、医療関係者、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく。[国・県・市]

避難行動要支援者への支援

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。[県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
非常用自家発電設備の整備	1 施設	1 施設
避難所開設運営マニュアルの整備	整備済み	現状維持
関係職員を対象とした運営訓練の実施	1 回／年	現状維持
マンホールトイレの整備数	2 施設	検討中
地域協議会などが主体で行う防災訓練への参加者(再掲)	9,383 人	9,500 人
コミュニケーション支援ボード設置個所数(地震避難所 40 カ所)	整備済み	現状維持

目標３

必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ３－１
被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

災害時防犯体制の強化

- 大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗や街頭犯罪等の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する。[市・地域]

緊急交通路の確保

- 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。[国・県・市]

信号機電源付加装置の整備

- 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。[国・県・市]

道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等

- 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。[国・県・市]

地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。[国・県・市・地域]
- 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。[国・県・市・地域]

警察署等の耐震化の促進

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進するよう、県に促す。[県]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
自主防犯団体活動の参加者数	2,522 人	現状維持

リスクシナリオ3－2
首都圏等での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

市役所の業務継続力の強化

- 小牧市防災アセスメント調査結果を踏まえた「小牧市役所地震対策業務継続計画」に基づき、大規模災害時における庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる必要がある。[国・市]

連携体制の確保

- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、県・他市町村・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する。[国・市]

インフラ対策

- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、施設性の強化等を着実に推進する。[国・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
業務継続計画の策定	策定済み	現状維持
災害対応図上訓練の実施(風水害、地震対応)	年 2 回	現状維持

リスクシナリオ３－３
地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

市役所機能のバックアップ施設の検討

- 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う。[市]

防災拠点等の災害対応力強化

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の地震対策や水害対策を推進するとともに、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。[県・市]

道路の防災対策の推進

- 大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、道路の地震対策等を推進する。[県・市]

災害対応の体制・資機材の強化

- 活動拠点となる消防庁舎について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行う。[市](再掲)

大規模災害時における広域連携の推進

- 協定している市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。[県・市]

受援体制整備促進

- 愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく、緊急消防援助隊の受け入れ体制を迅速に行えるように継続的に訓練を実施する。[県・市]

地方行政機関等の機能維持

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。[県・市]

行政職員の不足への対応

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れにより業務継続体制を強化するための対策を実施するとともに、市における受援体制の整備を促進する。[県]

復旧復興施策や被災者支援の取組等

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を県と共有し、県と協力して災害からの復旧・復興施策や発災時

の被災者支援の取組の向上を図る。[県・市]

- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。[県・市]

防災拠点等の耐震化等の推進

- 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震や浸水被害に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。警察署等の防災拠点となる公共施設等について、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む。[国・県・市]
- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。[国・県・市]

防災拠点等の電力確保等

- 電力事業者と連携し、災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための協定締結等の体制を整備する。[国・県・市・民間]
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、3 日分以上の備蓄等を促進する。また、県が推進する、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築に協力する。[国・県・市・民間]

道路の防災対策等

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める。[国・県・市]

住民等の自発的な防災行動の促進

- 自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す。[市・地域]

公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく。学校施設においては、耐震化済みの非構造部材の維持保全を推進する。[国・県・市]

タイムラインの策定

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する。[国・県・市]
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する。[国・県・市]

応急活動等の継続のための事前対策

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する方策を検討する。[国・県・市]

災害応急対策の実施体制の確立

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。[国・県・市]

国・県・市間の連携強化

- 市の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。[国・県・市]
- 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
防災拠点となる公共施設等の耐震化率	100%	100%
業務継続計画の策定(再掲)	策定済み	現状維持
災害対応図上訓練の実施(風水害、地震対応)(再掲)	年２回	現状維持
課長職に対する防災研修の実施	年１回	現状維持
総合防災訓練の実施	年１回	現状維持
シェイクアウト訓練の実施	年２回	現状維持
地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定の防災訓練を毎年度実施	16 小学校区で実施	現状維持

市管理道路の無電柱化延長(再掲)	1.4km(2019 年度)	1.5km
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済
学校の耐震化(非構造部材除く)市立学校	100%	100%

目標４

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ４－１

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

情報通信機能の耐災害性の強化・高度化

- 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。[県・市]

情報通信システムの電源途絶に対する対応検討

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、小牧市役所 BCP の見直しを図る。[市]
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。[民間]

情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。[国・県・市・民間]

土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

- 全ての都道府県において平成 31 年度末までに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づく基礎調査を完了させる目標に基づき、おおむね基礎調査及び区域指定の見込みが立ったところであり、これを踏まえて実施すべき警戒避難体制の整備を推進する。[国・県]

災害時における燃料の確保

- 活動拠点のうち、消防本部が管理する消防本部庁舎、東支署、尾張中北消防指令センターにおける、非常用発電設備の維持管理に努める。[県・市]

災害対応力の強化等

- 県が進める、大規模災害を想定した広域的な訓練に協力し、総合的な防災力の強化を進める。また、県に対し、通信インフラ等が被害を受けないよう洪

水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実することを促すとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図ることを促す。さらには、通信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策の推進を促す。[国・県・市]

- 県が進める、準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等に協力する。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
市管理道路の無電柱化延長(再掲)	1.4km(2019 年度)	1.5km
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済

リスクシナリオ４－２
テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

多様な情報提供手段の確保

- 観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線ＬＡＮの整備を推進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線ＬＡＮを使えるよう、災害用統一 SSID「00000ＪＡＰＡＮ」の普及・啓発を進める。[国・県・市・民間]
- テレビ・ラジオ(コミュニティ放送を含む。)のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム(Lアラート)の導入促進など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害 FM 放送局の開局も検討する。さらには、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める。[国・県・市・民間]

災害時情報の多重化

- ICT を用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する(SIP の活用)。[国・県・市]

市民への確実な情報の伝達

- 市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、小牧市防災情報メール、ホームページ、SNS 等を整備しているが、小牧市防災情報メールのさらなる普及を推進する。また、メール配信、ホームページ、SNS 等既存の伝達手段で、情報が届きにくい世帯を減少させるため、地域別にグループ分けした登録者へ FAX 送信や電話発信を行うシステム導入促進を図るとともに、関係団体の協力をえて、聴覚、視覚障害者世帯、高齢者世帯、外国人世帯等を対象に重点的に登録促進を推進する。[市・地域]

放送設備等の防災対策

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。[国・県・民間]

情報伝達手段・体制の確保

- 民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体

制の維持を図る。[国・県・民間]

- また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める。[国・県・民間]

民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等

- 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。[国・県・市・民間]

災害対応業務の標準化

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。[国・県・市]

道路被害情報共有の強化

- 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。[国・県・市]

水防テレメータシステムの整備

- 県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を促す。[国・県・市]

土砂災害警戒情報等の提供

- 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
防災情報メール等配信サービス登録者数(メール、架電・ＦＡＸ)	7,529 人	7,700 人

リスクシナリオ４－３
災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

道路に対するハード対策
- 道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。[国・県]

通行時実績情報の提供
- 通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。[国・県]

広域的な訓練の実施
- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。[国・県]

交通ネットワーク対策
- 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。[国・県]

情報収集手段の多様化と一元的集約
- ETC2.0 車載器及び ETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。[国・県・市・民間]
- 災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。[国・県・市・民間]

適時・適切・確実な情報の発信
- 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障害者情報が届きにくい世帯を減少させるため、地域別にグループ分けした登録者へ FAX 送信や電話発信を行うシステム導入促進を図るとともに、関係団体の協力をえて、聴覚、視覚障害者世帯、高齢者世帯等を対象に重点的に登録促進を実施し避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。[市・地域]
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。[国・県・市]

効果的な教育・啓発の推進

- 主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。[県・市・地域]

Ｊアラートと連携する情報手段の多重化

- 全ての住民に適切な災害情報を確実に提供し、逃げ遅れの発生等を防止するため、Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。[国・県・市]

情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備

- 国の災害情報ハブの取組等を参考に、県が進める情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用に協力するとともに、災害時に人員が不足した場合でも、情報収集・伝達が確保できるよう人員・体制を整備する。[国・県・市]

情報伝達手段・体制の確保

- 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。[国・県・民間]
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。[国・県・市・民間]

交通渋滞による避難の遅れの回避

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールの検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策等を行う。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。[国・県・市]

災害対応力の強化等

- 県が進める、大規模災害を想定した広域的な訓練に協力し、総合的な防災力の強化を進める。また、県に対し、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実することを促すとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図ることを促す。さらには、通信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策の推進を促す。[国・県・

市](再掲)

- 国や県に対し、情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発の推進を促す。[国・県・市]

状況情報を基にした主体的避難の促進

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。[国・県・市]

避難の円滑化・迅速化

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
防災情報システム研修への市町村の参加	年 1 回	現状維持
同報系防災行政無線の他に、住民への伝達手段を複数整備	HP、SNS、防災情報メール、FAX・架電システム	検討中
緊急輸送道路の橋梁等の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済
外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知	実施済み	現状維持

目標５

経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ５－１
サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

事業所等における防災対策の促進

- 小牧商工会議所との協働で「(仮称)小牧市事業継続力強化支援計画」を策定する。加えて、講習会やセミナー等の実施により経営者の理解を深めて策定に取り組む事業所を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を推進する。特に、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。[県・市・民間]
- 一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えた BCP モデルを作成し、普及・啓発を進める。[市・民間]

道路の災害対応力の強化

- ものづくり愛知の生産拠点との物流施設ルートの耐災害性を高めるため、緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する。[国・県・市]
- 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する。[県]

個別企業 BCP 策定等の促進

- 個別企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める。また、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。[国・県・市・民間]
- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進するための方策について検討する。[国・県・市・民間]

耐災害性を高める施策等の推進

- 道路の防災対策や無電柱化に加えて、土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。[国・県・市]

社会インフラの耐震化整備の計画的促進

- 中部経済連合会が 2019 年 5 月に公表した提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。[県]

災害に強い民間物流施設の整備促進

- 設備に係る融資(振興資金)の保証料や利子への補助制度の利用促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する。[国・県・市]
- 国・県が進める、地震による産業施設への影響評価の手法の確立に協力するとともに、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する。[国・県・市・民間]

地域連携 BCP 策定の促進

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。[国・県・市・民間]

専門人材の育成

- 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する。[国・県]

きめ細やかな情報の提供及び相談窓口の体制整備

- 事業継続に関する事業所の取組みを支援するため、地域の具体的な被害予測等のきめ細やかな情報提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。[国・県・市]

中小企業事業活動継続支援

- 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。[国・県・市・民間]

テレワークの推進

- 事業継続の観点から、テレワーク(在宅勤務)による事業継続の取組を促進する。[国・県・市・民間]

小牧市の強靭化に資する適切な民間資金の活用

- 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされた施策についても、

民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。[国・県・市・民間]

道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進

- ものづくり愛知の生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、名古屋環状 2 号線、国道 41 号名濃バイパスを始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。[国・県・市]

水の安定供給

- 水資源関連施設の改築により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行い、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
中小企業の BCP 策定率	令和 2 年度に小牧商工会議所と連携して調査を実施予定	継続
管理道路の無電柱化延長(再掲)	1.4km(2019 年度)	1.5km
都市計画道路供用延長(再掲)	84.5 ㎞	108.5 ㎞(全延長) *2023 年度目標値ではない。
緊急輸送道路等の整備延長(再掲)	10.6 ㎞	10.6 ㎞
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済

リスクシナリオ５－２
エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

燃料供給ルートの確保

- 燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震対策等を着実に推進する。[国・県・市]
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。(民間企業における事業継続に資する取組の促進)[国・県・市・民間]

サービスステーション等の災害対応力の強化等

- 県が推進する住民拠点 SS の整備や災害訓練等に協力し、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を促進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を促進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を促す。[国・県・市]

エネルギー供給源の多様化・分散化の推進

- 再生可能エネルギーや燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進や自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。[国・県・市]

ガソリン不足対応

- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。[国・県・市]

工場事業所の対策等

- 工場・事業所等に対して移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促す。[国・県・市・民間]

燃料供給バックアップ体制の充実強化

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列 BCP の策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しを行う。[国・県・民間]

防災訓練の実施

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。[国・県・市・民間]

災害時のエネルギー供給の優先順位の整理

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。[国・県・市・民間]

社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進

- 中部経済連合会公表(2019 年 5 月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。[国・県・市・民間]

小牧市の強靭化に資する適切な民間資金の活用

- 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。[国・県・市・民間](再掲)

中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。[県]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
都市計画道路供用延長(再掲)	84.5 ㎞	108.5 ㎞(全延長) *2023 年度目標値ではない。
緊急輸送道路等の整備延長(再掲)	10.6 ㎞	10.6 ㎞
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済

リスクシナリオ５－３
重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

自衛消防力の充実強化

- 自衛消防組織の設置が必要な事業所等においては、大規模自然災害等の発生時に、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害が発生するおそれがあるため、自衛消防組織の災害対応力の充実を図る。[市・民間]

有害物質の流出等の防止対策の推進

- 火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や、関連施設の耐震化や更新などの対策を促す。[国・県・市・民間]
- 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Ｌアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。[国・県・市・民間]

高圧ガス設備の耐震化

- 高圧ガス設備の耐震化について、推進する。[国]

地域連携 BCP 策定の促進

- 工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。[国・県・市・民間]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

リスクシナリオ５－４
陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

道路の災害対応力の強化

- 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市]
- 災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。[市]
- ものづくり愛知の生産拠点との物流施設ルートの耐災害性を高めるため、緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する。[国・県・市] (再掲)

迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。[国・県・市] (再掲)

物資輸送ルートの確保･道路等の災害対策の推進･基幹的交通ネットワークの確保

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。[国・県・市] (再掲)
- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。[国・県・市] (再掲)

交通施設の防災対策の推進

- 災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路など自動車専用道路網の着実な整備を推進する。緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。さらに、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を促す。[国・県]
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を促す。[国・県・市]
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道施設の耐震化、液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める。また、洪水、土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策

を促す。[国・県・市]

- 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかに撤去する必要がある。[県](再掲)

幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進

- 地震や洪水の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。[国・県・市]

BCP への反映

- 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者及び研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映していく必要がある。例えば、運送事業者においては、暴風雨、等が予測される地域や時間帯を迂回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討する。[国・県・市・民間]

幹線交通の分断回避

- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めていく。[国・県・市]

迅速な交通情報提供

- 官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をしていく。[国・県・市・民間]

適時適切な情報提供

- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく。[国・県・市・民間]

大雪対策

- 集中的な大雪に備え、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行うとともに、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策など、ソフト･ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する。[国・県・市]

交通全体のマネジメント力強化

- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメントカを強化していく必要がある。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する。[国・県・市・民間]

車両被災への対応

- 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する。[国]

輸送モードの連携・代替性の確保

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築する。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
都市計画道路供用延長(再掲)	84.5 ㎞	108.5 ㎞(全延長) *2023 年度目標値ではない。
緊急輸送道路等の整備延長(再掲)	10.6 ㎞	10.6 ㎞
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済

リスクシナリオ５－５
金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

金融機関の BCP 策定推進

- 金融機関の BCP 策定を推進し、大規模自然災害発生時、中小企業の事業継続に必要な融資が遅滞なく実施される体制を整える。また、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく。[国・県・市]

金融機関における防災対策の推進

- 全ての主要な金融機関等に対して、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促す。[国・県・民間]

郵便局舎における防災対策の推進

- 日本郵便株式会社に対し、直営の郵便局舎の耐震化を促す。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを促すとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、国・県と協力して道路防災対策等を進める。[国・県・市・民間]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

リスクシナリオ５－６
食料等の安定供給の停滞

物流ネットワークの整備

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等とともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する。[国・県・市]

食品産業事業者等の災害対策の強化

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。[国・県・市・民間]
- 農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を促す。[国・県・市・民間]
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体等の連携・協力体制を強化する。[国・県・市・民間]

農林業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- 農業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用排水機場の老朽化対策、耐震化や農業用ため池、ため池付帯施設の耐震化、更新を促進するとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。[国・県・市・民間]

備蓄の運用及び活用

- 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用を図っていく必要がある。また緊急時においては、備蓄の活用といった対策を着実に実施する。[国・県・市・民間]

食料の確保

- 市民の生活を確保するため、食料等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等の確保を推進する。[市・民間]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
農業用排水機場の耐震化(再掲)	0 箇所	1 箇所
農業用ため池の耐震診断の実施(再掲)	23 箇所	30 箇所
農業用ため池の耐震化等の整備(再掲)	5 箇所	7 箇所
農業用ため池付帯施設能力算定(再掲)	26 箇所	37 箇所
農業用ため池付帯施設の更新(再掲)	0 箇所	2 箇所
農業用ため池のハザードマップの作成・公開(再掲)	26 箇所	32 箇所
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済
応急食料の充足率(小牧市災害対策備蓄計画)(再掲)	100%	現状維持
災害時応援協定締結企業数(食料、物資関係)	24	今後調整していく予定

リスクシナリオ５－７
異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進

- 上水道施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。[国・県・市]

水資源の有効な利用等の普及・推進

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制に参画するとともに、雨水の利用の促進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を検討する。[国・県・市]

水の安定供給

- 水資源関連施設の改築により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行い、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。[国・県・市](再掲)

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

目標６

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ６－１

電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

ライフラインの災害対応力強化

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化する。[民間]

電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化

- 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する国による耐性評価や、基準の整備等を踏まえ、発変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。また、各機関における BCP の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。[民間]
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、県や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。[民間]

石油等燃料確保体制の整備

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。[県・市・民間]
- 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。[市・民間・地域]

自立・分散型エネルギーの導入

- 再生可能エネルギーや燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進や自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。[国・県・市]

施設の耐災害性強化

- 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設につ

いては、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する。[民間]

- また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン策定を促進する。[民間]

輸送基盤の災害対策の推進等

- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。[県]

エレベーター閉じ込め対策

- エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する。[県・市・民間]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
地球温暖化対策設備の設置補助件数	(令和元年開始)	1,120 件

リスクシナリオ６－２
上水道等の長期間にわたる機能停止

広域的な応援体制の確立

- 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する。[国・県・市]

災害時における供給体制の確立

- 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画的に推進する。また、応急給水拠点の整備や配水ルートの多系統化によるバックアップ体制の整備により、更なる供給体制の充実に取り組む。[市]

応急給水及び上水道復旧体制等の強化

- 他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う。[市]

水道施設の老朽化対策等の推進

- 被災時の給水拠点となる配水池の耐震性を強化するとともに、水道配水管において強度が低下している老朽管の更新を推進する。[市]
- 上水道施設について耐震性の不足している施設について耐震化等を推進する。[国・県・市]

上水道等の復旧の体制等の強化

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進める。[国・県・市]
- 上水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる。[国・県・市]

水道施設等の耐震化等の推進

- 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。[国・県・市]
- 上水道の管路更新(耐震管への更新)及び基幹管路のループ化などの管路対策を計画的に進める。[国・県・市]
- 上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。[国・県・市]

消防活動体制の確立

- 大規模地震等の発生により、消火栓の使用ができなくなる恐れがあるため、耐震性の防火水槽の計画的な整備を行う。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
災害拠点病院へ供給する配水管の耐震化率	100%	100%
市営浄水場施設の耐震化の推進 浄水場・水源地(計 5 か所)の耐震化	3 か所	3 か所
管路の耐震化率	20.3%	25%
耐震性貯水層の設置数	5 施設	現状維持

リスクシナリオ6－3
汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道施設の耐災害性の強化

- 地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい処理場を優先して設備の耐震化を推進する。また、非常時の電源確保等を推進するとともに、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する。[市]
- 発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路等の重要性の高い管路については耐震化済みである。さらに下水道施設の老朽化対策を進める。[市]

農業集落排水施設の耐災害性の強化

- 農業集落排水施設等の耐震化や老朽化等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する。[県・市]

マンホールトイレの整備

- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する。[市](再掲)

災害時のし尿等の処理体制の整備

- 小牧市災害廃棄物処理計画に基づき、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する。[市]

浄化槽の整備

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。[県、市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化	1 施設	1 施設
重要管きょの流下機能確保のための管きょ施設の耐震化(再掲)	0km	0km
非常用自家発電設備の整備(再掲)	5 施設	5 施設
マンホールトイレ設置施設数(再掲)	2 施設	検討中

リスクシナリオ６－４
新幹線等基幹的交通から地域交通網まで陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

災害時における輸送ルートの機能確保

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を着実に進める。[国・県・市]
- 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市] (再掲)
- 名古屋鉄道小牧線の市内各駅から名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど交通利便性の向上を図る必要がある。[国・県・市]
- 災害発生時における名古屋鉄道小牧線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。[民間]
- 脆弱性を確認するために主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を進める。[市]
- 陸上輸送の寸断に備え、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。[国・県・市]
- 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する。[県] (再掲)
- 高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。[民間]

陸の輸送ルート確保の強化

- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保し、広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。[国・県・市]
- 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。[国・県・市]
- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行

うとともに、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ソフト･ハードの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する。[国・県・市]

道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化

- 大規模地震発生後、ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCP の策定など必要な体制整備を推進する。[国・県・市・民間]
- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。[国・県・市]
- 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。また、国、県、隣接自治体との連携の強化を推進する。[国・県・市・隣接自治体]
- 災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。[市]
- 緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める。[市]
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が市内にある状態の保持に努める。[国・県・市・民間]
- 地方行政機関等(警察・消防等を含む。)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。[国・県・市]
- 橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく 5 年に 1 回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する。[国・県・市]

道路における冠水対策

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。[国・県・市]

幹線交通分断に伴うリスクの想定および対策の推進

- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。[国・県・市]

基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。[国・県・市]

ハード・ソフト対策等を統合した対応策の推進

- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合せるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。[国・県・市]

迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。[国・県・市] (再掲)

複数の輸送手段の確保

- 県庁所在地との輸送手段として、名古屋鉄道小牧線等しかないため、地下鉄の延伸化等、複数手段について検討する。[市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
市管理道路の無電柱化延長(再掲)	1.4km(2019 年度)	1.5km
都市計画道路供用延長(再掲)	84.5 ㎞	108.5 ㎞(全延長) *2023 年度目標値ではない。
緊急輸送道路等の整備延長(再掲)	10.6 ㎞	10.6 ㎞
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(再掲)	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済	11(橋りょう 6、横断歩道橋 5)耐震化済

リスクシナリオ６－５
防災インフラの長期間にわたる機能不全

協定の推進

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために協定などを締結し広域的応援体制、地元建設業等と連携し防災減災の確保に努める。[国・市]

関係機関における円滑な情報共有

- 国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。[国・県・市]

広域的な応援体制の確保

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するための、広域的な応援体制、地域建設業の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE の体制・機能を拡充・強化する。[県]

防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進

- 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、県市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める。[国・県・市]

避難所施設の老朽化対策及び耐震性の強化

- 避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。[市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
避難所運営マニュアルの整備(再掲)	整備済み	現状維持
関係職員を対象とした運営訓練の実施(再掲)	１回／年	現状維持

目標７

制御不能な複合災害・二次災害等を発生させない

リスクシナリオ７－１
地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

火災に強いまちづくりの推進

- 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。［市］(再掲)
- 空き家は、出火の確認、初期消火に遅れが発生しやすく影響が大きくなる可能性が高いことから、空き家対策を推進する。［国・県・市］(再掲)
- 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する。［国・県・市］
- 市街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等の進捗に合わせ、市街化区域内の公園・緑地の整備を推進する。［市］

消防水利の確保

- 大規模地震等の発生により、消火栓の使用ができなくなる恐れがあるため、耐震性の防火水槽の計画的な整備を行う。［市］

農業用燃料タンクの燃料流失防止対策の推進

- 消防法に基づく市条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する。［国・県・市・民間］

住宅・建築物の耐震化の促進

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進するとともに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する。［国・県・市・民間］(再掲)

公共施設等の耐震化の推進・促進

- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。［国・県・市］

消防団の充実強化の促進

- 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す。[市・地域] (再掲)

感震ブレーカー等の普及

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。[国・県・市]

災害対応力の向上

- 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備･訓練する。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
避難所運営マニュアルの整備(再掲)	整備済み	現状維持
関係職員を対象とした運営訓練の実施(再掲)	1 回／年	現状維持
空き家の戸数	363 戸(2016 年度)	現状値から減少

リスクシナリオ７－２
沿線・沿道の建物崩壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

沿道の通行障害建築物の耐震化の促進

- 緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導･助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。[市・地域・民間]

道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策

- 沿道の住宅・建物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化または除去を進める。また鉄道の閉塞についても、対策を検討する。[国・県]
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。[国・県・市]

沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組

- 沿道(道路区域外)に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。[県]

危険な空き家の除却等への支援

- 県の支援を受けて、危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を促進する。[国・県・市]

地下構造物の耐震化

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。[国・県]

災害情報の収集体制の強化

- 自動車が通行できないときに、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにしておく必要がある。[国・県]
- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を進める。[県・市]

交通渋滞の回避

- 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発

生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。
［国・県・市］

新交通システム桃花台線の高架構造物撤去促進

- 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する。[県](再掲)

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
住宅・建築物の耐震化率(再掲)	86.9%(2016 年度)	95%(2020 年度)
耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数(再掲)	144 棟(2016 年度)	34 棟(2020 年度)

リスクシナリオ７－３
排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

排水機場等の防災対策の推進

- 排水機場等の損壊・機能不全による浸水の長期化等、二次災害の発生を防ぐため、排水機場の耐震化を推進するとともに、計画的な維持管理を行う。［国・県・市］

農業用ため池・洪水調整池の安全性向上

- 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池の耐震診断や耐震化、ため池付帯施設の点検・更新を進める。［国・県・市］(再掲)

ため池の防災対策の推進

- 防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する。［国・県・市］
- 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池(防災重点ため池)について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの作成・公表を進める。［県・市］

農業用施設の強化

- 大規模災害を未然に防ぐため、農業用水利施設の機能保全のための改修を推進する必要がある。［国・県・市］(再掲)

山地災害への対策

- 森林の適正な管理を推進していく。山地災害の発生の恐れがある場所が確認された場合は、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を県に要望していく。［国・県・市］

土砂災害対策の推進

- 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。［国・県］
- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を行う。［国・県］

ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進

- ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。［国・県・市・地域］

- 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用することを促す。[国・県・市]

Ｊアラートと連携する情報手段の多重化

- 全ての住民に適切な災害情報を確実に提供し、逃げ遅れの発生等を防止するため、Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。[国・県・市](再掲)

消防団等の充実強化及び地区防災訓練等の推進

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、継続的に小学校区単位での地区防災訓練や防災教育等を推進する。[国・県・市・地域]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
農業用ため池の耐震化等の整備(再掲)	5 箇所	7 箇所
農業用ため池の耐震診断の実施(再掲)	23 箇所	30 箇所
農業用ため池付帯施設能力算定(再掲)	26 箇所	37 箇所
農業用ため池付帯施設の更新(再掲)	0 箇所	2 箇所
農業用ため池のハザードマップの作成・公開(再掲)	26 箇所	32 箇所
農業用排水機場の耐震化	0 箇所	1 箇所

リスクシナリオ７－４
有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

有害物質の流出等の防止対策の推進

- 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、県から依頼があった場合に対応する。[国・県・市]
- 火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や、関連施設の耐震化や更新などの対策を促す。[国・県・市・民間](再掲)
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める。[国・県・市]
- 発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う。[市・民間]

石綿(アスベスト)対応

- 倒壊建屋等の解体時に適切に石綿(アスベスト)除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策及び吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。[県・市・地域・民間]
- 市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関においで情報共有を進める。[市]

災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理

- PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。[市・民間]

環境監視体制の整備・強化

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する。[市・民間]

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

- 特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)

の耐震化を促進する。[民間]

高圧ガス施設の耐震化の推進等

- 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する。[国・県・市・民間]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

リスクシナリオ７－５
農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。[国・県]
- 市の主体性･協働力を活かした農地･農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を進める。[国・県・市・地域]

山地災害への対策

- 森林の適正な管理を推進していく。山地災害の発生の恐れがある場所が確認された場合は、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を県に要望していく。[国・県・市] (再掲)
- 事前防災・減災に向けた山地災害対策を強化する。また、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新するとともに、土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。[国・県・市]

先端技術の活用

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、および迅速な復旧に向け、先進技術の活用を促す。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を要望する。[国・県・市]

自然と共生した多様な森林づくりの推進

- 森林の整備に当たっては、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。[国・県・市]
- 適正な森林管理のため、森林境界明確化等を推進する。[国・県・市]

適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。[国・県・市]

農地・農林等の荒廃の防止

- 農地が洪水防止等の国土保全の機能を発揮できるよう、荒廃化を防ぐ。[国・県・市]

「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策検討

- 市域の強靭化を進めるため、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組など、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討する。[国・県・市]

森林整備の実施

- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、管理が適切にされていない森林について、森林経営管理制度の活用に向けて検討していく。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 8 – 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

ごみ焼却施設の災害対応能力の強化等

- 平成 27 年度に更新した小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設は、建物、処理設備とも十分な耐震強度を備えているが、発生時のライフラインや必要資材が断絶することに備え、平常時から対策を講じる。[国・県・市]

災害時の廃棄物の処理体制の整備

- 平成 29 年度に策定した小牧市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を推進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る。[国・市]

災害廃棄物の発生抑制

- 住宅・建物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を促進する。[国・県・市]

災害廃棄物輸送体制の構築

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う。[国・県・市]

災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

- 廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。[国・県・市・民間]

災害廃棄物の仮置場の確保の推進

- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
県被害予測調査等に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率	策定済み	策定済み

リスクシナリオ８－２
復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築

- 災害ボランティア支援センターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座を開催するとともに、地域住民参加による災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア受入れ、派遣などの運営体制を構築する。[市社協・地域]
- 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティア支援センター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。[市・民間]
- 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。[市・地域]

復興ビジョンの検討

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成及び地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討する。また、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靭な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める。[国]

復旧・復興を担う人材等の育成等

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。[国・県・市・民間]

地方行政機関等の機能低下の回避

- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。[国・県・市]
- 大規模自然災害が発生した場合の TEC-FORCE の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る。[国・県・市]

事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- 被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。[国・県]
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策

及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強める活動を推進する。[県・市]

建設業の人材育成

- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。[国・県]
- 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。[国]

円滑な遺体の処理に向けた体制の確保

- 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。[国・県・市・医師会]

医療機関の耐災害性の向上

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、市民病院の耐災害性機能を維持活用するとともに、市内の医療機関に対し、耐災害性を高めるよう働きかける。[国・県]

「自律・分散・協調」型国土形成の推進

- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。[国]

合理的な土地利用の促進

- 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化を推進するとともに、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策の検討・取組の推進を国・県に促す。[国・県]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
災害ボランティアコーディネーター養成講座受講者数	179 名(平成 14 年から平成 30 年まで計 10 回開催。)	213 名。(隔年開催。1 回平均 17 名。西暦で奇数年度に開催)
災害時外国人支援ボランティア養成講座受講者数	29 名	129 名
応急仮設住宅模擬訓練の実施	1 回以上/年	現状維持
地域防災リーダー育成(防災・減災カレッジ　地域防災コース受講者数)	16 人	36 人
自主防災組織による活動カバー率	94%	100%
火葬場連絡協議会及び訓練の実施(春日井市、小牧市、豊山町が組織する尾張東部火葬場管理組合が訓練に参加)	1 回	現状維持

リスクシナリオ８－３
広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査を推進する必要がある。しかし、実施体制を整えるには時間を要するため、当面の間は地籍調査を行ったものと同等と扱われる区画整理事業等を推進する。[県・市]

災害情報共有の取組の推進

- 平常時から基本的な地理空間情報を整備することを検討する。それとともに、準天頂衛星７機体制の実現により得られる高精度測位データ等も活用し、G 空間情報センター、国による SIP4D、災害情報ハブ等による取組を踏まえた災害情報共有の取組の推進を検討する。[国・県・市]

浸水等の被害軽減対策の推進

- 河川の耐震化など地震による浸水対策を着実に推進するとともに、長期浸水が想定される区域における効率的かつ効果的な浸水排除を実施するための事前対策等を行う。[国・県・市]

広域的な応援体制

- 広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。[県・市]

受援体制の整備等

- 国や県並びに県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、他市町村との応援協定の締結や、受援計画の策定など、受援体制を整備する。[国・県・市]
- 緊急消防援助隊運用要綱に基づき被災市町村への応援体制を整備するとともに、愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく受け入れ態勢を迅速に行えるよう継続的に訓練を実施する。[国・県・市]

河川等の耐震化の推進

- 河川の堤防、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。[国・県・市]

河川氾濫からの減災に係る取組の実施

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。[国・県・市・地域]
- 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策

定し、的確な発令の実施を推進する。[国・県・市]

- 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。[市・民間・地域]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
浸水区域内にある要配慮利用施設の避難確保計画の策定状況(再掲)	未策定	策定予定
地籍整備の推進	9.30 ㎢	12.05 ㎢
農業用排水機場の耐震化(再掲)	0 箇所	1 箇所
河川堤防の耐震化(再掲)	0.05km	0.3km
河川の水閘門・排水機場等の耐震化(再掲)	0 施設	1 施設

リスクシナリオ８－４
被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。[県・市]
- 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、県が取り組む森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を支援する。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を促す。[県・市]

既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。[県・市]

自宅居住による生活再建の促進

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。[県・市]
- 自宅居住による生活再建を促進するため、県と協力して被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制構築を促進する。[県・市]
- 市民の保険・共済への加入の促進を図る。[県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

リスクシナリオ８－５
貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニテイの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財や環境的資産の耐震化等

- 小牧山城をはじめ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。[国・県・市]

コミュニティの活力維持

- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平時から仕掛けていく。[国]

修復技術の伝承

- 国や県が、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る取組を支援する。[国・県]

文化財の保護対策

- 小牧市歴史館や小牧山城史跡情報館、民俗資料保存施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、市内の有形無形の文化財の文化を映像等に記録し、アーカイブなど文化財の保護対策を進める。[国・県・市]

文化財の防火対策

- 文化財の所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練を実施する必要がある。[国・県・市]

被災文化財等への対応体制整備の推進

- 災害発生時に文化財関係の行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう、体制の強化を図るとともに、復旧・復興時における文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないように対策を検討する必要がある。[国・県・市]

「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策の推進

- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組など、小牧市の地域経済に活力を与える方策を推進し、もって、「自律・分散・協調」型国土形成を促す。[国・県・市]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
国・県・市指定文化財のうち、有形文化財、有形民俗文化財の防火訓練実施率(15 か所、小牧市に所在するものに限る)	33% (5 か所)	66% (10 か所)

リスクシナリオ８－６
事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査を推進する必要がある。しかし、実施体制を整えるには時間を要するため、当面の間は地籍調査を行ったものと同等と扱われる区画整理事業等を推進する。[国・県・市](再掲)

位置情報インフラの維持

- 国が全国に設置・運用・維持する電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害等の対策に役立つ情報の提供を受ける。また、電子基準点の安定的な運用のため、国が故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する取組を支援する。[国]

電子国土基本図の活用

- 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供するとともに、国土地理院や国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能にする取組を支援し、市からも必要な情報(都市計画図情報等)を提供する。[国]

建設業の担い手確保等

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。[国・県・市]

所有者不明土地への対策

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みを利用し、復旧・復興のための用地確保の円滑化を推進する。[国・県]

復興まちづくりイメージトレーニング

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や判頓の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を検討する。[国・県]

復興体制や手順の検討等

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえてあらかじめ検討しておく。[国・県・市・地域]
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けて県が進める対策を促す。[国・県]

罹災証明書の交付体制の確立等

- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。[県]

被害認定調査の迅速化等

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査が迅速に行えるよう「住家の被害認定研修」等を受講し、職員の知識・技術の向上に努める。日頃から調査の方法だけでなく、発災時から調査開始までの手順、調査後から証明書交付までの手順について確認しておく。また、日常的な備えとして、調査活動に必要な物品の調達・管理・保管を行っていく。また、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。更に、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、地方公共団体に方向性を示す。[国]

用地の確保の推進

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、県が実施する、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みの集約・調整について協力する。[国・県]

合理的な土地利用の促進

- 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化を推進するとともに、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくべく合理的な土地利用を促す方策の検討・取組の推進を、国・県に促す。[国・県] (再掲)

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)
応急仮設住宅建設候補地の確保	161 戸分	24 戸分
被災建築物応急危険度判定士登録者数	128 人(2019 年度)	現状維持
市内被災宅地危険度判定士数	50 人	現状維持
応急仮設住宅模擬訓練の実施(再掲)	1 回以上/年	現状維持

リスクシナリオ８－７
国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

災害からの復旧復興施策等の推進

- 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県とともに共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援に取組むための自らの対応力向上を図る。[国・県・市]

広域輸送に関する体制の構築

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図る。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を県や周辺自治体と協力して整える。[国・県・市]

金融機関における BCP の策定の促進

- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP を策定するとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施を促す。[国・県・市・民間]

災害に強い民間物流施設の整備促進等

- 国・県が進める、地震による産業施設への影響評価の手法の確立に協力するとともに、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する。[国・県・市・民間](再掲)

風評被害を防止する的確な情報発信のための初動体制構築の推進

- 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時に、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に配慮した初動対応が可能となるよう国が推進する体制構築を推進し風評被害を防止する。また、防災・復興を担う地方のリーダーなどの人材育成に参画する等により、災害に負けない強靭な社会の構

築を進める。[国・県]

指標	現状値(2018 年度)	目標値(2023 年度)

(２)施策分野ごとの施策の方針

ア　個別施策分野

①行政機能・警察・消防等

TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化

- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める。[国・県・市](1-3)(1-4)(2-2)

受け入れ施設の整備

- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受け入れスペース、備蓄倉庫、受入関連施設(自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等)の耐震化その他の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な滞在場所を確保していく必要がある。また徒歩帰宅者の休憩・情報提供の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。[国・県](2-4)

エネルギー供給施設のハード・ソフト対策

- 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備など、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施していく。［国］(1-5)

円滑な遺体の処理に向けた体制の確保

- 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。[国・県・市・医師会](8-2)

応急活動等の継続のための事前対策

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する方策を検討する。［国・県・市］(3-3)

応急給水及び上水道復旧体制等の強化

- 他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う。［市］(6-2)

応急用食料の調達

- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事

業者との連携等による備蓄の促進を図る。また、県と協力して、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じた検証を促す。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせた精査を促進する。[国・県] (2-1)

家庭における食料備蓄の促進等

- 災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、地域防災計画においても孤立対策を検討する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する。[国・県] (2-2)

関係機関における円滑な情報共有

- 国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。[国・県・市] (6-5)

関係事業者間の協力体制整備

- 停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
  [県](2-1)

幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進

- 地震や洪水の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。[国・県・市] (5-4)

気候変動を踏まえた水災害対策

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。[国・県・市](1-3)

帰宅困難者等支援対策の推進

- 小牧駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する。[市・民間] (2-4)
- 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護について啓発を推進する。[市・民間] (2-4)

行政職員の不足への対応

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れにより業務継続体制を強化するための対策を実施するとともに、市における受援体制の整備を促進する。[県](3-3)

緊急交通路の確保

- 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。[国・県・市](3-1)

国・県・市間の連携強化

- 市の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。[国・県・市](3-3)
- 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。[国・県・市](3-3)

警察署等の耐震化の促進

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進するよう、県に促す。[県] (3-1)

継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- 身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。[国] (1-5)

広域的な応援体制の確立

- 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する。[国・県・市] (6-2)

広域的な訓練の実施

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。[国・市](4-3)

効果的な情報提供

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導人や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める。[国・県](2-4)

交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促

すとともに、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を促進する。[国・県・市](2-4)

後方支援に関する人材養成等

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。[国・県・市・地域] (2-7)

後方支援を担う新たな防災拠点の確保

- 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた県の検討に協力する。[国・県・市] (2-3)

災害からの復旧復興施策等の推進

- 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県とともに共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援に取組むための自らの対応力向上を図る。[国・県・市](8-7)

災害応急対策の実施体制の確立

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。[国・県・市](3-3)

災害時における供給体制の確立

- 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画的に推進する。また、応急給水拠点の整備や配水ルートの多系統化によるバックアップ体制の整備により、更なる供給体制の充実に取り組む。[市] (6-2)

災害時の環境悪化防止策

- 予定避難施設に要配慮者用のトイレを備蓄しているが、その組み立て法、使

用法に関して啓発教育を実施する。[市] (2-7)
- 居住環境、プライバシー確保のためのパーテーションを備蓄しているが、その組み立て法に関して啓発教育を実施する。[市] (2-7)

災害時防犯体制の強化
- 大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗や街頭犯罪等の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する。[市・地域] (3-1)

災害対応の体制・資機材の強化
- 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、夜間対応も含めた情報通信、施設、装備資機材等の耐災害性の充実強化・高度化を推進する。[国・県・市] (2-3)
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、救助救急活動用の消防車両･資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める。[市] (2-3)
- 活動拠点となる消防庁舎について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行う。[市](2-3)(3-3)
- 災害発生時の情報収集手段としてドローンの効果的運用を促進する。[市] (2-3)
- 災害時においても、救急活動の質を維持するために救急救命士及び救急隊員資格者の育成を図る。[国・県・市](2-3)

災害対応能力の向上
- 災害現場での消火、救助及び救急活動能力を高めるため、水槽付消防ポンプ自動車、化学自動車、はしご自動車、救急自動車等の車両のほか、消防用の装備資機材を充実させるとともに、関係機関も交えた図上訓練、実働訓練等を行うことで、消防及び関係機関全体の災害対応力を向上させる。[国・県・市] (1-2)
- 消火栓、防火水槽等の消防水利の充実強化を図る。[市](1-2)
- 消防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。[市](1-3)

災害対応力の強化
- 多数の死傷者を発生させないため、被災者救助訓練や災害警備訓練を継続するとともに、救助資機材の整備等の捜索関係施策を推進する。[国・県・市](1-3)(1-4)
- 緊急消防援助隊運用要綱に基づき被災市町村への応援体制を整備するとともに、愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく受け入れ態勢を迅速

に行えるよう継続的に訓練を実施する。[国・県・市](1-3)

- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。[国・県・市] (1-4)

市役所機能のバックアップ施設の検討

- 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う。[市] (3-3)

市役所の業務継続力の強化

- 小牧市防災アセスメント調査結果を踏まえた「小牧市役所地震対策業務継続計画」に基づき、大規模災害時における庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる必要がある。[国・市](3-2)

受援体制整備促進

- 愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく、緊急消防援助隊の受け入れ体制を迅速に行えるように継続的に訓練を実施する。[国・県・市](3-3)

受援体制の整備等

- 国や県並びに県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、他市町村との応援協定の締結や、受援計画の策定など、受援体制を整備する。[国・県・市] (8-3)

消防活動体制の確立

- 大規模地震等の発生により、消火栓の使用ができなくなる恐れがあるため、耐震性の防火水槽の計画的な整備を行う。[国・県・市](6-2)

消防団の災害対応力の強化

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。[市](2-3)
- 消防団員の活動拠点となる消防団車庫や消防団車両等の施設設備の維持管理を行う。[市](2-3)

消防団の充実強化の促進

- 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す。[国・県・市・地域・民間](1-1)(1-2)(2-1)(2-3)(7-1)

消防団等の充実強化及び地区防災訓練等の推進

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという

意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、継続的に小学校区単位での地区防災訓練や防災教育等を推進する。[国・県・市・地域](7-3)

情報通信関係施策の推進

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Ｊアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。[国・県・市](1-2)(1-3)(1-4)

情報提供手段の多重化推進

- 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、L アラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにする。[国・県・市](1-5)

食料の確保

- 市民の生活を確保するため、食料等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等の確保を推進する。[市・民間](5-6)

食品産業事業者等の災害対策の強化

- 農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を促す。[国・県・市・民間](5-6)
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体等の連携・協力体制を強化する。[国・県・市・民間](5-6)

水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等

- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。[県・市・民間](1-2)

タイムラインの策定

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する。[国・県・市] (3-3)
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する。[国・県・市] (3-3)

多様な情報収集・提供手段の確保

- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、小型無人機の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報システムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。[国](2-2)

大規模災害時における広域連携の推進

- 協定している市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。[県・市](3-3)

大規模災害時の地域的な連携の推進

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の地域的な連携体制や応援体制を構築する。また、消防団等の充実強化を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。[国・県・市・民間](2-1)

地域における防災マニュアル策定の普及・啓発

- 災害時に住民が自発的な防災活動ができるために自主防災組織、地域協議会などの単位で、地域の防災マニュアル策定を促すとともに、いざという時に迅速かつ的確に活動できるように、継続的な防災訓練の実施を推進する。[県・市](2-7)

地方行政機関等の機能低下の回避

- 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。[国・県・市](2-4)
- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。[国・県・市](8-2)
- 大規模自然災害が発生した場合の TEC-FORCE の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る。[国・県・市](8-2)

適切な情報提供及び情報の利活用の促進

暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の高度化を進めるとともに、平時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が観測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道やバスの車内に多数の旅客が取り残される事態を回避させる。[国・県](1-5)

道路交通確保の取組等

- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、地域の実情に応じたスポット対策等、ソフト･ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。また、鉄道交通を確保するため、新幹線が雪に強いインフラであるという観点も踏まえ、新幹線鉄道網の整備を進める必要があるほか、在来線の除雪体制の構築等を進める。［国］(1-5)

道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化

- 地方行政機関等(警察・消防等を含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。[国・県・市](6-4)

土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

- 全ての都道府県において平成 31 年度末までに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づく基礎調査を完了させる目標に基づき、おおむね基礎調査及び区域指定の見込みが立ったところであり、これを踏まえて実施すべき警戒避難体制の整備を推進する。[国・県](4-1)

被害認定調査の運用改善

- 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニテイの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。[国・県・市](2-7)

被害認定調査の迅速化等

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査が迅速に行えるよう「住家の被害認定研修」等を受講し、職員の知識・技術の向上に努める。日頃から調査の方法だけでなく、発災時から調査開始までの手順、調査後から証明書交付までの手順について確認しておく。また、日常的な備えとして、調査活動に必要な物品の調達・管理・保管を行っていく。また、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。更に、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢

について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、地方公共団体に方向性を示す。[国](8-6)

被災文化財等への対応体制整備の推進

- 災害発生時に文化財関係の行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう、体制の強化を図るとともに、復旧・復興時における文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないように対策を検討する必要がある。[国・県・市](8-5)

避難者の生活支援等

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。[国・県・市] (2-7)
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給のために、オープンスペースの使用について事前に検討しておくとともに、復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境や地域コミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。[国・県・市] (2-7)
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。[国・県・市] (2-7)

避難所等における防災機能強化

- 公的施設や指定避難所である小中学校における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。[国・県・市](2-1)

避難所としての防災機能強化

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく。[国・県・市](2-7)

避難所の大幅な不足への対応

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否につい

て検討を進める。[国・県・市](2-7)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進めるとともに、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態の緩和していくことにより、避難所の需要を大幅に低減させていく必要がある。 [国・県・市](2-7)

避難所外避難者への対策の整備

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために市による被災者台帳作成の事前準備を促進する。[国・県・市](2-7)

避難所用備蓄品及び救助用資材の確保

- 主たる避難所である小中学校、高等学校に備蓄している避難所用備蓄品については、常に内容の検討･追加を行うとともに、適正な保管を推進する。[市](2-7)

備蓄の運用及び活用

- 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用を図っていく必要がある。また緊急時においては、備蓄の活用といった対策を着実に実施する。[国・県・市・民間](5-6)

備蓄の推進

- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベントや自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。[市・地域・民間] (2-1)
- 本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。[市] (2-1)

復旧復興施策や被災者支援の取組等

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を県と共有し、県と協力して災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。[県・市](3-3)
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。[県・市](3-3)

物資調達・受援体制の構築

- 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。[県・市・民間] (2-1)

物資調達の仕組みの構築、情報収集手段の活用

- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する必要がある。また災害関連情報の収集・提供を行うため、導入された小型無人機の活用、防災システム等、早期の情報収集手段の活用に努める。[国] (2-1)

防火対策の推進

- 消防法に規定する防火対象物について、必要となる消防用設備等の設置、維持管理を徹底し、火災発生時には設備を有効に使用して被害を最小限にできるよう防火体制の充実を図る。[市](1-2)
- 自衛消防組織等の防火意識を高めるため、自主防災会、事業所等による消防訓練の充実を図る。[市・地域](1-2)

防災拠点等の災害対応力強化

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の地震対策や水害対策を推進するとともに、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。[県・市] (3-3)

マンホールトイレの整備

- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する。[県・市] (2-7)(6-3)

有害物質の流出等の防止対策の推進

災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、県から依頼があった場合に対応する。[国・県・市](7-4)

- 火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や、関連施設の耐震化や更新などの対策を促す。[国・県・市・民間](5-3)(7-4)
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める。[国・県・市](7-4)

要配慮者に対する配慮等

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアル策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。[国・県・市](2-7)

罹災証明書の交付体制の確立等

- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。[県](8-6)

連携体制の確保

- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、県・他市町村・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する。[国・市](3-2)

②住宅・都市

エレベーター閉じ込め対策

- エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する。[県・市・民間](6-1)

家具・機械設備等の転倒防止及び窓ガラス対策の促進

- 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止及び窓ガラスの飛散防止対策の啓発について、取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。[市・地域・民間](1-1)

火災に強いまちづくりの推進

- 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。[国・県・市](1-1)(1-2)(7-1)
- 空き家は、出火の確認、初期消火に遅れが発生しやすく影響が大きくなる可能性が高いことから、空き家対策を推進する。[国・県・市](1-2)(7-1)
- 市街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等の進捗に合わせ、市街化区域内の公園・緑地の整備を推進する。［市］(7-1)
- 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する。[国・県・市](7-1)

仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。[県・市](8-4)
- 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、県が取り組む森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を支援する。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を促す。[県・市](8-4)

河川等の耐震化の推進

- 河川の堤防、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。[国・県・

市](8-3)

河川氾濫からの減災に係る取組の実施

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。[国・県・市・地域](1-3)
- 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する。[国・県・市](1-3)
- 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。[市・民間・地域](1-3)

学校施設

- 指定避難所である小中学校の断水時のトイレや電力、耐震化済の非構造部材の維持保全、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する。[国・県・市] (2-1)

基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。[国・県・市](6-4)

危険な空き家の除却等への支援

- 県の支援を受けて、危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を促進する。[国・県・市](7-2)

既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。[県・市](8-4)

下水道施設の耐災害性の強化

- 地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい処理場を優先して設備の耐震化を推進する。また、非常時の電源確保等を推進するとともに、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する。[市] (6-3)
- 発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路等の重要性の高い管路については耐震化済みである。さらに下水道施設の老朽化対策を進める。[市](6-3)

広域的な応援体制

- 広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減

に資する流域減災対策を推進する。[県・市](8-3)

公共施設における耐震対策の推進

- 公共施設における天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策を推進する。[県・市](1-1)

公共施設等の耐震化の推進・促進

- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。[国・県・市](7-1)

公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく。学校施設においては、耐震化済みの非構造部材の維持保全を推進する。[国・県・市](3-3)

交通施設等における脆弱性の解消

- 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。[国・県・市](1-1)
- インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する。[国・県・市](1-1)

孤立地域等の発生防止

- 消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める。[国・県・市](2-2)

災害時における輸送ルートの機能確保

- 災害発生時における名古屋鉄道小牧線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。[民間] (6-4)
- 高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移

動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。[民間] (6-4)

- 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する。[県](5-1)(6-4)(7-2)

災害リスクを考慮した土地利用への転換

- 人口減少に適応した都市構造への転換を図るため、居住誘導区域の設定等にあたって、災害危険度が高い区域(土砂災害特別警戒区域など)の除外について検討する。[国・県・市](1-3)(1-4)

市街地における河川施設等の強化

- 河川、水門等の耐震化・機能強化のための改修、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備など耐震化･老朽化対策を、国・県・市が連携して推進する必要がある。[国・県・市] (1-3)
- 堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握する必要がある。[国・県・市] (1-3)
- 市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する必要がある。[国・県・市] (1-3)

事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- 被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。[国・県] (8-2)
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強める活動を推進する。[県・市] (8-2)

自宅居住による生活再建の促進

- 自宅居住による生活再建を促進するため、県と協力して被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制構築を促進する。[県・市](8-4)
- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。[県・市](8-4)

社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進

- 中部経済連合会公表(2019 年 5 月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。[国・県・市・民間](5-2)

受援体制の整備等

- 緊急消防援助隊運用要綱に基づく被災市町村への応援体制を整備するとともに、愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく受け入れ態勢を迅速に行えるよう継続的に訓練を実施する。[国・県・市](8-3)

住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進

- 住宅･建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。[国・県・市](2-5)

住宅・建築物等の耐震化の促進

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進するとともに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する。[県](1-1)(7-1)
- 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。[県](1-1)
- 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅･建築物等の耐震化を進める。[国・県・市](2-1)

住宅・建築物の耐震化等の促進による死傷者発生の抑制

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。[国・県・市](2-3)

住宅・建築物の耐震化の促進による避難者発生の抑制

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。[国・県・市](2-6)

消防水利の確保

- 大規模地震等の発生により、消火栓の使用ができなくなる恐れがあるため、耐震性の防火水槽の計画的な整備を行う。［市］(7-1)

上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進

- 上水道施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。[国・県・市](5-7)

上水道等の復旧の体制等の強化

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進めるとともに、地下水の危機時における代替

水源に関する検討を進める。[国・県・市](6-2)

- 上水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる。[国・県・市](6-2)

浄化槽の整備

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。[市](6-3)

浸水等の被害軽減対策の推進

- 河川の耐震化など地震による浸水対策を着実に推進するとともに、長期浸水が想定される区域における効率的かつ効果的な浸水排除を実施するための事前対策等を行う。[国・県・市](8-3)

水資源の有効な利用等の普及・推進

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制に参画するとともに、雨水の利用の促進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を検討する。[国・県・市](5-7)

水の安定供給

- 水資源関連施設の改築により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行い、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。 [国・県・市](5-1)(5-7)

水道施設の老朽化対策等の推進

- 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。[国・県・市](2-1)
- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用や、応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。[国・県・市](2-1)

水道施設等の耐震化等の推進

- 上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。[国・県・市](6-2)
- 上水道の管路更新(耐震管への更新)及び基幹管路のループ化などの管路対策を計画的に進める。[国・県・市](6-2)
- 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。[国・県・市](6-2)

水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。[国・県・市](1-3)

地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- 地下空間については、ソフト・ハード両面から防災対策を進める。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める。[国・県・市](1-1)

地下構造物の耐震化

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。[国・県］(7-2)

電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる。[県・市・民間](1-1)

道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策

- 沿道の住宅・建物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化または除去を進める。また鉄道の閉塞についても、対策を検討する。[国・県］(7-2)

道路の防災対策の推進

- 大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、道路の地震対策等を推進する。[県・市］(3-3)

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

- 特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する。[民間] (7-4)

土砂災害対策の推進

- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を行う。[国・県](7-3)
- 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。[国・県](7-3)

ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進

- 防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。[国・県・市・民間・地域] (1-3)
- 大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する。[国・県・市・地域、民間] (1-3)
- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める。[国・県・市] (1-3)
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。[国・県・市] (1-3)

ハザードマップの作成・周知啓発

- 水位周知河川等について、最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等が作成・公表された場合、早期に防災ガイドブックを改訂し、住民へ周知啓発することにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。[市・地域](1-3)

被害認定調査の迅速化等

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査が迅速に行えるよう「住家の被害認定研修」等を受講し、職員の知識・技術の向上に努める。日頃から調査の方法だけでなく、発災時から調査開始までの手順、調査後から証明書交付までの手順について確認しておく。また、日常的な備えとして、調査活動に必要な物品の調達・管理・保管を行っていく。また、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。更に、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、地方公共団体に方向性を示す。[国](8-6)

避難所施設の老朽化対策及び耐震性の強化

- 避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。[市](6-5)

避難所としての防災機能強化

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく。[国・県・市](2-7)

避難所の耐震化等の推進

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示(防災関係機関への地点番号のデータ配布)を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。[国・県・市](2-7)

避難所の大幅な不足への対応

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進めるとともに、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態の緩和していくことに

より、避難所の需要を大幅に低減させていく必要がある。[国・県・市](2-7)

復興ビジョンの検討

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成及び地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討する。また、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靭な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める。[国] (8-2)

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。[県・市・民間] (1-1)
- 「特定既存耐震不適格建築物(1 号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する。[市・民間] (1-1)

文化財の保護対策

- 小牧市歴史館や小牧山城史跡情報館、民俗資料保存施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、市内の有形無形の文化財を映像等に記録し、アーカイブなど文化財の保護対策を進める。[国・県・市](8-5)

文化財の防火対策

- 文化財の所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練を実施する必要がある。[国・県・市](8-5)

防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進

- 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、県市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める。[国・県・市](6-5)

防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進

- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。[国・県・市](2-7)

防災拠点等の耐震化等の推進

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。[国・県・市](3-3)
- 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震や浸水被害に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。警察署等の防災拠点となる公共施設等について、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む。[国・県・市](3-3)

明確な行動基準の提供

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。[県](1-3)

罹災証明書の交付体制の確立等

- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。[県](8-6)

③保険医療・福祉

医師会等関係機関との連携強化

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関と連携体制を強化する。[市・民間] (2-5)

医療機関の耐災害性の向上

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、市民病院の耐災害性機能を維持活用するとともに、市内の医療機関に対し、耐災害性を高めるよう働きかける。[国・県・市](8-2)

医療機関等との連携及び活動資機材の整備

- 大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。[市・民間] (2-6)

医療情報の共有

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、在宅医療、介護連携ツール(電子@連絡帳)において共有されている患者情報を有事の際には、必要とする機関に市からも提供できるように検討する。[国・県・市](2-7)

医療リソースの供給体制の確立

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水･食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。[国・県](2-5)
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。[国・県](2-5)

衛生環境の確保等

- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。[国・県・市](2-6)
- 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。[国・県・市](2-6)

応急救護所の機能充実等

- 災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充

実を推進する。また、自主防災会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる。[市・地域] (1-1)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。[市]

河川氾濫からの減災に係る取組の実施

- 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。[市・民間・地域](8-3)

関係機関における円滑な情報共有

- 国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。[国・県・市](6-5)

感染症予防の周知啓発

- 災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症の拡大・疾病予防のための情報提供をホームページへの掲載や SNS などで発信する。また避難所でのポスターの掲示・チラシの配布・広報車等で周知啓発を図る。[市](2-6)

救命体制の強化

- 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う。[市] (2-5)

小牧市民病院の災害医療体制の確保

- 小牧市民病院に対して、3 日間程度必要となるエネルギー、薬品、機材の確保をする。災害派遣医療チーム(DMAT)の受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する。[国・県・市](2-5)

小牧市民病院の施設・設備の耐震化

- 小牧市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、診療棟の免震化、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置、非常用発電設備、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化などを推進する。[市] (2-5)

孤立地域における救急・救命体制の確保

- 災害により孤立化が危惧される地区について、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急救護所設置、運営体制の充実など本市との連携を強化する。[国・県・市・地域](2-5)

災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築

- 災害ボランティア支援センターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座を開催するとともに、地域住民参加による災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア受入れ、派遣などの運営体制を構築する。[市社協・地域] (8-2)
- 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティア支援センター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。[市・民間] (8-2)
- 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。[市・地域] (8-2)

災害拠点病院等の防災・減災機能の強化

- 災害拠点病院として小牧市民病院の耐震化を図り、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。[国・県・市・民間] (2-5)

災害時における医療機能の確保・支援体制強化

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。[国・県](2-5)
- 県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行う等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する。[国・県](2-5)

災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保

- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。[国・県](2-5)

災害時の保健医療体制

- 在宅を含む避難者の健康状態を把握でき、不調の兆候を早期に発見できるよう医師、保健師等により巡回指導が行える体制を構築するとともに、必要な医療情報の提供を行う。[国・県・市](2-7)
- 三師会と会合及び定期的な訓練を実施し、困難な状況下における医療体制の確保要領について認識の統一を図る。[市] (2-7)

災害時保健活動の確保

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開できるよう県(保健所)と連携を図り、避難所での保健活動ができるよう他県他市からの応援保健師を受け入れができるよう体制を整備する。[県・市](2-5)

災害対応の体制・資機材の強化

- 災害時においても、救急活動の質を維持するために救急救命士及び救急隊員資格者の育成を図る。[国・県・市](2-3)

災害派遣医療チーム DMAT 及び災害派遣精神医療チーム DPAT の計画的な養成等

- DMAT については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成するとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図る。DMAT 以外にも、DPAT や災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。[国・県](2-5)

市民に対する応急手当の普及啓発

- 救急車の到着が大幅に遅れることを想定し、市民が応急手当を身に付けることが。このため、消防本部(消防署)は応急手当普及活動を推進し、救命講習等を積極的に開催する。[国・県・市](2-3)

社会福祉施設の耐震化の促進

- 昭和 56 年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進する。［市・民間］(1-1)

人工透析患者等への対策

- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。[国・県・市] (2-5)
- 小牧市民病院において、人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者のために、人工透析用の水を備蓄するとともに、井戸水をろ過する装置を維持し、平常時からの水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、マンホールトイレや簡易トイレを備蓄し、下水道が使用できない場合にも備える。[国・県・市](2-5)

多数の負傷者が発生した場合の対応

- 多数の負傷者が発生した際、トリアージを適切に実施し、院内あるいは必要に応じて被災地外に搬送する対応等が適切にできるよう、災害訓練を定期的に実施する。[国・県・市](2-5)

地方行政機関等の機能維持

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員

研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。[県・市](3-3)

中長期的な健康管理の構築

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や深部静脈血栓症・肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ､復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、県(保健所)をはじめ、医療関係者、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく。[国・県・市](2-7)

避難行動要支援者の救助・救急活動

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。[国・県・市・地域](2-3)

避難行動要支援者への支援

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。[県・市](2-7)

避難所となる施設の衛生環境の確保

- 避難者にインフルエンザ、ノロウィルス、O157、コロナウィルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、検討する。[国・県・市](2-6)
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。[国・県・市・民間](2-6)

保健活動チームの効率的な連携

- 災害対策本部と保健活動チームが連携を図り、被災各地区の保健ニーズに応じた保健活動チームが適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする。[県・市](2-7)

保健師等による避難所等の支援体制の整備

- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。[国・県・市](2-7)

要支援者の一時的受入体制の整備

- 自宅での被災生活や指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要支援者が二次的に避難する場所を確保するため、福祉避難所や社会福祉施設への受入体制の整備を推進する。[市・民間] (2-5)

要配慮者に対する配慮等

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアル策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。[国・県・市](2-7)

要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。[国・県・市・民間](2-5)

要配慮者等への支援体制の整備

- コミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障害者の避難所生活支援を推進する。[市](2-7)
- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。[国・県・市](2-7)
- 大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム(DCAT)について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。[国・県・市] (2-7)
- 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、ホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する。[市](2-7)

④エネルギー

エネルギー供給源の多様化・分散化の推進

- 再生可能エネルギーや燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進や自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。[国・県・市](5-2)

ガソリン不足対応

- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。[国・県・市](5-2)

工場事業所の対策等

- 工場・事業所等に対して移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促す。[国・県・市・民間](5-2)

サービスステーション等の災害対応力の強化等

- 県が推進する住民拠点 SS の整備や災害訓練等に協力し、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を促進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を促進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を促す。[国・県・市](5-2)

災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進

- 小牧市民病院において、災害拠点病院の機能として停電時も 3 日間程度は災害時の診療機能を維持する電力を確保するために非常用自家発電設備を維持し、必要量の燃料を備蓄する。[市](2-5)
- 小牧市民病院におけるエネルギー確保については、自家発電設備に使用する燃料等の備蓄を継続して維持するとともに、発災時に燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関・事業者との連携性を高める。また、コージェネレーション設備の導入など、多様なエネルギー源を活用し、耐災害性を向上する。[市・民間](2-5)

災害時における電力の確保

- 市役所や消防署等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める。[市] (2-5)

災害時における燃料の確保

- 活動拠点のうち、消防本部が管理する消防本部庁舎、東支署、尾張中北消防指令センターにおける、非常用発電設備の維持管理に努める。[県・市](2-5)(4-1)

- 市役所､消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う。[市・民間] (2-5)

災害時のエネルギー供給の優先順位の整理

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。[国・県・市・民間](5-2)

施設の耐災害性強化

- 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する。[民間](6-1)
- また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン策定を促進する。[民間](6-1)

自立・分散型エネルギーの導入

- 再生可能エネルギーや燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進や自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。[国・県・市](6-1)

情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。[国・県・市・民間](4-1)

情報通信機能の耐災害性の強化・高度化

- 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう､情報通信機能の複線化など､情報システムや通信手段の耐災害性の強化､高度化を推進する。[県・市](4-1)

石油等燃料確保体制の整備

- 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の

確保等を促進する。[市・民間・地域] (6-1)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。[県・市・民間] (6-1)

電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化

- 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する国による耐性評価や、基準の整備等を踏まえ、発変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。また、各機関における BCP の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。[民間](6-1)
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、県や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。[民間](6-1)

燃料供給バックアップ体制の充実強化

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列 BCP の策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しを行う。[国・県・民間](5-2)

防災訓練の実施

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。[国・県・市・民間](5-2)

防災拠点等の電力確保等

- 電力事業者と連携し、災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための協定締結等の体制を整備する。[国・県・市・民間](3-3)
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、3 日分以上の備蓄等を促進する。また、県が推進する、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築に協力する。[国・県・市・民間](3-3)

ライフラインの災害対応力強化

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化する。[民間] (6-1)

⑤情報通信

Ｊアラートと連携する情報手段の多重化

- 全ての住民に適切な災害情報を確実に提供し、逃げ遅れの発生等を防止するため、Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。[国・県・市](4-3)(7-3)

災害時情報の多重化

- ＩＣＴを用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する(SIP の活用)。[国・県・市](4-2)

災害情報収集機能の強化、高度化

- 降雪の影響等の情報の収集を行うため、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める。[国](1-5)

災害情報の収集体制の強化

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を進める。[県・市](7-2)

災害対応業務の標準化

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。[国・県・市](4-2)

災害対応力の強化等

- 県が進める、大規模災害を想定した広域的な訓練に協力し、総合的な防災力の強化を進める。また、県に対し、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実することを促すとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図ることを促す。さらには、通信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策の推進を促す。[国・県・市](4-1)(4-3)
- 県が進める、準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等に協力する。[国・県・市](4-1)

- 国や県に対し、情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発の推進を促す。[国・県・市](4-3)

市民への確実な情報の伝達

- 市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、小牧市防災情報メール、ホームページ、SNS 等を整備しているが、小牧市防災情報メールのさらなる普及を推進する。また、メール配信、ホームページ、SNS 等既存の伝達手段で、情報が届きにくい世帯を減少させるため、地域別にグループ分けした登録者へ FAX 送信や電話発信を行うシステム導入促進を図るとともに、関係団体の協力をえて、聴覚、視覚障害者世帯、高齢者世帯、外国人世帯等を対象に重点的に登録促進を推進する。［市・地域］(4-2)

情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備

- 国の災害情報ハブの取組等を参考に、県が進める情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用に協力するとともに、災害時に人員が不足した場合でも、情報収集・伝達が確保できるよう人員・体制を整備する。[国・県・市](4-3)

情報収集手段の多様化と一元的集約

- ETC2.0 車載器及び ETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。[国・県・市・民間］(4-3)
- 災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。[国・県・市・民間］(4-3)

情報通信システムの電源途絶に対する対応検討

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、小牧市役所 BCP の見直しを図る。[市](4-1)
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。[民間](4-1)

情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。ま

た、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。[国・県・市・民間](4-1)

情報伝達手段・体制の確保

- 民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。[国・県・民間](4-2)
- また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める。[国・県・民間](4-2)
- 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。[国・県・民間](4-3)
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。[国・県・市・民間](4-3)

状況情報を基にした主体的避難の促進

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。[国・県・市](4-3)

水防テレメータシステムの整備

- 県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を促す。[国・県・市](4-2)

多様な情報提供手段の確保

- 観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を推進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSIDr「00000JAPAN」の普及・啓発を進める。[国・県・市・民間] (4-2)

- テレビ・ラジオ(コミュニティ放送を含む。)のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム(Lアラート)の導入促進など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害 FM 放送局の開局も検討する。さらには、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める。[国・県・市・民間](4-2)

地下空間における浸水対策等の強化

- 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム(GPS(全地球測位システム)及び GIS(地理情報システム)を活用した位置情報を用いたシステム)など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る。[国・県・民間](1-3)

適時・適切・確実な情報の発信

- 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障害者情報が届きにくい世帯を減少させるため、地域別にグループ分けした登録者へ FAX 送信や電話発信を行うシステム導入促進を図るとともに、関係団体の協力をえて、聴覚、視覚障害者世帯、高齢者世帯等を対象に重点的に登録促進を実施し避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。[市・地域] (4-3)
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。[国・県・市](4-3)

土砂災害警戒情報等の提供

- 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。[国・県・市](4-2)

道路被害情報共有の強化

- 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。[国・県・市](4-2)

避難の円滑化・迅速化

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促

進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。[国・県・市](4-3)

物資調達・受援体制の構築

- 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。[国・県・市](2-1)

放送設備等の防災対策

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。[国・県・民間](4-2)

民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等

- 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。[国・県・市・民間] (4-2)

⑥産業・経済

BCP への反映

- 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者及び研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映していく必要がある。例えば、運送事業者においては、暴風雨、等が予測される地域や時間帯を迂回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討する。[国・県・市・民間](5-4)

きめ細やかな情報の提供及び相談窓口の体制整備

- 事業継続に関する事業所の取組みを支援するため、地域の具体的な被害予測等のきめ細やかな情報提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。[国・県・市](5-1)

金融機関における BCP の策定の促進

- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP を策定するとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施を促す。[国・県・市・民間](8-7)

金融機関における防災対策の推進

- 全ての主要な金融機関等に対して、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促す。[国・県・民間](5-5)

金融機関の BCP 策定推進

- 金融機関の BCP 策定を推進し、大規模自然災害発生時、中小企業の事業継続に必要な融資が遅滞なく実施される体制を整える。また、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく。[国・県・市](5-5)

建設業の就労環境改善等

- 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。[国] (1-5)

建設業の担い手確保等

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。[国・県・市](8-6)

高圧ガス設備の耐震化

- 高圧ガス設備の耐震化について、推進する。[国] (5-3)

個別企業 BCP 策定等の促進

- 個別企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める。また、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。[国・県・市・民間] (5-1)
- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進するための方策について検討する。[国・県・市・民間](5-1)

小牧市の強靭化に資する適切な民間資金の活用

- 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。[国・県・市・民間](5-1)(5-2)

災害に強い民間物流施設の整備促進

- 設備に係る融資(振興資金)の保証料や利子への補助制度の利用促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する。[国・県・市](5-1)
- 国・県が進める、地震による産業施設への影響評価の手法の確立に協力するとともに、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する。 [国・県・市・民間](5-1)(8-7)

自衛消防力の充実強化

- 自衛消防組織の設置が必要な事業所等においては、大規模自然災害等の発生時に、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害が発生するおそれがあるため、自衛消防組織の災害対応力の充実を図る。[市・民間] (5-3)

事業所等における防災対策の促進

- 小牧商工会議所との協働で「(仮称)小牧市事業継続力強化支援計画」を策定す

る。加えて、講習会やセミナー等の実施により経営者の理解を深めて策定に取り組む事業所を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を推進する。特に、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。[県・市・民間] (5-1)

- 一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えた BCP モデルを作成し、普及・啓発を進める。[市・民間] (5-1)

社会インフラの耐震化整備の計画的促進

- 中部経済連合会が 2019 年 5 月に公表した提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。[県](5-1)

食品産業事業者等の災害対策の強化

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。[国・県・市・民間](5-6)

耐災害性を高める施策等の推進

- 道路の防災対策や無電柱化に加えて、土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。[国・県・市](5-1)

地域連携 BCP 策定の促進

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。[国・県・市・民間](5-1)
- 工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。[国・県・市・民間](5-3)

中小企業事業活動継続支援

- 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。[国・県・市・民間](5-1)

中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理す

るとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。[県](5-2)

テレワークの推進

- 事業継続の観点から、テレワーク(在宅勤務)による事業継続の取組を促進する。[国・県・市・民間](5-1)

郵便局舎における防災対策の推進

- 日本郵便株式会社に対し、直営の郵便局舎の耐震化を促す。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを促すとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、国・県と協力して道路防災対策等を進める。[国・県・市・民間](5-5)

⑦交通・物流

いのちとくらしを支える交通環境の形成

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する。[国・県・市](2-3)

インフラ対策

- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、施設性の強化等を着実に推進する。[国・市](3-2)

沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組

- 沿道(道路区域外)に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。[県] (7-2)

沿道の通行障害建築物の耐震化の促進

- 緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導･助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。[市・地域・民間] (7-2)

大雪対策

- 集中的な大雪に備え、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行うとともに、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策など、ソフト･ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する。[国・県・市](5-4)

幹線交通の分断回避

- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めていく。[国・県・市](5-4)

幹線交通分断に伴うリスクの想定および対策の推進

- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。[国・県・市](6-4)

救急搬送の遅延の解消

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プロ

ーブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。[国・県・市](2-5)

- 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。[国・県・市](2-5)
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。また、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。[国・県・市](2-5)

交通施設の防災対策の推進

- 災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路など自動車専用道路網の着実な整備を推進する。緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。さらに、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を促す。[国・県](5-4)
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を促す。[国・県・市](5-4)
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道の施設の耐震化、液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める。また、洪水、土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を促す。[国・県・市](5-4)
- 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかに撤去する必要がある。[県](5-1)(5-4)(6-4)(7-2)

交通渋滞による避難の遅れの回避

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールの検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策等を行う。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。[国・県・市](4-3)

交通渋滞の回避

- 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発

生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。[国・県・市](7-2)

交通全体のマネジメント力強化

- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメントカを強化していく必要がある。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する。[国・県・市・民間](5-4)

交通ネットワーク対策

- 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。[国・県](4-3)

孤立地域等の発生防止

- 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市](2-2)

災害時における輸送ルートの機能確保

- 災害発生時における名古屋鉄道小牧線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。[民間](6-4)
- 脆弱性を確認するために主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を進める。[市](6-4)
- 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市](6-4)
- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を着実に進める。[国・県・市](6-4)
- 陸上輸送の寸断に備え、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。[国・県・市](6-4)
- 名古屋鉄道小牧線の市内各駅から名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど交通利便性の向上を図る必要がある。[国・県・市](6-4)

災害時のエネルギー供給の優先順位の整理

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。[国・

県・市・民間](5-2)

災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保

- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。[国・県](2-5)

災害時の医療提供のためのルート確保

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路の地震対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める。[国・県・市] (2-5)

災害情報の収集体制の強化

- 自動車が通行できないときに、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにしておく必要がある。[国・県] (7-2)

災害対応力の強化等

- 県が進める、大規模災害を想定した広域的な訓練に協力し、総合的な防災力の強化を進める。また、県に対し、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実することを促すとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図ることを促す。さらには、通信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策の推進を促す。[国・県・市](4-1)(4-3)

災害対応力の向上

- 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備･訓練する。[国・県・市](7-1)

山間地等における避難路等の確保の促進

- 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう貨物輸送事業者の BCP 策定、海抜表示シートの整備、山間地等において、民間等が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。[国・県・市](2-2)

社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進

- 中部経済連合会公表(2019 年 5 月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。[国・県・市・民間](5-2)

車両被災への対応

- 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する。[国](5-4)

信号機電源付加装置の整備

- 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。[国・県・市](3-1)

新交通システム桃花台線の高架構造物撤去促進

- 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する。[県・市](5-1)(6-4)(7-2)

迅速な交通情報提供

- 官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をしていく。[国・県・市・民間](5-4)

迅速な輸送道路啓開等に向けた体制整備

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。[国・県・市](2-1)
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。[国・県・市](2-1)
- 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。[国・県・市](2-1)
- 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。[国・県・市](2-1)(2-5)(5-4)(6-4)

代替輸送手段の確保等

- 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。[県・市・民間］(2-4)

通行時実績情報の提供

- 通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。[国・県](4-3)

適時適切な情報提供

- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく。[国・県・市・民間](5-4)

鉄道の運行再開の調整等

- 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。[国・県・民間](2-4)

道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等

- 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。[国・県・市](3-1)

道路における冠水対策

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。[国・県・市](6-4)

道路に対するハード対策

- 道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。[国・県](4-3)

道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化

- 大規模地震発生後、ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCP の策定など必要な体制整備を推進する。[国・県・市・民間](6-4)
- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。[国・県・市](6-4)
- 橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく 5 年に 1 回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する。[国・県・市](6-4)
- 災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。[市](6-4)
- 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。また、国、県、隣接自治体との連携の強化を推進する。[国・県・市・隣接自治体](6-4)
- 緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める。[市](6-4)

道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する。[国・県・市](2-3)

道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進

- ものづくり愛知の生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、名古屋環状 2 号線、国道 41 号名濃バイパスを始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるととも

に、立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。[国・県・市](5-1)

道路の災害対応力の強化

- ものづくり愛知の生産拠点との物流施設ルートの耐災害性を高めるため、緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する。[国・県・市] (5-1) (5-4)
- 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する。[県](5-1)(6-4)(7-2)
- 災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。[市] (5-4)
- 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市] (5-4)

道路の災害対策の推進

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める。[国・県・市] (2-3)(2-5)

道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策

- 沿道の住宅・建物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化または除去を進める。また鉄道の閉塞についても、対策を検討する。[国・県] (7-2)
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。[国・県・市](7-2)

道路の防災対策等

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める。[国・県・市](3-3)

道路の防災対策の推進

- 大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、道路の地震対策等を推進する。[県・市] (3-3)

燃料供給ルートの確保

- 燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震対策等を着実に推進する。[国・県・市] (5-2)
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。(民間企業における事業継続に資する取組の促進)[国・県・市・民間](5-2)

ハード・ソフト対策等を統合した対応策の推進

- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合せるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。[国・県・市](6-4)

複数の輸送手段の確保

- 県庁所在地との輸送手段として、名古屋鉄道小牧線等しかないため、地下鉄の延伸化等、複数手段について検討する。[市](6-4)

物資輸送ルートの確保･道路等の災害対策の推進･基幹的交通ネットワークの確保

- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。[国・県・市](2-1)(2-5)(5-4)
- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。[国・県・市](2-1)(2-5)(5-4)
- 地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める。[国・県・市] (2-1)
- 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市] (2-1)

物資輸送体制の確立

- 地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者等多様な関係者が連携して、ラストマイルを中心とした訓練等を実施し、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う。[国・県・市・民間] (2-1)

物流ネットワークの整備

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等とともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する。[国・県・市] (5-6)

プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等

- 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。[国・県・民間](2-4)
- 災害時に自動車運転者等に、適切な情報を提示するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める。[国・県](2-4)

輸送基盤の災害対策の推進等

- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。[県](6-1)

輸送モードの連携・代替性の確保

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築する。[国・県・市](5-5)

陸の輸送ルート確保の強化

- 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。[国・県・市](6-4)
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保し、広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。[国・県・市](6-4)
- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ソフト･ハードの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する。[国・県・市](6-4)

⑧農林水産

山地災害への対策

- 森林の適正な管理を推進していく。山地災害の発生の恐れがある場所が確認された場合は、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を県に要望していく。[国・県・市](7-3)

自然と共生した多様な森林づくりの推進

- 森林の整備に当たっては、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。[国・県・市](7-5)
- 適正な森林管理のため、森林境界明確化等を推進する。[国・県・市](7-5)

食品産業事業者等の災害対策の強化

- 農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を促す。[国・県・市・民間](5-6)
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体等の連携・協力体制を強化する。[国・県・市・民間](5-6)
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。[国・県・市・民間](5-6)

食料備蓄の検討

- 災害時に備え、農業協同組合と連携し食料となる農産物等の確保や計画的な備蓄ができるよう検討を進めていく。[国・県・市・民間](2-1)

「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策検討

- 市域の強靭化を進めるため、地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組など、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討する。[国・県・市](7-5)

森林整備の実施

- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、管理が適切にされていない森林について、森林経営管理制度の活用に向けて検討していく。[国・県・市](7-5)

先端技術の活用

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、および迅速な復旧に向け、先進技術の活用を促す。また、近年

の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を要望する。[国・県・市](7-5)

ため池の防災対策の推進

- 防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する。[国・県・市](7-3)
- 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池(防災重点ため池)について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの作成・公表を進める。[県・市] (7-3)

適切な森林の整備・保全

- 森林の適正な管理を推進していく。山地災害の発生の恐れがある場所が確認された場合は、県に治山工事の施工を要望していく。[国・県・市](7-5)
- 事前防災・減災に向けた山地災害対策を強化する。また、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新するとともに、土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。[国・県・市](7-5)

適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。[国・県・市](7-5)

東部丘陵地区の亜炭廃鉱に関する調査及び支援制度の創設

- 亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する支援制度の創設を検討する。また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて検討する。[国・県](1-4)

農業集落排水施設の耐災害性の強化

- 農業集落排水施設等の耐震化や老朽化等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する。[県・市] (6-3)

農業用ため池・洪水調整池の安全性向上

- 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池の耐震診断や耐震化、ため池付帯施設の点検・更新を進める。[国・県・市](1-4)(7-3)
- 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与

えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの作成・公表を進める。[県・市](1-4)

農業用施設の強化

- 大規模災害を未然に防ぐため、農業用水利施設の機能保全のための改修を推進する必要がある。[国・県・市](1-3)(7-3)

農業用燃料タンクの燃料流失防止対策の推進

- 消防法に基づく市条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する。[国・県・市・民間](7-1)

農地・農林等の荒廃の防止

- 農地が洪水防止等の国土保全の機能を発揮できるよう、荒廃化を防ぐ。[国・県・市](7-5)

農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備

- 市の主体性･協働力を活かした農地･農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を進める。[国・県・市・地域](7-5)
- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。[国・県](7-5)

農林業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- 農業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用排水機場の老朽化対策、耐震化や農業用ため池、ため池付帯施設の耐震化、更新を促進するとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。[国・県・市・民間](5-6)

排水機場等の防災対策の推進

- 排水機場等の損壊・機能不全による浸水の長期化等、二次災害の発生を防ぐため、排水機場の耐震化を推進するとともに、計画的な維持管理を行う。［国・県・市］(7-3)

ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進

- ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。[国・県・市・地域](7-3)

- 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用することを促す。[国・県・市](7-3)

⑨地域保全

位置情報インフラの維持

- 国が全国に設置・運用・維持する電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害等の対策に役立つ情報の提供を受ける。また、電子基準点の安定的な運用のため、国が故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する取組を支援する。[国](8-6)

応急給水体制の確立

- 災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、訓練等について継続する。[市](2-1)

ガス管の耐震対策等の推進

- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを促進する必要がある。また、ガス事業者等に対して、ガス管供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続するよう促す。[国・県・民間](2-1)

河川の改修

- 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の木曽川・庄内川や、県管理河川の新川(大山川)・五条川等の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。[国・県](1-3)

河川氾濫からの減災に係る取組の実施

- 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する。[国・県・市](8-3)
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。[国・県・市・地域](8-3)

警戒避難体制の整備等

- 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。[国・県・市・地域](1-4)

孤立地域等の発生防止

- 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。[国・県・市](2-2)

山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応

- 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、森林経営管理制度の活用により、森林を適正に整備し、森林の保全を図りつつ、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。[国・県](1-4)
- 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を進める。[国・県](1-4)
- 山地における災害に対して人的被害を防止するため、人的被害発生の可能性が見込まれる場所が確認された場合は、県等に対して治山施設の整備を促す。[国・県](1-4)

治山対策の推進

- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、管理が適切にされていない森林について、森林経営管理制度の活用に向けて検討していく。[県・市](1-4)

停電時における電動車等の活用

- 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。[県・民間]（2-1)

電子国土基本図の活用

- 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供するとともに、国土地理院や国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能にする取組を支援し、市からも必要な情報(都市計画図情報等)を提供する。[国](8-6)

電力設備等の早期復旧体制整備の推進

- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。[民間]（2-1)

土砂災害対策の推進

- ソフト対策として、土砂災害(特別)警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難

訓練の指導など、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、住民の防災意識向上策を推進する。[国・県・市・地域](1-4)

- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する。[市・民間](1-4)
- 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備並びに維持管理・更新を管理者に促す。[国・県](1-4)
- 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂･流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂･洪水氾濫)等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を実施する。[国・県](1-4)

東部丘陵地区の亜炭廃鉱に関する調査及び支援制度の創設

- 亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する支援制度の創設を検討する。また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて検討する。[国・県](1-4)

燃料等

- 公的施設・避難所等における燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。[国] (2-1)

⑩環境

石綿(アスベスト)対応

- 市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める。[市] (7-4)
- 倒壊建屋等の解体時に適切に石綿(アスベスト)除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策及び吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。[県・市・地域・民間] (7-4)

環境監視体制の整備・強化

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する。[市・民間] (7-4)

下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠は耐震化済である。また、下水道 BCP の充実を促進する。[国・県・市](2-6)

高圧ガス施設の耐震化の推進等

- 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する。[国・県・市・民間](7-4)

広域輸送に関する体制の構築

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図る。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を県や周辺自治体と協力して整える。[国・県・市](8-7)

ごみ焼却施設の災害対応能力の強化等

- 平成 27 年度に更新した小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設は、建物、処理設備とも十分な耐震強度を備えているが、発生時のライフラインや必要資材が断絶することに備え、平常時から対策を講じる。[国・県・市] (8-1)

災害時のし尿等の処理体制の整備

- 小牧市災害廃棄物処理計画に基づき、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する。[市](6-3)

災害時の廃棄物の処理体制の整備

- 平成 29 年度に策定した小牧市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を推進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る。[国・市] (8-1)

災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理

- PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。[市・民間](7-4)

災害廃棄物の仮置場の確保の推進

- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。[国・県・市](8-1)

災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

- 廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。[国・県・市・民間](8-1)

災害廃棄物の発生抑制

- 住宅・建物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を促進する。[国・県・市] (8-1)

災害廃棄物輸送体制の構築

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う。[国・県・市](8-1)

有害物質の流出等の防止対策の促進

- 火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や、関連施設の耐震化や更新などの対策を促す。[国・県・市・民間](5-3)(7-4)
- 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、L アラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。[国・県・市・民間](5-3)
- 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、県から依頼があった場合に対応する。[国・県・市](7-4)
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める。[国・県・市](7-4)

- 発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う。［市・民間］(7-4)

⑪土地利用

合理的な土地利用の促進

- 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化を推進するとともに、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策の検討・取組の推進を国・県に促す。[国、県](8-2)(8-6)

災害情報共有の取組の推進

- 平常時から基本的な地理空間情報を整備することを検討する。それとともに、準天頂衛星 7 機体制の実現により得られる高精度測位データ等も活用し、G 空間情報センター、国による SIP4D、災害情報ハブ等による取組を踏まえた災害情報共有の取組の推進を検討する。[国・県・市](8-3)

自治体等の活動の支援

- 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等を支援する。[国・県](2-3)

所有者不明土地への対策

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みを利用し、復旧・復興のための用地確保の円滑化を推進する。[国・県](8-6)

「自律・分散・協調」型国土形成の推進

- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。[国](8-2)

「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策の推進

- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組など、小牧市の地域経済に活力を与える方策を推進し、もって、「自律・分散・協調」型国土形成を促す。[国・県・市](8-5)

地籍調査の推進

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査を推進する必要がある。しかし、実施体制を整えるには時間を要するため、当面の間は地籍調査を行ったものと同等

と扱われる区画整理事業等を推進する。[国・県・市](8-3)(8-6)

復興まちづくりイメージトレーニング

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や判頓の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を検討する。[国・県](8-6)

復興体制や手順の検討等

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえてあらかじめ検討しておく。[国・県・市・地域](8-6)
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けて県が進める対策を促す。[国・県](8-6)

文化財や環境的資産の耐震化等

- 小牧山城をはじめ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。[国・県・市](8-5)

用地の確保の推進

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、県が実施する、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みの集約・調整について協力する。[国・県](8-6)

イ　横断的分野

①リスクコミュニケーション

感震ブレーカー等の普及

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。[国・県・市](7-1)

効果的な教育・啓発の推進

- 主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。[県・市・地域］(4-3)

コミュニテイの活力維持

- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平時から仕掛けていく。[国](8-5)

災害対応力の強化等

- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。[国・県・市](1-4)

災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築

- 災害ボランティア支援センターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座を開催するとともに、地域住民参加による災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア受入れ、派遣などの運営体制を構築する。[市社協・地域］(8-2)
- 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティア支援センター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。[市・民間］(8-2)
- 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。[市・地域］(8-2)

事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、

地域住民同士のきずなを強める活動を推進する。[県・市] (8-2)

住民等の自発的な防災行動の促進

- 自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す。[市・地域](3-3)

「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策検討

- 市域の強靭化を進めるため、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組など、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討する。[国・県・市](7-5)

地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。[国・県・市・地域](3-1)
- 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。[国・県・市・地域](3-1)

地域防災力・企業防災力の向上

- 地域防災力を向上させるため、自主防災会等による小学校区単位の地区防災訓練を継続的に推進する。[市・地域](1-1)
- 自主防災会、事業所等を対象とした応急手当の普及啓発を進め、人命保護の充実・強化を図る。[市・地域・民間] (1-1)
- 地域防災リーダー養成講座等の実施により、地域防災力の向上を推進する。［市・地域］(1-1)
- 企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。［市・地域・民間］(1-1)

農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。[国・県](7-5)
- 市の主体性･協働力を活かした農地･農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を進める。[国・県・市・地域](7-5)

避難者の生活支援等

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給のために、オープンスペースの使用について事前に検討しておくとともに、復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境や地域コミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。[国・県・市](2-7)
- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。[国・県・市](2-7)

復興ビジョンの検討

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成及び地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討する。また、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靭な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める。[国] (8-2)

要配慮者等への支援体制の整備

- コミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障害者の避難所生活支援を推進する。[市](2-7)

②人材育成

継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- 身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。[国] (1-5)

建設業の人材育成

- 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。[国] (8-2)
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。[国・県](8-2)

後方支援に関する人材養成等

- 避難所で必要となる水､食料､燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化､危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。[国・県・市・地域](2-7)

災害時の環境悪化防止策

- 居住環境、プライバシー確保のためのパーテーションを備蓄しているが、その組み立て法に関して啓発教育を実施する。[市] (2-7)
- 予定避難施設に要配慮者用のトイレを備蓄しているが、その組み立て法、使用法に関して啓発教育を実施する。[市] (2-7)

災害対応の体制・資機材の強化

- 災害時においても、救急活動の質を維持するために救急救命士及び救急隊員資格者の育成を図る。[国・県・市](2-3)

災害対応業務の実効性の向上

- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。[国・

県](2-3)

- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。[国・県](2-3)

災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築

- 災害ボランティア支援センターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座を開催するとともに、地域住民参加による災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア受入れ、派遣などの運営体制を構築する。[市社協・地域] (8-2)
- 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティア支援センター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。[市・民間] (8-2)
- 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。[市・地域] (8-2)

市民に対する応急手当の普及啓発

- 救急車の到着が大幅に遅れることを想定し、市民が応急手当を身に付けることが必要である。このため、消防本部(消防署)は応急手当普及活動を推進し、救命講習等を積極的に開催する。[国・県・市](2-3)

修復技術の伝承

- 国や県が、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る取組を支援する。[国・県](8-5)

消防団の充実強化の促進

- 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す。[国・県・市・地域](1-1,1-2,2-1,2-3,7-1)

消防団等の充実強化及び地区防災訓練等の推進

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、継続的に小学校区単位での地区防災訓練や防災教育等を推進する。[国・県・市・地域](7-3)

専門人材の育成

- 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成

する。[国・県](5-1)

地域における防災マニュアル策定の普及・啓発

- 災害時に住民が自発的な防災活動ができるために自主防災組織、地域協議会などの単位で、地域の防災マニュアル策定を促すとともに、いざという時に迅速かつ的確に活動できるように、継続的な防災訓練の実施を推進する。[県・市](2-7)

地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。[国・県・市・地域](3-1)
- 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。[国・県・市・地域](3-1)

道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化

- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が市内にある状態の保持に努める。[国・県・市・民間](6-4)

風評被害を防止する的確な情報発信のための初動体制構築の推進

- 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時に、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に配慮した初動対応が可能となるよう国が推進する体制構築を推進し風評被害を防止する。また、防災・復興を担う地方のリーダーなどの人材育成に参画する等により、災害に負けない強靭な社会の構築を進める。[国・県](8-7)

復旧・復興を担う人材等の育成等

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。[国・県・市・民間](8-2)

防災教育の推進

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう、自主防災会等を通じ、継続的に小学校区単位等での地区防災訓練を推進する。また、住民等の自発的な防災活動に関するマニュアル策定を促進

する。[国・県・市](1-3)

③老朽化対策

下水道施設の耐災害性の強化

- 発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路等の重要性の高い管路については耐震化済みである。さらに下水道施設の老朽化対策を進める。[市](6-3)

上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進

- 上水道施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。[国・県・市](5-7)

水道施設の老朽化対策等の推進

- 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。[国・県・市](2-1)
- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用や応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。[国・県・市](2-1)
- 被災時の給水拠点となる配水池の耐震性を強化するとともに、水道配水管において強度が低下している老朽管の更新を推進する。[市](6-2)
- 上水道施設について耐震性の不足している施設について耐震化等を推進する。[国・県・市](6-2)

避難所施設の老朽化対策及び耐震性の強化

- 避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。[市](6-5)

④研究開発

先端技術の活用

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、および迅速な復旧に向け、先進技術の活用を促す。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を要望する。[国・県・市](7-5)

⑤産学官民・広域連携

TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化

- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める。[国・県・市](1-3)(1-4)(2-2)

関係事業者間の協力体制整備

- 停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。[県](2-1)

協定の推進

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために協定などを締結し広域的応援体制、地元建設業等と連携し防災減災の確保に努める。[国・市](6-5)

行政職員の不足への対応

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れにより業務継続体制を強化するための対策を実施するとともに、市における受援体制の整備を促進する。[県](3-3)

後方支援を担う新たな防災拠点の確保

- 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた県の検討に協力する。[国・県・市](2-3)

広域的な応援体制の確保

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するための、広域的な応援体制、地域建設業の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE の体制・機能を拡充・強化する。[県](6-5)

広域的な応援体制の確立

- 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する。[国・県・市] (6-2)

広域的な訓練の実施

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進め

る。[国・県](4-3)

災害対応の体制・資機材の強化

- 災害発生時の情報収集手段としてドローンの効果的運用を促進する。[市](2-3)

災害対応力の向上

- 国や県に対し、情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発の推進を促す。[国・県・市](4-3)

広域輸送に関する体制の構築

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図る。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を県や周辺自治体と協力して整える。[国・県・市](8-7)

自宅居住による生活再建の促進

- 市民の保険・共済への加入の促進を図る。[県・市](8-4)

受援体制整備促進

- 愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく、緊急消防援助隊の受け入れ体制を迅速に行えるように継続的に訓練を実施する。[県・市](3-3)

迅速な輸送道路啓開等に向けた体制整備

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。[国・県・市](2-1)

代替輸送手段の確保等

- 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。[県・市・民間] (2-4)

大規模災害時における広域連携の推進

- 協定している市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。[県・市] (3-3)

大規模災害時の地域的な連携の推進

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の地域的な連携体制や応援体制を構築する。また、消防団等の充実強化を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。[国・県・市・民間] (2-1)

地方行政機関等の機能低下の回避

- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。[国・県・市](8-2)
- 大規模自然災害が発生した場合の TEC-FORCE の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る。[国・県・市](8-2)

中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。[県](5-2)

鉄道の運行再開の調整等

- 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。[国・県・民間](2-4)

物資調達・受援体制の構築

- 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。[国・県・市](2-1)
- 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。[県・市・民間] (2-1)

第５章　計画の推進

１施策の重点化

(１)プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靭化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。このため､脆弱性評価の結果を踏まえつつ､本市での関連災害種別の発生確率や、影響の大きさの観点から、優先的に取り組むべきプログラムを 42 から 14 に絞り込んだ。

(２)個別施策の重点化

また、小牧市の現状を踏まえて、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などを考慮して、特に重点化すべき　24 施策を設定した。

リスクシナリオ(14 項目)		重点施策(24 施策)
番号	最悪の事態	
1-1	住宅･建物･交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	● 住宅・建築物等の耐震化促進 ● 家具・機械設備等の転倒防止及び窓ガラスの飛散防止対策の促進 ● 地域防災力・企業防災力の向上
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	● 市街地における河川施設等の強化 ● ハザードマップの作成・周知啓発 ● ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進
1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	● 土砂災害対策の推進
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給停止	● 水道施設の老朽化対策等の推進 ● 備蓄の推進 ● 物資調達・受援体制の構築
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	● 災害対応の体制・資機材の強化 ● 消防団の災害対応力の強化
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	● 災害時の環境悪化防止策 ● 災害時の保険医療体制

リスクシナリオ(14 項目)		重点施策(24 施策)
番号	最悪の事態	
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	● 情報収集手段の多様化と一元的集約 ● 効果的な教育・啓発の推進
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	● 事業所等における防災対策の促進
5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	● 迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備
5-6	食料等の安定供給の停滞	● 農林業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	● 自立・分散型エネルギーの導入
6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	● 応急給水及び上水道復旧体制の強化 ● 水道施設の老朽化対策等の推進
7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	● 火災に強いまちづくりの推進
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	● 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備

２計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び愛知県の国土強靭化施策の推進状況などを考慮し、計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

地域防災計画など国土強靭化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

(別紙)脆弱性評価結果

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標１　直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物等の耐震化の促進 ● 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。[市・民間] ● 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進するとともに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。[県] ● 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する必要がある。[県] 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 ● 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため､耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。［県・市・民間］ ● 「特定既存耐震不適格建築物(1 号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し､特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低

	く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する必要がある。[市・民間] 交通施設等における脆弱性の解消 ● 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。[国・県・市] ● インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する必要がある。[国・県・市] 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等 ● 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる必要がある。[県・市・民間] 地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等 ● 地下空間については、ソフト・ハード両面から防災対策を進める必要がある。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める必要がある。[国・県・市] 家具・機械設備等の転倒防止及び窓ガラス対策の促進 ● 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止及び窓ガラスの飛散防止対策の啓発について、取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。［市・地域・民間］

	地域防災力・企業防災力の向上 ● 地域防災力を向上させるため、自主防災会等による小学校区単位の地区防災訓練を継続的に推進する必要がある。[市・地域] ● 自主防災会、事業所等を対象とした応急手当の普及啓発を進め、人命保護の充実・強化を図る必要がある。［市・地域・民間］ ● 地域防災リーダー養成講座等の実施により、地域防災力の向上を推進する必要がある。[市・地域] ● 企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する必要がある。[市・地域・民間] 消防団の充実強化の促進等 ● 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[市・地域] 応急救護所の機能充実等 ● 災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、自主防災会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる必要がある。[市・地域] ● 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。[市] 公共施設における耐震対策の推進 ● 公共施設における天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策を推進する必要がある。[県・市] 社会福祉施設の耐震化の促進 ● 昭和 56 年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進する必要がある。[市・民間]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	火災に強いまちづくりの推進 ● 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。[国・県・市](再掲) ● 空き家は、出火の確認、初期消火に遅れが発生しやすく影響が大きくなる可能性が高いことから、空き家対策を推進する必要がある。[国・県・市] 災害対応能力の向上 ● 災害現場での消火、救助及び救急活動能力を高めるため、水槽付消防ポンプ自動車、化学自動車、はしご自動車、救急自動車等の車両のほか、消防用の装備資機材を充実させるとともに、関係機関も交えた図上訓練、実働訓練等を行うことで、消防及び関係機関全体の災害対応力を向上させる必要がある。[国・県・市] ● 消火栓、防火水槽等の消防水利の充実強化を図る必要がある。[市] 防火対策の推進 ● 消防法に規定する防火対象物について、必要となる消防用設備等の設置、維持管理を徹底し、火災発生時には設備を有効に使用して被害を最小限にできるよう防火体制の充実を図る必要がある。[市] ● 自衛消防組織等の防火意識を高めるため、自主防災会、事業所等による消防訓練の充実を図る必要がある。[市・地域] 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等 ● 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官

	民が連携して計画的な解消を図る必要がある。[県・市・民間] 情報通信関係施策の推進 ● 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Ｊアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。[国・県・市] 消防団の充実強化の促進 ● 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[市・地域・民間](再掲)

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	市街地における河川施設等の強化 ● 河川、水門等の耐震化・機能強化のための改修、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備など耐震化･老朽化対策を、国・県・市が連携して推進する必要がある。[国・県・市] ● 堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握する必要がある。[国・県・市] ● 市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する必要がある。[国・県・市] 災害リスクを考慮した土地利用への転換 ● 人口減少に適応した都市構造への転換を図るため、居住誘導区域の設定等にあたって、災害危険度が高い区域(土砂災害特別警戒区域など)の除外について検討する必要がある。[国・県・市] ハザードマップの作成・周知啓発 ● 水位周知河川等について、最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等が作成・公表された場合、早期に防災ガイドブックを改訂し、住民へ周知啓発することにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。[市・地域] ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進 ● 防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する必要がある。[国・県・市・地域・民間] ● 大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する必要がある。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑

	かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。[国・県・市・地域・民間] ● 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。[国・県・市] ● 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。[国・県・市] 地下空間における浸水対策等の強化 ● 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム(GPS(全地球測位システム)及びGIS(地理情報システム)を活用した位置情報を用いたシステム)など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る必要がある。[国・県・民間] 河川の改修 ● 河川整備計画に基づき、河川改修を進める必要がある。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の木曽川・庄内川や、県管理河川の新川(大山川)・五条川等の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある。[国・県] 河川氾濫からの減災に係る取組の実施 ● 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する必要が

	ある。[国・県・市・地域] ● 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する必要がある。[国・県・市] ● 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する必要がある。[市・民間・地域] 水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進 ● 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む必要がある。[国・県・市] 明確な行動基準の提供 ● 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報等に 5 段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。[県] 情報通信関係施策の推進 ● 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Ｊアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) 防災教育の推進 ● 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう、自主防災会等を通じ、継続的に小学校区単位等での地区防災訓練を推進する必要がある。また、住民等の自発的な防災活動に関するマニュアル策定を促進する必要がある。[国・県・市] 農業用施設の強化 ● 大規模災害を未然に防ぐため、農業用水利施設の機能保全のための改修を推進する必要がある。[国・県・市] 気候変動を踏まえた水災害対策 ● 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生しているこ

	とに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。[国・県・市] 災害対応力の強化 ● 多数の死傷者を発生させないため、被災者救助訓練や災害警備訓練を継続するとともに、救助資機材の整備等の捜索関係施策を推進する必要がある。[国・県・市] ● 緊急消防援助隊運用要綱に基づき被災市町村への応援体制を整備するとともに、愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく受け入れ態勢を迅速に行えるよう継続的に訓練を実施する必要がある。[国・県・市] ● 消防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。[市] TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化 ● 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	土砂災害対策の推進 ● ソフト対策として、土砂災害(特別)警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う必要がある。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、住民の防災意識向上策を推進する必要がある。[国・県・市・地域] ● 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する必要がある。[市・民間] ● 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備並びに維持管理・更新を管理者に促す必要がある。[国・県] ● 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂･流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂･洪水氾濫)等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を実施する必要がある。[国・県] 治山対策の推進 ● 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、管理が適切にされていない森林について、森林経営管理制度の活用に向けて検討していく必要がある。[県・市] 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応 ● 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する必要がある。森林の整備に当たっては、森林経営管理制度の活用により、森林を適正に整備し、森林の保全を図りつつ、必要に応じ森林被害の防止対策を

	図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る必要がある。[国・県] ● 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を進める必要がある。[国・県] ● 山地における災害に対して人的被害を防止するため、人的被害発生の可能性が見込まれる場所が確認された場合は、県等に対して治山施設の整備を促す必要がある。[国・県] 農業用ため池・洪水調整池の安全性向上 ● 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池の耐震診断や耐震化、ため池付帯施設の点検・更新を進める必要がある。[国・県・市] ● 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの作成・公表を進める必要がある。[県・市] 災害リスクを考慮した土地利用への転換 ● 人口減少に適応した都市構造への転換を図るため、居住誘導区域の設定等にあたって、災害危険度が高い区域(土砂災害特別警戒区域など)の除外について検討する必要がある。[国・県・市](再掲) 警戒避難体制の整備等 ● 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。[国・県・市・地域] 情報通信関係施策の推進

	● 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) 災害対応力の強化 ● 多数の死傷者を発生させないため、被災者救助訓練や災害警備訓練を継続するとともに、救助資機材の整備等の捜索関係施策を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) ● 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。[国・県・市] TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化 ● 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める必要がある。[国・県・市] (再掲) 東部丘陵地区の亜炭廃鉱に関する調査及び支援制度の創設 ● 亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する支援制度の創設を検討する必要がある。また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて検討する必要がある。[国・県]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	適切な情報提供及び情報の利活用の促進 ● 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の高度化を進めるとともに、平時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が観測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道やバスの車内に多数の旅客が取り残される事態を回避させる必要がある。[国・県] エネルギー供給施設のハード・ソフト対策 ● 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携､復旧マニュアル整備など､エネルギー供給施設について､ハード･ソフト対策を実施していく必要がある。[国] 情報提供手段の多重化推進 ● 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Ｌアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにする必要がある。[国・県・市] 災害情報収集機能の強化、高度化 ● 降雪の影響等の情報の収集を行うため、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める必要がある。[国] 道路交通確保の取組等 ● 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行うととも

	に、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、地域の実情に応じたスポット対策等、ソフト･ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。また、鉄道交通を確保するため、新幹線が雪に強いインフラであるという観点も踏まえ、新幹線鉄道網の整備を進める必要があるほか、在来線の除雪体制の構築等を進める必要がある。［国］ 建設業の就労環境改善等 ● 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の､担い手確保･育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める必要がある。［国］ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等 ● 身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。［国］

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給停止	物資輸送ルートの確保･道路等の災害対策の推進･基幹的交通ネットワークの確保 ● 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。[国・県・市] ● 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する必要がある。[国・県・市] ● 地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める必要がある。[国・県・市] ● 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する必要がある。[県・市] 迅速な輸送道路啓開等に向けた体制整備 ● 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。[国・県・市] ● 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。[国・県・市] ● 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。[国・県・市] ● 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む必要がある。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材

	の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。[国・県・市] 物資調達の仕組みの構築、情報収集手段の活用 ● 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する必要がある。また災害関連情報の収集・提供を行うため、導入された小型無人機の活用、防災システム等、早期の情報収集手段の活用に努める必要がある。[国] 応急給水体制の確立 ● 災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、訓練等について継続する必要がある。[市] ガス管の耐震対策等の推進 ● 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを促進する必要がある。また、ガス事業者等に対して、ガス管供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続するよう促す必要がある。[国・県・民間] 燃料等 ● 公的施設・避難所等における燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。[国] 電力設備等の早期復旧体制整備の推進 ● 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。[民間] 停電時における電動車等の活用 ● 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。[県・民間] 水道施設の老朽化対策等の推進 ● 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する必要がある。[国・県・市] ● 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対

	策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用や応急給水計画の策定等を推進する必要がある。また、避難所となる施設で、給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める必要がある。[国・県・市] 学校施設 ● 指定避難所である小中学校の断水時のトイレや電力、耐震化済の非構造部材の維持保全、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。[国・県・市] 備蓄の推進 ● 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベントや自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。[市・地域・民間] ● 本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。[市] 応急用食料の調達 ● 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の促進を図る必要がある。また、県と協力して、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じた検証を促す必要がある。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせた精査を促進する必要がある。[国・県] 避難所等における防災機能強化 ● 公的施設や指定避難所である小中学校における自立・分

	散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する必要がある。[国・県・市] 物資輸送体制の確立 ● 地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者等多様な関係者が連携して、ラストマイルを中心とした訓練等を実施し、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う必要がある。[国・県・市・民間] 物資調達・受援体制の構築 ● 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。[県・市・民間] ● 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。[国・県・市] 大規模災害時の地域的な連携の推進 ● 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の地域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。また、消防団等の充実強化を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。[国・県・市・民間] 食料備蓄の検討 ● 災害時に備え、農業協同組合と連携し食料となる農産物等の確保や計画的な備蓄ができるよう検討を進めていく必要がある。[国・県・市・民間] 住宅・建築物の耐震化等の促進 ● 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅･建築物等の耐震化を進める必要がある。[国・県・市]

	消防団等の充実強化の促進 ● 消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[国・県・市・地域](再掲) 関係事業者間の協力体制整備 ● 停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。[県]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	孤立地域等の発生防止 ● 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する必要がある。[県・市] ● 消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める必要がある。[国・県・市] ● 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する必要がある。[国・県・市] 多様な情報収集・提供手段の確保 ● 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、小型無人機の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報システムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。[国] 山間地等における避難路等の確保の促進 ● 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、貨物輸送事業者の BCP 策定、海抜表示シートの整備、山間地等において、民間等が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。[国・県・市] 家庭における食料備蓄の促進等 ● 災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、地域防災計画においても孤立対策を検討する必要がある。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する必要がある。[国・県] TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化

	● 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める必要がある。[国・県・市](再掲)

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	災害対応の体制・資機材の強化 ● 活動拠点となる消防庁舎について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行う必要がある。[市] ● 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、救助救急活動用の消防車両･資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める必要がある。[市] ● 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、夜間対応も含めた情報通信、施設、装備資機材等の耐災害性の充実強化・高度化を推進する必要がある。[国・県・市] ● 災害時においても、救急活動の質を維持するために救急救命士及び救急隊員資格者の育成を図る必要がある。[国・県・市] ● 災害発生時の情報収集手段としてドローンの効果的運用を促進する必要がある。[市] 災害対応業務の実効性の向上 ● 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。[国・県] ● 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。[国・県] 自治体等の活動の支援 ● 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等を支援する必要がある。[国・県]

	市民に対する応急手当の普及啓発 ● 救急車の到着が大幅に遅れることを想定し、市民が応急手当を身に付けることが必要である必要がある。このため、消防本部(消防署)は応急手当普及活動を推進し、救命講習等を積極的に開催する必要がある。[国・県・市] 道路の災害対策の推進 ● 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、かつ救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。[国・県・市] 消防団の災害対応力の強化 ● 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する必要がある。[市] ● 消防団員の活動拠点となる消防団車庫や消防団車両等の施設設備の維持管理を行う必要がある。[市] 消防団の充実強化の促進 ● 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[国・県・市](再掲) 後方支援を担う新たな防災拠点の確保 ● 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた県の検討に協力する必要がある。[国・県・市] 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進 ● 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震

	対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する必要がある。[国・県・市] いのちとくらしを支える交通環境の形成 ● 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する必要がある。[国・県・市] 避難行動要支援者の救助・救急活動 ● 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。[国・県・市・地域] 住宅・建築物の耐震化等の促進による死傷者発生の抑制 ● 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱	帰宅困難者等支援対策の推進 ● 小牧駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する必要がある。[市・民間] ● 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護について啓発を推進する必要がある。[市・民間] 受け入れ施設の整備 ● 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受け入れスペース、備蓄倉庫、受入関連施設(自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等)の耐震化その他の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な滞在場所を確保していく必要がある。また徒歩帰宅者の休憩・情報提供の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。[国・県] 交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整 ● 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促すとともに、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を促進する必要がある。[国・県・市] 代替輸送手段の確保等 ● 地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する必要がある。[県・市・民間]

	プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等 ● 災害時に自動車運転者等に、適切な情報を提示するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める必要がある。[国・県] ● 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。[国・県・民間] 効果的な情報提供 ● 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導人や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。[国・県] 鉄道の運行再開の調整等 ● 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える必要がある。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する必要がある。[国・県・民間] 地方行政機関等の機能低下の回避 ● 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 2-5 医療施設及び関係者の絶対数不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	医療リソースの供給体制の確立 ● 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水･食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る必要がある。[国・県] ● 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する必要がある。[国・県] 災害拠点病院等の防災・減災機能の強化 ● 災害拠点病院として小牧市民病院の耐震化を図り、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。[国・県・市・民間] 小牧市民病院の災害医療体制の確保 ● 小牧市民病院に対して、3 日間程度必要となるエネルギー、薬品、機材の確保をする必要がある。災害派遣医療チーム(DMAT)の受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する必要がある。[国・県・市] 人工透析患者等への対策 ● 小牧市民病院において、人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者のために、人工透析用の水を備蓄するとともに、井戸水をろ過する装置を維持し、平常時からの水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する必要がある。また、マンホールトイレや簡易トイレを備蓄し、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。[国・県・市]

	● 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。[国・県・市] 多数の負傷者が発生した場合の対応 ● 多数の負傷者が発生した際、トリアージを適切に実施し、院内あるいは必要に応じて被災地外に搬送する対応等が適切にできるよう、災害訓練を定期的に実施する必要がある。[国・県・市] 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の計画的な養成等 ● DMAT については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成するとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図る必要がある。DMAT 以外にも、DPAT や災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。[国・県] 災害時における医療機能の確保・支援体制強化 ● 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。[国・県] ● 県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行う等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する必要がある。[国・県] 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保 ● 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。[国・県]

	救命体制の強化 ● 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う必要がある。[市] 医師会等関係機関との連携強化 ● 災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関と連携体制を強化する必要がある。[市・民間] 災害時の医療提供のためのルート確保 ● 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路の地震対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める必要がある。[国・県・市] 救急搬送の遅延の解消 ● 救急搬送の遅延を解消するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める必要がある。[国・県・市] ● 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。また、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。[国・県・市] ● 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。[国・県・市] 孤立地域における救急・救命体制の確保 ● 災害により孤立化が危惧される地区について、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急救護所設置、運営体制の充実など本市との連携を強化する必要がある。[国・県・市・地域]

	要支援者の一時的受入体制の整備 ● 自宅での被災生活や指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要支援者が二次的に避難する場所を確保するため、福祉避難所や社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。[市・民間] 災害時保健活動の確保 ● 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開できるよう県(保健所)と連携を図り、避難所での保健活動ができるよう他県他市からの応援保健師を受け入れができるよう体制を整備する必要がある。[県・市] 災害時における燃料の確保 ● 活動拠点のうち、消防本部が管理する消防本部庁舎、東支署、尾張中北消防指令センターにおける、非常用発電設備の維持管理に努める必要がある。[市] ● 市役所､消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。[市・民間] 災害時における電力の確保 ● 市役所や消防署等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める必要がある。[市] 小牧市民病院の施設・設備の耐震化 ● 小牧市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、診療棟の免震化、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置､非常用発電設備､災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化などを推進する必要がある。[市] 道路の災害対策の推進 ● 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよ

	う、かつ救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。 ［国・県・市］(再掲) 迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備 ● 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) 物資輸送ルートの確保･道路等の災害対策の推進･基幹的交通ネットワークの確保 ● 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) ● 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) 災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進 ● 小牧市民病院において、災害拠点病院の機能として停電時も 3 日間程度は災害時の診療機能を維持する電力を確保するために非常用自家発電設備を維持し、必要量の燃料を備蓄する必要がある。[市] ● 小牧市民病院におけるエネルギー確保については、自家発電設備に使用する燃料等の備蓄を継続して維持するとともに、発災時に燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関・事業者との連携性を高める必要がある。また、コージェネレーション設備の導入など、多様なエネルギー源を活用し、耐災害性を向上する必要がある。[市・民間] 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築 ● 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。[国・県・市・民間] 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進 ● 住宅･建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対

	策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	衛生環境の確保等 ● 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。[国・県・市] ● 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。[国・県・市] 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実 ● 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠は耐震化済である。また、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。[国・県・市] 避難所となる施設の衛生環境の確保 ● 避難者にインフルエンザ、ノロウィルス、O157、コロナウィルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、検討する必要がある。[国・県・市] ● 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。[国・県・市・民間] 感染症予防の周知啓発 ● 災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症の拡大・疾病予防のための情報提供をホームページへの掲載や SNS などで発信する必要がある。また避難所でのポスターの掲示・チラシの配布・広報車等で周知啓発を図る必要がある。[市] 医療機関等との連携及び活動資機材の整備 ● 大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関

	及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。[市・民間] 住宅・建築物の耐震化の促進による避難者発生の抑制 ● 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所としての防災機能強化 ● 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。[国・県・市] 要配慮者に対する配慮等 ● 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアル策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。[国・県・市] 地域における防災マニュアル策定の普及・啓発 ● 災害時に住民が自発的な防災活動ができるために自主防災組織、地域協議会などの単位で、地域の防災マニュアル策定を促すとともに、いざという時に迅速かつ的確に活動できるように、継続的な防災訓練の実施を推進する必要がある。[県・市] 後方支援に関する人材養成等 ● 避難所で必要となる水､食料､燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化､危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害

	の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。[国・県・市・地域] 保健活動チームの効率的な連携 ● 災害対策本部と保健活動チームが連携を図り、被災各地区の保健ニーズに応じた保健活動チームが適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。[県・市] 保健師等による避難所等の支援体制の整備 ● 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。[国・県・市] 医療情報の共有 ● かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、在宅医療、介護連携ツール(電子@連絡帳)において共有されている患者情報を有事の際には、必要とする機関に市からも提供できるように検討する必要がある。[国・県・市] 被害認定調査の運用改善 ● 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニテイの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。[国・県・市] 避難所の大幅な不足への対応 ● 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進めるとともに、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態の緩和していくことにより、避難所の需要を大幅に

	低減させていく必要がある。[国・県・市] ● 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。[国・県・市] 災害時の環境悪化防止策 ● 予定避難施設に要配慮者用のトイレを備蓄しているが、その組み立て法、使用法に関して啓発教育を実施する必要がある。[市] ● 居住環境、プライバシー確保のためのパーテーションを備蓄しているが、その組み立て法に関して啓発教育を実施する必要がある。[市] 災害時の保健医療体制 ● 在宅を含む避難者の健康状態を把握でき、不調の兆候を早期に発見できるよう医師、保健師等により巡回指導が行える体制を構築するとともに、必要な医療情報の提供を行う必要がある。[国・県・市] ● 三師会と会合及び定期的な訓練を実施し、困難な状況下における医療体制の確保要領について認識の統一を図る必要がある。[市] 要配慮者等への支援体制の整備 ● コミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障害者の避難所生活支援を推進する必要がある。[市] ● 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。[国・県・市] ● 大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム(DCAT)について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る必要がある。[国・

	県・市] ● 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、ホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する必要がある。[市] マンホールトイレの整備 ● 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する必要がある。[県・市] 避難所の耐震化等の推進 ● 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示(防災関係機関への地点番号のデータ配布)を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。[国・県・市] 避難所用備蓄品及び救助用資材の確保 ● 主たる避難所である小中学校、高等学校に備蓄している避難所用備蓄品については、常に内容の検討･追加を行うとともに、適正な保管を推進する必要がある。[市] 避難所外避難者への対策の整備 ● 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める必要がある。また、迅速な被災者支援のために市による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。[国・県・市] 防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進 ● 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。[国・県・市] 避難者の生活支援等 ● 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常

	生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する必要がある。[国・県・市] ● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給のために、オープンスペースの使用について事前に検討しておくとともに、復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境や地域コミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。[国・県・市] ● 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。[国・県・市] 中長期的な健康管理の構築 ● 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や深部静脈血栓症・肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ､復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ､喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、県(保健所)をはじめ、医療関係者、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。[国・県・市] 避難行動要支援者への支援 ● 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。[県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	災害時防犯体制の強化 ● 大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗や街頭犯罪等の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する必要がある。[市・地域] 緊急交通路の確保 ● 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。[国・県・市] 信号機電源付加装置の整備 ● 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める必要がある。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。[国・県・市] 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等 ● 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。[国・県・市] 地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援 ● 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。[国・県・市・地域] ● 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地

	域コミュニティ崩壊の防止を図る必要がある。[国・県・市・地域] 警察署等の耐震化の促進 ● 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進するよう、県に促す必要がある。[県]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下	市役所の業務継続力の強化 ● 小牧市防災アセスメント調査結果を踏まえた「小牧市役所地震対策業務継続計画」に基づき、大規模災害時における庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる必要がある。[国・市] 連携体制の確保 ● 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、県・他市町村・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する必要がある。[国・市] インフラ対策 ● 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、施設性の強化等を着実に推進する必要がある。[国・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	市役所機能のバックアップ施設の検討 ● 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。[市] 防災拠点等の災害対応力強化 ● 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の地震対策や水害対策を推進するとともに、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。[県・市] 道路の防災対策の推進 ● 大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、道路の地震対策等を推進する必要がある。[県・市] 災害対応の体制・資機材の強化 ● 活動拠点となる消防庁舎について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行う必要がある。[市](再掲) 大規模災害時における広域連携の推進 ● 協定している市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。[県・市] 受援体制整備促進 ● 愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく、緊急消防援助隊の受け入れ体制を迅速に行えるように継続的に訓練を実施する必要がある。[県・市] 地方行政機関等の機能維持 ● 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。[県・市]

	行政職員の不足への対応 ● 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れにより業務継続体制を強化するための対策を実施するとともに、市における受援体制の整備を促進する必要がある。[県] 復旧復興施策や被災者支援の取組等 ● 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を県と共有し、県と協力して災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。[県・市] ● 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。[県・市] 防災拠点等の耐震化等の推進 ● 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震や浸水被害に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する必要がある。警察署等の防災拠点となる公共施設等について、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む必要がある。[国・県・市] ● 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する必要がある。[国・県・市] 防災拠点等の電力確保等 ● 電力事業者と連携し、災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための協定締結等の体制を整備する必要がある。[国・県・市・民間] ● 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、3日分以上の備蓄等を促進する必要がある。また、県が推進する、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る

	国・地方公共団体間の連携スキームの構築に協力する必要がある。[国・県・市・民間] 道路の防災対策等 ● 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。[国・県・市] 住民等の自発的な防災行動の促進 ● 自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[市・地域] 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進 ● 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する必要がある。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める必要がある。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく必要がある。学校施設においては、耐震化済みの非構造部材の維持保全を推進する必要がある。[国・県・市] タイムラインの策定 ● 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する必要がある。[国・県・市] ● 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する必要がある。[国・県・市] 応急活動等の継続のための事前対策 ● 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進

	する方策を検討する必要がある。[国・県・市] 災害応急対策の実施体制の確立 ● 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。[国・県・市] 国・県・市間の連携強化 ● 市の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。[国・県・市] ● 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報通信機能の耐災害性の強化・高度化 ● 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など､情報システムや通信手段の耐災害性の強化､高度化を推進する必要がある。[県・市] 情報通信システムの電源途絶に対する対応検討 ● 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、小牧市役所 BCP の見直しを図る必要がある。[市] ● 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する必要がある。[民間] 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進 ● 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。[国・県・市・民間] 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備 ● 全ての都道府県において平成 31 年度末までに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づく基礎調査を完了させる目標に基づき、おおむね基礎調査及び区域指定の見込みが立ったところであり、これを踏まえて実施すべき警戒避難体制の整備を推進する必要がある。[国・県] 災害時における燃料の確保

	● 活動拠点のうち、消防本部が管理する消防本部庁舎、東支署、尾張中北消防指令センターにおける、非常用発電設備の維持管理に努める必要がある。[県・市] 災害対応力の強化等 ● 県が進める、大規模災害を想定した広域的な訓練に協力し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、県に対し、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実することを促すとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図ることを促す必要がある。さらには、通信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策の推進を促す必要がある。[国・県・市] ● 県が進める、準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等に協力する必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	多様な情報提供手段の確保 ● 観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を推進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSIDr「00000JAPAN」の普及・啓発を進める必要がある。[国・県・市・民間] ● テレビ・ラジオ(コミュニティ放送を含む。)のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム(L アラート)の導入促進など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害 FM 放送局の開局も検討する必要がある。さらには、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める必要がある。[国・県・市・民間] 災害時情報の多重化 ● ICT を用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する必要がある(SIP の活用)。[国・県・市] 市民への確実な情報の伝達 ● 市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、小牧市防災情報メール、ホームページ、SNS 等を整備しているが、小牧市防災情報メールのさらなる普及を推進する必要がある。また、メール配信、ホームページ、SNS 等既存の伝達手段で、情報が届きにくい世帯を減少させるため、地域別にグループ分けした登録者へ FAX 送信や電話発信を行うシステム導入促進を図るとともに、関係団体の協力をえて、聴覚、視覚障害者世帯、高齢者世帯、外国人世帯等

	を対象に重点的に登録促進を推進する必要がある。[市・地域] 放送設備等の防災対策 ● 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する必要がある。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める必要がある。[国・県・民間] 情報伝達手段・体制の確保 ● 民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。[国・県・民間] ● また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める必要がある。[国・県・民間] 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等 ● 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。[国・県・市・民間] 災害対応業務の標準化 ● 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。[国・県・市] 道路被害情報共有の強化 ● 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る必要がある。[国・県・市]

	水防テレメータシステムの整備 ● 県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を促す必要がある。[国・県・市] 土砂災害警戒情報等の提供 ● 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	道路に対するハード対策 ● 道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。[国・県] 通行時実績情報の提供 ● 通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。[国・県] 広域的な訓練の実施 ● 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。[国・県] 交通ネットワーク対策 ● 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める必要がある。[国・県] 情報収集手段の多様化と一元的集約 ● ETC2.0 車載器及び ETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。[国・県・市・民間] ● 災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。[国・県・市・民間] 適時・適切・確実な情報の発信 ● 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障害者情報が届きにくい世帯を減少させるため、地域別にグループ分けした登録者へ FAX 送信や電話発信を行うシステム導入促進を図るとともに、関係団体の協力をえて、聴覚、視覚障害者世帯、高齢者世帯等を対象に重点的に登

	録促進を実施し避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。[市・地域] ● 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する必要がある。[国・県・市] 効果的な教育・啓発の推進 ● 主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。[県・市・地域] Ｊアラートと連携する情報手段の多重化 ● 全ての住民に適切な災害情報を確実に提供し、逃げ遅れの発生等を防止するため、Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。[国・県・市] 情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備 ● 国の災害情報ハブの取組等を参考に、県が進める情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用に協力するとともに、災害時に人員が不足した場合でも、情報収集・伝達が確保できるよう人員・体制を整備する必要がある。[国・県・市] 情報伝達手段・体制の確保 ● 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る必要がある。[国・県・民間] ● 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する必要がある。[国・県・市・民間] 交通渋滞による避難の遅れの回避 ● 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールの検討、

	道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策等を行う必要がある。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。[国・県・市] 災害対応力の強化等 ● 県が進める、大規模災害を想定した広域的な訓練に協力し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、県に対し、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実することを促すとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図ることを促す必要がある。さらには、通信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策の推進を促す必要がある。[国・県・市](再掲) ● 国や県に対し、情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発の推進を促す必要がある。[国・県・市] 状況情報を基にした主体的避難の促進 ● 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。[国・県・市] 避難の円滑化・迅速化 ● 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市における避難に関するタイムラインや避難計画の策

	定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	事業所等における防災対策の促進 ● 小牧商工会議所との協働で「(仮称)小牧市事業継続力強化支援計画」を策定する必要がある。加えて、講習会やセミナー等の実施により経営者の理解を深めて策定に取り組む事業所を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を推進する必要がある。特に、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する必要がある。[県・市・民間] ● 一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えた BCP モデルを作成し、普及・啓発を進める必要がある。[市・民間] 道路の災害対応力の強化 ● ものづくり愛知の生産拠点との物流施設ルートの耐災害性を高めるため、緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する必要がある。[国・県・市] ● 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する必要がある。[県] 個別企業 BCP 策定等の促進 ● 個別企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める必要がある。また、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する必要がある。[国・県・市・民間] ● 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬

	送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進するための方策について検討する必要がある。[国・県・市・民間] 耐災害性を高める施策等の推進 ● 道路の防災対策や無電柱化に加えて、土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。[国・県・市] 社会インフラの耐震化整備の計画的促進 ● 中部経済連合会が 2019 年 5 月に公表した提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。[県] 災害に強い民間物流施設の整備促進 ● 設備に係る融資(振興資金)の保証料や利子への補助制度の利用促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する必要がある。[国・県・市] ● 国・県が進める、地震による産業施設への影響評価の手法の確立に協力するとともに、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する必要がある。[国・県・市・民間] 地域連携 BCP 策定の促進 ● 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。[国・県・市・民間] 専門人材の育成 ● 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、

	各地域において育成する必要がある。[国・県] きめ細やかな情報の提供及び相談窓口の体制整備 ● 事業継続に関する事業所の取組みを支援するため、地域の具体的な被害予測等のきめ細やかな情報提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える必要がある。[国・県・市] 中小企業事業活動継続支援 ● 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。[国・県・市・民間] テレワークの推進 ● 事業継続の観点から、テレワーク(在宅勤務)による事業継続の取組を促進する必要がある。[国・県・市・民間] 小牧市の強靱化に資する適切な民間資金の活用 ● 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。[国・県・市・民間] 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進 ● ものづくり愛知の生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、名古屋環状 2 号線、国道 41 号名濃バイパスを始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。[国・県・市] 水の安定供給 ● 水資源関連施設の改築により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変

	動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行い、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	燃料供給ルートの確保 ● 燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震対策等を着実に推進する必要がある。[国・県・市] ● 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。(民間企業における事業継続に資する取組の促進)[国・県・市・民間] サービスステーション等の災害対応力の強化等 ● 県が推進する住民拠点 SS の整備や災害訓練等に協力し、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を促進する必要がある。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を促進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を促す必要がある。[国・県・市] エネルギー供給源の多様化・分散化の推進 ● 再生可能エネルギーや燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進や自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。[国・県・市] ガソリン不足対応 ● ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。[国・県・市] 工場事業所の対策等 ● 工場・事業所等に対して移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促す必要がある。[国・県・市・民間] 燃料供給バックアップ体制の充実強化

	● 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列 BCP の策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しを行う必要がある。[国・県・民間] 防災訓練の実施 ● 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する必要がある。[国・県・市・民間] 災害時のエネルギー供給の優先順位の整理 ● 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する必要がある。[国・県・市・民間] 社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進 ● 中部経済連合会公表(2019 年 5 月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。[国・県・市・民間] 小牧市の強靱化に資する適切な民間資金の活用 ● 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。[国・県・市・民間](再掲) 中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進 ● 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。[県]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	自衛消防力の充実強化 ● 自衛消防組織の設置が必要な事業所等においては、大規模自然災害等の発生時に、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害が発生するおそれがあるため、自衛消防組織の災害対応力の充実を図る必要がある。[市・民間] 有害物質の流出等の防止対策の推進 ● 火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や、関連施設の耐震化や更新などの対策を促す必要がある。[国・県・市・民間] ● 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Ｌアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。[国・県・市・民間] 高圧ガス設備の耐震化 ● 高圧ガス設備の耐震化について、推進する必要がある。[国] 地域連携 BCP 策定の促進 ● 工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。[国・県・市・民間]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	道路の災害対応力の強化 ● 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。[市] ● 災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。[市] ● ものづくり愛知の生産拠点との物流施設ルートの耐災害性を高めるため、緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する必要がある。[県] (再掲) 迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備 ● 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) 物資輸送ルートの確保･道路等の災害対策の推進･基幹的交通ネットワークの確保 ● 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) ● 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) 交通施設の防災対策の推進 ● 災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路など自動車専用道路網の着実な整備を推進する必要がある。緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。さらに、緊急通行車

	両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を促す必要がある。[国・県] ● 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を促す必要がある。[国・県・市] ● 道路橋梁の耐震補強や鉄道施設の耐震化、液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める必要がある。また、洪水、土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を促す必要がある。[国・県・市] ● 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかに撤去する必要がある。[県]【再掲】 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進 ● 地震や洪水の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。[国・県・市] BCP への反映 ● 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者及び研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映していく必要がある。例えば、運送事業者においては、暴風雨、等が予測される地域や時間帯を迂回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討する必要がある。[国・県・市・民間] 幹線交通の分断回避 ● 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活

	用等を進めていく必要がある。[国・県・市] 迅速な交通情報提供 ● 官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をしていく必要がある。[国・県・市・民間] 適時適切な情報提供 ● 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要がある。[国・県・市・民間] 大雪対策 ● 集中的な大雪に備え、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行うとともに、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策など、ソフト･ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。[国・県・市] 交通全体のマネジメント力強化 ● 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。[国・県・市・民間] 車両被災への対応 ● 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する必要がある。[国] 輸送モードの連携・代替性の確保 ● 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築する必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	金融機関の BCP 策定推進 ● 金融機関の BCP 策定を推進し、大規模自然災害発生時、中小企業の事業継続に必要な融資が遅滞なく実施される体制を整える必要がある。また、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく必要がある。[国・県・市] 金融機関における防災対策の推進 ● 全ての主要な金融機関等に対して、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促す必要がある。[国・県・民間] 郵便局舎における防災対策の推進 ● 日本郵便株式会社に対し、直営の郵便局舎の耐震化を促す必要がある。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを促すとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、国・県と協力して道路防災対策等を進める必要がある。[国・県・市・民間]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 5-6 食料等の安定供給の停滞	物流ネットワークの整備 ● 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等とともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する必要がある。[国・県・市] 食品産業事業者等の災害対策の強化 ● 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する必要がある。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。[国・県・市・民間] ● 農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を促す必要がある。[国・県・市・民間] ● 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。[国・県・市・民間] 農林業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 ● 農業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用排水機場の老朽化対策、耐震化や農業用ため池、ため池付帯施設の耐震化、更新を促進するとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。[国・県・市・民間] 備蓄の運用及び活用 ● 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用を図っていく必要がある。また緊急時においては、備蓄の活用といった対策を着実に実施する必要がある。[国・県・市・民間]

	食料の確保 ● 市民の生活を確保するため、食料等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等の確保を推進する必要がある。[市・民間]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 5-7 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進 ● 上水道施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、老朽化が進む上水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。[国・県・市] 水資源の有効な利用等の普及・推進 ● 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制に参画するとともに、雨水の利用の促進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を検討する必要がある。[国・県・市] 水の安定供給 ● 水資源関連施設の改築により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行い、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。[国・県・市](再掲)

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	ライフラインの災害対応力強化 ● エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。[民間] 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化 ● 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する国による耐性評価や、基準の整備等を踏まえ、発変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関における BCP の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。[民間] ● 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、県や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る必要がある。[民間] 石油等燃料確保体制の整備 ● 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。[県・市・民間] ● 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。[市・民間・地域] 自立・分散型エネルギーの導入 ● 再生可能エネルギーや燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進や自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

	［国・県・市］ 施設の耐災害性強化 ● 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する必要がある。また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン策定を促進する必要がある。［民間］ 輸送基盤の災害対策の推進等 ● 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。[県] エレベーター閉じ込め対策 ● エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する必要がある。［県・市・民間］

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	広域的な応援体制の確立 ● 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する必要がある。[国・県・市] 災害時における供給体制の確立 ● 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画的に推進する必要がある。また、応急給水拠点の整備や配水ルートの多系統化によるバックアップ体制の整備により、更なる供給体制の充実に取り組む必要がある。[市] 応急給水及び上水道復旧体制等の強化 ● 他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う必要がある。[市] 水道施設の老朽化対策等の推進 ● 被災時の給水拠点となる配水池の耐震性を強化するとともに、水道配水管において強度が低下している老朽管の更新を推進する必要がある。[市] ● 上水道施設について耐震性の不足している施設について耐震化等を推進する必要がある。[国・県・市] 上水道等の復旧の体制等の強化 ● 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進める必要がある。[国・県・市] ● 上水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる必要がある。[国・県・市] 水道施設等の耐震化等の推進 ● 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。[国・県・市] ● 上水道の管路更新(耐震管への更新)及び基幹管路のルー

	プ化などの管路対策を計画的に進める必要がある。［国・県・市］ ● 上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。［国・県・市］ 消防活動体制の確立 ● 大規模地震等の発生により、消火栓の使用ができなくなる恐れがあるため、耐震性の防火水槽の計画的な整備を行う必要がある。［国・県・市］

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐災害性の強化 ● 地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい処理場を優先して設備の耐震化を推進する必要がある。また、非常時の電源確保等を推進するとともに、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。[市] ● 発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路等の重要性の高い管路については耐震化済みである。さらに下水道施設の老朽化対策を進める必要がある。[市] 農業集落排水施設の耐災害性の強化 ● 農業集落排水施設等の耐震化や老朽化等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する必要がある。[県・市] マンホールトイレの整備 ● 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する必要がある。[市](再掲) 災害時のし尿等の処理体制の整備 ● 小牧市災害廃棄物処理計画に基づき、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する必要がある。[市] 浄化槽の整備 ● 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。[市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	災害時における輸送ルートの機能確保 ● 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を着実に進める必要がある。[国・県・市] ● 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。[市] ● 名古屋鉄道小牧線の市内各駅から名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど交通利便性の向上を図る必要がある。[国・県・市] ● 災害発生時における名古屋鉄道小牧線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。[民間] ● 脆弱性を確認するために主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を進める必要がある。[市] ● 陸上輸送の寸断に備え、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。[国・県・市] ● 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する必要がある。[県](再掲) ● 高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。[民間] 陸の輸送ルート確保の強化 ● 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保し、広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネット

	ワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。[国・県・市] ● 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。[国・県・市] ● 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ソフト･ハードの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する必要がある。[国・県・市] 道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化 ● 大規模地震発生後、ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCP の策定など必要な体制整備を推進する必要がある。[国・県・市・民間] ● 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。[国・県・市] ● 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。また、国、県、隣接自治体との連携の強化を推進する必要がある。[国・県・市・隣接自治体] ● 災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円

	滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。[市] ● 緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める必要がある。[市] ● 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が市内にある状態の保持に努める必要がある。[国・県・市・民間] ● 地方行政機関等(警察・消防等を含む。)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。[国・県・市] ● 橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく 5 年に 1 回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必要がある。[国・県・市] 道路における冠水対策 ● 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。[国・県・市] 幹線交通分断に伴うリスクの想定および対策の推進 ● 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。[国・県・市] 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討 ● 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する必要がある。[国・県・市] ハード・ソフト対策等を統合した対応策の推進 ● 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警

	戒避難体制整備等の対策を組み合せるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。[国・県・市] 迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備 ● 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。［国・県・市］(再掲) 複数の輸送手段の確保 ● 県庁所在地との輸送手段として、名古屋鉄道小牧線等しかないため、地下鉄の延伸化等、複数手段について検討する必要がある。[市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全絶	協定の推進 ● 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために協定などを締結し広域的応援体制、地元建設業等と連携し防災減災の確保に努める必要がある。[国・市] 関係機関における円滑な情報共有 ● 国による SIP4D、災害情報ハブ等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。[国・県・市] 広域的な応援体制の確保 ● 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するための、広域的な応援体制、地域建設業の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE の体制・機能を拡充・強化する必要がある。[県] 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進 ● 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、県市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める必要がある。[国・県・市] 避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進 ● 避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。[市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	火災に強いまちづくりの推進 ● 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。[市] (再掲) ● 空き家は、出火の確認、初期消火に遅れが発生しやすく影響が大きくなる可能性が高いことから、空き家対策を推進する必要がある。[国・県・市] (再掲) ● 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。[国・県・市] ● 市街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等の進捗に合わせ、市街化区域内の公園・緑地の整備を推進する必要がある。[市] 消防水利の確保 ● 大規模地震等の発生により、消火栓の使用ができなくなる恐れがあるため、耐震性の防火水槽の計画的な整備を行う必要がある。[市] 農業用燃料タンクの燃料流失防止対策の推進 ● 消防法に基づく市条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する必要がある。[国・県・市・民間] 住宅・建築物の耐震化の促進 ● 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進するとともに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。[国・県・市・民間] (再

	掲) 公共施設等の耐震化の推進・促進 ● 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。[国・県・市] 消防団の充実強化の促進 ● 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[市・地域] 感震ブレーカー等の普及 ● 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。[国・県・市] 災害対応力の向上 ● 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備･訓練する必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 7-2 沿線・沿道の建物崩壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	沿道の通行障害建築物の耐震化の促進 ● 緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導･助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。[市・地域・民間]【再掲】 道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策 ● 沿道の住宅・建物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化または除去を進める必要がある。また鉄道の閉塞についても、対策を検討する必要がある。[国・県] ● 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。[国・県・市] 沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組 ● 沿道(道路区域外)に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す必要がある。[県] 危険な空き家の除却等への支援 ● 県の支援を受けて、危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を促進する必要がある。[国・県・市] 地下構造物の耐震化 ● 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。[国・県] 災害情報の収集体制の強化

	● 自動車が通行できないときに、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにしておく必要がある。[国・県] 災害情報の収集体制の強化 ● 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を進める必要がある。[県・市] 交通渋滞の回避 ● 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。[国・県・市] 新交通システム桃花台線の高架構造物撤去促進 ● 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する必要がある。[県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 7-3 排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	排水機場等の防災対策の推進 ● 排水機場等の損壊・機能不全による浸水の長期化等、二次災害の発生を防ぐため、排水機場の耐震化を推進するとともに、計画的な維持管理を行う必要がある。[国・県・市] 農業用ため池・洪水調整池の安全性向上 ● 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池の耐震診断や耐震化、ため池付帯施設の点検・更新を進める必要がある。[県・市] (再掲) ため池の防災対策の推進 ● 防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する必要がある。[国・県・市] ● 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池(防災重点ため池)について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの作成・公表を進める必要がある。[県・市] 農業用施設の強化 ● 大規模災害を未然に防ぐため、農業用水利施設の機能保全のための改修を推進する必要がある。[国・県・市] (再掲) 山地災害への対策 ● 森林の適正な管理を推進していく必要がある。山地災害の発生の恐れがある場所が確認された場合は、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を県に要望していく必要がある。[国・県・市] 土砂災害対策の推進 ● 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設

	を適切に維持管理・更新する必要がある。[国・県] ● 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を行う必要がある。[国・県] ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進 ● ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める必要がある。[国・県・市・地域] ● 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する必要がある。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用することを促す必要がある。[国・県・市] Ｊアラートと連携する情報手段の多重化 ● 全ての住民に適切な災害情報を確実に提供し、逃げ遅れの発生等を防止するため、Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。[国・県・市](再掲) 消防団等の充実強化及び地区防災訓練等の推進 ● 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、継続的に小学校区単位での地区防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。[国・県・市・地域]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	有害物質の流出等の防止対策の推進 ● 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、県から依頼があった場合に対応する必要がある。[国・県・市] ● 火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や、関連施設の耐震化や更新などの対策を促す必要がある。[国・県・市・民間](再掲) ● 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う必要がある。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める必要がある。[国・県・市] ● 発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める必要がある。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う必要がある。[市・民間] 石綿(アスベスト)対応 ● 倒壊建屋等の解体時に適切に石綿(アスベスト)除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策及び吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。[県・市・地域・民間] ● 市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関においで情報共有を進める必要がある。[市] 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理 ● PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による

	二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。[市・民間] 環境監視体制の整備・強化 ● 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する必要がある。[市・民間] 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進 ● 特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する必要がある。[民間] 高圧ガス施設の耐震化の推進等 ● 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する必要がある。[国・県・市・民間]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 ● 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。[国・県] ● 市の主体性･協働力を活かした農地･農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を進める必要がある。[国・県・市・地域] 山地災害への対策 ● 森林の適正な管理を推進していく必要がある。山地災害の発生の恐れがある場所が確認された場合は、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を県に要望していく必要がある。[国・県・市] (再掲) ● 事前防災・減災に向けた山地災害対策を強化する必要がある。また、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新するとともに、土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。[国・県・市] 先端技術の活用 ● 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、および迅速な復旧に向け、先進技術の活用を促す必要がある。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を要望する必要がある。[国・県・市] 自然と共生した多様な森林づくりの推進

	● 森林の整備に当たっては、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。[国・県・市] ● 適正な森林管理のため、森林境界明確化等を推進する必要がある。[国・県・市] 適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進 ● 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。[国・県・市] 農地・農林等の荒廃の防止 ● 農地が洪水防止等の国土保全の機能を発揮できるよう、荒廃化を防ぐ必要がある。[国・県・市] 「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策検討 ● 市域の強靭化を進めるため、地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組など、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討する必要がある。[国・県・市] 森林整備の実施 ● 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、管理が適切にされていない森林について、森林経営管理制度の活用に向けて検討していく必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	ごみ焼却施設の災害対応能力の強化等 ● 平成 27 年度に更新した小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設は、建物、処理設備とも十分な耐震強度を備えているが、発生時のライフラインや必要資材が断絶することに備え、平常時から対策を講じる必要がある。[国・県・市] 災害時の廃棄物の処理体制の整備 ● 平成 29 年度に策定した小牧市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を推進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。[国・市] 災害廃棄物の発生抑制 ● 住宅・建物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を促進する必要がある。[国・県・市] 災害廃棄物輸送体制の構築 ● 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。[国・県・市] 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携 ● 廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。[国・県・市・民間] 災害廃棄物の仮置場の確保の推進 ● 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する必要がある。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 8-2 復興を支える人材等(専門家、コーデイネーター、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態	災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築 ● 災害ボランティア支援センターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座を開催するとともに、地域住民参加による災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア受入れ、派遣などの運営体制を構築する必要がある。［市社協・地域］ ● 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティア支援センター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。[市・民間] ● 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。[市・地域] 復興ビジョンの検討 ● 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成及び地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討する必要がある。また、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靭な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める必要がある。［国］ 復旧・復興を担う人材等の育成等 ● 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。[国・県・市・民間] 地方行政機関等の機能低下の回避 ● 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体

	制・施設の強化を図る必要がある。[国・県・市] ● 大規模自然災害が発生した場合の TEC-FORCE の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。[国・県・市] 事前復興、復興方針・体制づくりの推進 ● 被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める必要がある。[国・県] ● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す必要がある。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強める活動を推進する必要がある。[県・市] 建設業の人材育成 ● 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。[国・県] ● 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する必要がある。[国] 円滑な遺体の処理に向けた体制の確保 ● 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。[国・県・市・医師会] 医療機関の耐災害性の向上 ● 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関

	係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、市民病院の耐災害性機能を維持活用するとともに、市内の医療機関に対し、耐災害性を高めるよう働きかける必要がある。[国・県] 「自律・分散・協調」型国土形成の推進 ● 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む必要がある。[国] 合理的な土地利用の促進 ● 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化を推進するとともに、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策の検討・取組の推進を国・県に促す必要がある。[国・県]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地籍調査の推進 ● 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査を推進する必要がある。しかし、実施体制を整えるには時間を要するため、当面の間は地籍調査を行ったものと同等と扱われる区画整理事業等を推進する必要がある。[県・市] 災害情報共有の取組の推進 ● 平常時から基本的な地理空間情報を整備することを検討する必要がある。それとともに、準天頂衛星 7 機体制の実現により得られる高精度測位データ等も活用し、G 空間情報センター、国による SIP4D、災害情報ハブ等による取組を踏まえた災害情報共有の取組の推進を検討する必要がある。[国・県・市] 浸水等の被害軽減対策の推進 ● 河川の耐震化など地震による浸水対策を着実に推進するとともに、長期浸水が想定される区域における効率的かつ効果的な浸水排除を実施するための事前対策等を行う必要がある。[国・県・市] 広域的な応援体制 ● 広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。[県・市] 受援体制の整備等 ● 国や県並びに県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、他市町村との応援協定の締結や、受援計画の策定など、受援体制を整備する必要がある。[国・県・市] ● 緊急消防援助隊運用要綱に基づき被災市町村への応援体制を整備するとともに、愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく受け入れ態勢を迅速に行えるよう継

	続的に訓練を実施する必要がある。[国・県・市] 河川等の耐震化の推進 ● 河川の堤防、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。[国・県・市] 河川氾濫からの減災に係る取組の実施 ● 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する必要がある。[国・県・市・地域] ● 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する必要がある。[国・県・市] ● 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する必要がある。[市・民間・地域]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化 ● 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。［県・市］ ● 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、県が取り組む森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を支援する必要がある。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を促す必要がある。［県・市］ 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保 ● 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。［県・市］ 自宅居住による生活再建の促進 ● 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。［県・市］ ● 自宅居住による生活再建を促進するため、県と協力して被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制構築を促進する必要がある。［県・市］ ● 市民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。［県・市］

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニテイの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財や環境的資産の耐震化等 ● 小牧山城をはじめ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める必要がある。［国・県・市］ コミュニティの活力維持 ● コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平時から仕掛けていく必要がある。[国] 修復技術の伝承 ● 国や県が、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る取組を支援する必要がある。[国・県] 文化財の保護対策 ● 小牧市歴史館や小牧山城史跡情報館、民俗資料保存施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、市内の有形無形の文化財の文化を映像等に記録し、アーカイブなど文化財の保護対策を進める必要がある。[国・県・市] 文化財の防火対策 ● 文化財の所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練を実施する必要がある。[国・県・市] 被災文化財等への対応体制整備の推進 ● 災害発生時に文化財関係の行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう、体制の強化を図るとともに、復旧・復興時における文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないように対策を検討する必要がある。[国・県・市] 「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策の推進 ● 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化

	の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組など、小牧市の地域経済に活力を与える方策を推進し、もって、「自律・分散・協調」型国土形成を促す必要がある。[国・県・市]

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍調査の推進 ● 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査を推進する必要がある。しかし、実施体制を整えるには時間を要するため、当面の間は地籍調査を行ったものと同等と扱われる区画整理事業等を推進する必要がある。[国・県・市](再掲) 位置情報インフラの維持 ● 国が全国に設置・運用・維持する電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害等の対策に役立つ情報の提供を受ける必要がある。また、電子基準点の安定的な運用のため、国が故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する取組を支援する必要がある。[国] 電子国土基本図の活用 ● 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供するとともに、国土地理院や国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能にする取組を支援し、市からも必要な情報(都市計画図情報等)を提供する必要がある。[国] 建設業の担い手確保等 ● 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。[国・県・市] 所有者不明土地への対策 ● 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の

	利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みを利用し、復旧・復興のための用地確保の円滑化を推進する必要がある。[国・県] 復興まちづくりイメージトレーニング ● 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や判頓の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を検討する必要がある。[国・県] 復興体制や手順の検討等 ● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえてあらかじめ検討しておく必要がある。［国・県・市・地域］ ● 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS 過疎地問題の解決に向けて県が進める対策を促す必要がある。[国・県] 罹災証明書の交付体制の確立等 ● 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。[県] 被害認定調査の迅速化等 ● 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査が迅速に行えるよう「住家の被害認定研修」等を受講し、職員の知識・技術の向上に努める必要がある。日頃から調査の方法だけでなく、発災時から調査開始までの手順、調査後から証明書交付までの手順について確認しておく必要がある。また、日常的な備えとして、調査活動に必要な物品の調達・管理・保管を行っていく必要がある。また、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的

	確に周知する必要がある。更に、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、地方公共団体に方向性を示す必要がある。[国] 用地の確保の推進 ● 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、県が実施する、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みの集約・調整について協力する必要がある。［国・県］ 合理的な土地利用の促進 ● 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化を推進するとともに、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくべく合理的な土地利用を促す方策の検討・取組の推進を、国・県に促す必要がある。［国・県］(再掲)

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	災害からの復旧復興施策等の推進 ● 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県とともに共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援に取組むための自らの対応力向上を図る必要がある。[国・県・市] 広域輸送に関する体制の構築 ● 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図る必要がある。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を県や周辺自治体と協力して整える必要がある。[国・県・市] 金融機関における BCP の策定の促進 ● 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP を策定するとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施を促す必要がある。[国・県・市・民間] 災害に強い民間物流施設の整備促進等 ● 国・県が進める、地震による産業施設への影響評価の手法の確立に協力するとともに、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する必要がある。[国・県・市・民

	間］(再掲) 風評被害を防止する的確な情報発信のための初動体制構築の推進 ● 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時に、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に配慮した初動対応が可能となるよう国が推進する体制構築を推進し風評被害を防止する必要がある。また、防災・復興を担う地方のリーダーなどの人材育成に参画する等により、災害に負けない強靭な社会の構築を進める必要がある。［国・県］

２施策分野ごとの脆弱性評価結果

ア　個別的分野

分野	脆弱性評価結果
①行政機能・警察・消防等	TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化 ● 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める必要がある。[国・県・市](1-3)(1-4)(2-2) 受け入れ施設の整備 ● 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受け入れスペース、備蓄倉庫、受入関連施設(自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等)の耐震化その他の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な滞在場所を確保していく必要がある。また徒歩帰宅者の休憩・情報提供の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。[国・県](2-4) エネルギー供給施設のハード・ソフト対策 ● 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備など、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施していく必要がある。［国］(1-5) 円滑な遺体の処理に向けた体制の確保 ● 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。[国・県・市・医師会］(8-2) 応急活動等の継続のための事前対策 ● 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進

	する方策を検討する必要がある。[国・県・市] (3-3) 応急給水及び上水道復旧体制等の強化 ● 他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う必要がある。[市] (6-2) 応急用食料の調達 ● 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の促進を図る必要がある。また、県と協力して、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じた検証を促す必要がある。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせた精査を促進する必要がある。[国・県] (2-1) 家庭における食料備蓄の促進等 ● 災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、地域防災計画においても孤立対策を検討する必要がある。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する必要がある。[国・県] (2-2) 関係機関における円滑な情報共有 ● 国による SIP4D、災害情報ハブ等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。 [国・県・市] (6-5) 関係事業者間の協力体制整備 ● 停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必

	要がある。[県](2-1) 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進 ● 地震や洪水の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。［国・県・市］(5-4) 気候変動を踏まえた水災害対策 ● 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。[国・県・市](1-3) 帰宅困難者等支援対策の推進 ● 小牧駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する必要がある。[市・民間］(2-4) ● 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護について啓発を推進する必要がある。[市・民間］(2-4) 行政職員の不足への対応 ● 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れにより業務継続体制を強化するための対策を実施するとともに、市における受援体制の整備を促進する必要がある。[県](3-3) 緊急交通路の確保 ● 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。[国・県・市](3-1) 国・県・市間の連携強化 ● 市の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市

	間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。[国・県・市](3-3) ● 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。[国・県・市](3-3) 警察署等の耐震化の促進 ● 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進するよう、県に促す必要がある。[県](3-1) 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等 ● 身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。[国](1-5) 広域的な応援体制の確立 ● 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する必要がある。[国・県・市](6-2) 広域的な訓練の実施 ● 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。[国・市](4-3) 効果的な情報提供 ● 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導人や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。[国・県](2-4) 交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整 ● 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促すとともに、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を促進する必要がある。[国・県・市](2-4) 後方支援に関する人材養成等 ● 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下

	水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。[国・県・市・地域] (2-7) 後方支援を担う新たな防災拠点の確保 ● 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた県の検討に協力する必要がある。[国・県・市] (2-3) 災害からの復旧復興施策等の推進 ● 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県とともに共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援に取組むための自らの対応力向上を図る必要がある。[国・県・市](8-7) 災害応急対策の実施体制の確立 ● 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。[国・県・市](3-3) 災害時における供給体制の確立 ● 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画的に推進する必要がある。また、応急給水拠点の整備や配水ルートの多系統化によるバックアップ体制の整備により、更な

	る供給体制の充実に取り組む必要がある。[市] (6-2) 災害時の環境悪化防止策 ● 予定避難施設に要配慮者用のトイレを備蓄しているが、その組み立て法、使用法に関して啓発教育を実施する必要がある。[市] (2-7) ● 居住環境、プライバシー確保のためのパーテーションを備蓄しているが、その組み立て法に関して啓発教育を実施する必要がある。[市] (2-7) 災害時防犯体制の強化 ● 大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗や街頭犯罪等の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する必要がある。[市・地域] (3-1) 災害対応の体制・資機材の強化 ● 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、夜間対応も含めた情報通信、施設、装備資機材等の耐災害性の充実強化・高度化を推進する必要がある。[国・県・市] (2-3) ● 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、救助救急活動用の消防車両･資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める必要がある。[市] (2-3) ● 活動拠点となる消防庁舎について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行う必要がある。[市](2-3)(3-3) ● 災害発生時の情報収集手段としてドローンの効果的運用を促進する必要がある。[市] (2-3) ● 災害時においても、救急活動の質を維持するために救急救命士及び救急隊員資格者の育成を図る必要がある。[国・県・市](2-3) 災害対応能力の向上 ● 災害現場での消火、救助及び救急活動能力を高めるため、水槽付消防ポンプ自動車、化学自動車、はしご自動車、救急自動車等の車両のほか、消防用の装備資機材を充実させるとともに、関係機関も交えた図上訓練、実働

	訓練等を行うことで、消防及び関係機関全体の災害対応力を向上させる必要がある。[国・県・市] (1-2) ● 消火栓、防火水槽等の消防水利の充実強化を図る必要がある。[市](1-2) ● 多数の死傷者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。[国・県・市] (1-4) ● 消防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。[市](1-3) ● 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。[国・県・市] (1-4) 災害対応力の強化 ● 多数の死傷者を発生させないため、被災者救助訓練や災害警備訓練を継続するとともに、救助資機材の整備等の捜索関係施策を推進する必要がある。[国・県・市](1-3)(1-4) ● 緊急消防援助隊運用要綱に基づき被災市町村への応援体制を整備するとともに、愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく受け入れ態勢を迅速に行えるよう継続的に訓練を実施する必要がある。[国・県・市](1-3) 市役所機能のバックアップ施設の検討 ● 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。[市] (3-3) 市役所の業務継続力の強化 ● 小牧市防災アセスメント調査結果を踏まえた「小牧市役所地震対策業務継続計画」に基づき、大規模災害時における庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる必要がある。[国・市](3-2) 受援体制整備促進

	● 愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく、緊急消防援助隊の受け入れ体制を迅速に行えるように継続的に訓練を実施する必要がある。[国・県・市](3-3) 受援体制の整備等 ● 国や県並びに県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、他市町村との応援協定の締結や、受援計画の策定など、受援体制を整備する必要がある。[国・県・市] (8-3) 消防活動体制の確立 ● 大規模地震等の発生により、消火栓の使用ができなくなる恐れがあるため、耐震性の防火水槽の計画的な整備を行う必要がある。[国・県・市](6-2) 消防団の災害対応力の強化 ● 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。[国・県・市](2-3) ● 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する必要がある。[市](2-3) ● 消防団員の活動拠点となる消防団車庫や消防団車両等の施設設備の維持管理を行う必要がある。[市](2-3) ● 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[市・地域] (7-1) ● 地域防災力の維持・向上のため、消防団員の加入促進や訓練の充実を促進する必要がある。[市・地域] (7-1) ● 消防団員の活動拠点となる消防団車庫や消防団車両等の装備の維持管理を行う必要がある。[市・地域] (7-1) 消防団の充実強化の促進 ● 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[国・県・市・地域・民間](1-

	1)(1-2)(2-1)(2-3) 消防団の充実強化及び地区防災訓練等の推進 ● 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、継続的に小学校区単位での地区防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。[国・県・市・地域](7-3) 情報通信関係施策の推進 ● 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Ｊアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。[国・県・市](1-2)(1-3)(1-4) 情報提供手段の多重化推進 ● 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Ｌアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにする必要がある。[国・県・市](1-5) 食料の確保 ● 市民の生活を確保するため、食料等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等の確保を推進する必要がある。[市・民間](5-6) 食品産業事業者等の災害対策の強化 ● 農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を促す必要がある。[国・県・市・民間](5-6) ● 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。[国・県・市・民間](5-6) 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等 ● 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進す

	る必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。[県・市・民間](1-2) タイムラインの策定 ● 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する必要がある。[国・県・市](3-3) ● 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する必要がある。[国・県・市](3-3) 多様な情報収集・提供手段の確保 ● 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、小型無人機の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報システムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。[国](2-2) 大規模災害時における広域連携の推進 ● 協定している市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。[県・市](3-3) 大規模災害時の地域的な連携の推進 ● 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の地域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。また、消防団等の充実強化を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。[国・県・市・民間](2-1) 地域における防災マニュアル策定の普及・啓発 ● 災害時に住民が自発的な防災活動ができるために自主防

	災組織、地域協議会などの単位で、地域の防災マニュアル策定を促すとともに、いざという時に迅速かつ的確に活動できるように、継続的な防災訓練の実施を推進する必要がある。[県・市](2-7) 地方行政機関等の機能低下の回避 ● 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。[国・県・市](8-2) ● 大規模自然災害が発生した場合の TEC-FORCE の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。[国・県・市](8-2) ● 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める必要がある。[国・県・市](2-4) 適切な情報提供及び情報の利活用の促進 ● 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の高度化を進めるとともに、平時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が観測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道やバスの車内に多数の旅客が取り残される事態を回避させる必要がある。[国・県] (1-5) 道路交通確保の取組等 ● 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、地域の実情に応じたスポット対策等、ソフト･ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。また、鉄道交通を確保するため、新幹線が雪に強いインフラであるという観点も踏まえ、新幹線鉄道網の整備を進める必要があるほか、在来線の除雪体制の構築等を進める必要が

	ある。[国] (1-5) 道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化 ● 地方行政機関等(警察・消防等を含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。[国・県・市](6-4) 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備 ● 全ての都道府県において平成 31 年度末までに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づく基礎調査を完了させる目標に基づき、おおむね基礎調査及び区域指定の見込みが立ったところであり、これを踏まえて実施すべき警戒避難体制の整備を推進する必要がある。[国・県](4-1) 被害認定調査の運用改善 ● 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニテイの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。[国・県・市](2-7) 被害認定調査の迅速化等 ● 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査が迅速に行えるよう「住家の被害認定研修」等を受講し、職員の知識・技術の向上に努める必要がある。日頃から調査の方法だけでなく、発災時から調査開始までの手順、調査後から証明書交付までの手順について確認しておく必要がある。また、日常的な備えとして、調査活動に必要な物品の調達・管理・保管を行っていく必要がある。また、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的

	確に周知する必要がある。更に、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、地方公共団体に方向性を示す必要がある。[国](8-6) 被災文化財等への対応体制整備の推進 ● 災害発生時に文化財関係の行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう、体制の強化を図るとともに、復旧・復興時における文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないように対策を検討する必要がある。[国・県・市](8-5) 避難者の生活支援等 ● 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する必要がある。[国・県・市] (2-7) ● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給のために、オープンスペースの使用について事前に検討しておくとともに、復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境や地域コミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。[国・県・市] (2-7) ● 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。[国・県・市] (2-7) 避難所等における防災機能強化 ● 公的施設や指定避難所である小中学校における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する必要がある。[国・県・市](2-1) 避難所としての防災機能強化 ● 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよ

	う、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。[国・県・市](2-7) 避難所の大幅な不足への対応 ● 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。[国・県・市](2-7) ● 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進めるとともに、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態の緩和していくことにより、避難所の需要を大幅に低減させていく必要がある。 [国・県・市](2-7) 避難所外避難者への対策の整備 ● 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める必要がある。また、迅速な被災者支援のために市による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。[国・県・市](2-7) 避難所用備蓄品及び救助用資材の確保 ● 主たる避難所である小中学校、高等学校に備蓄している避難所用備蓄品については、常に内容の検討･追加を行うとともに、適正な保管を推進する必要がある。[市](2-7) 備蓄の運用及び活用 ● 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用を

	図っていく必要がある。また緊急時においては、備蓄の活用といった対策を着実に実施する必要がある。[国・県・市・民間](5-6) 備蓄の推進 ● 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベントや自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。[市・地域・民間] (2-1) ● 本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。[市] (2-1) 復旧復興施策や被災者支援の取組等 ● 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成25 年法律第 55 号)の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を県と共有し、県と協力して災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。[県・市](3-3) ● 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。[県・市](3-3) 物資調達・受援体制の構築 ● 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。[県・市・民間] (2-1) 物資調達の仕組みの構築、情報収集手段の活用 ● 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する必要がある。また災害関連情報の収集・提供を行うため、導入された小型無人機の活用、防災システム等、早期の情報収集手段の活用に努める必要がある。[国] (2-1)

	防火対策の推進 ● 消防法に規定する防火対象物について、必要となる消防用設備等の設置、維持管理を徹底し、火災発生時には設備を有効に使用して被害を最小限にできるよう防火体制の充実を図る必要がある。[市](1-2) ● 自衛消防組織等の防火意識を高めるため、自主防災会、事業所等による消防訓練の充実を図る必要がある。[市・地域](1-2) 防災拠点等の災害対応力強化 ● 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の地震対策や水害対策を推進するとともに、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。[県・市] (3-3) マンホールトイレの整備 ● 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する必要がある。[県・市] (2-7)(6-3) 有害物質の流出等の防止対策の推進 ● 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、県から依頼があった場合に対応する必要がある。[国・県・市](7-4) ● 火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や、関連施設の耐震化や更新などの対策を促す必要がある。[国・県・市・民間](5-3)(7-4) ● 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う必要がある。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める必要がある。[国・県・

	市](7-4) 要配慮者に対する配慮等 ● 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアル策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。[国・県・市](2-7) 罹災証明書の交付体制の確立等 ● 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。[県](8-6) 連携体制の確保 ● 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、県・他市町村・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する必要がある。[国・市](3-2)

分野	脆弱性評価結果
②住宅・都市	エレベーター閉じ込め対策 ● エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する必要がある。[県・市・民間](6-1) 家具・機械設備等の転倒防止及び窓ガラス対策の促進 ● 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止及び窓ガラスの飛散防止対策の啓発について、取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。[市・地域・民間](1-1) 火災に強いまちづくりの推進 ● 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。[国・県・市](1-1)(1-2)(7-1) ● 空き家は、出火の確認、初期消火に遅れが発生しやすく影響が大きくなる可能性が高いことから、空き家対策を推進する必要がある。[国・県・市](1-2)(7-1) ● 市街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等の進捗に合わせ、市街化区域内の公園・緑地の整備を推進する必要がある。[市](7-1) ● 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。[国・県・市](7-1) ● 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。[市](7-1)

	仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化 ● 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。[県・市](8-4) ● 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、県が取り組む森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を支援する必要がある。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を促す必要がある。[県・市](8-4) 河川等の耐震化の推進 ● 河川の堤防、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。[国・県・市](8-3) 河川氾濫からの減災に係る取組の実施 ● 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する必要がある。[国・県・市・地域](1-3) ● 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する必要がある。[国・県・市](1-3) ● 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する必要がある。[市・民間・地域](1-3) 学校施設 ● 指定避難所である小中学校の断水時のトイレや電力、耐震化済の非構造部材の維持保全、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。[国・県・市] (2-1) 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討 ● 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に

	遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する必要がある。[国・県・市](6-4) 危険な空き家の除却等への支援 ● 県の支援を受けて、危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を促進する必要がある。[国・県・市](7-2) 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保 ● 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。[県・市](8-4) 下水道施設の耐災害性の強化 ● 地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい処理場を優先して設備の耐震化を推進する必要がある。また、非常時の電源確保等を推進するとともに、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。[市] (6-3) ● 発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路等の重要性の高い管路については耐震化済みである。さらに下水道施設の老朽化対策を進める必要がある。[市](6-3) 広域的な応援体制 ● 広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。[県・市](8-3) 公共施設における耐震対策の推進 ● 公共施設における天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策を推進する必要がある。[県・市](1-1) 公共施設等の耐震化の推進・促進 ● 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める

	必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。[国・県・市](7-1) 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進 ● 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する必要がある。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める必要がある。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく必要がある。学校施設においては、耐震化済みの非構造部材の維持保全を推進する必要がある。[国・県・市](3-3) 交通施設等における脆弱性の解消 ● 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。[国・県・市](1-1) ● インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する必要がある。[国・県・市](1-1) 孤立地域等の発生防止 ● 消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める必要がある。[国・県・市](2-2) 災害時における輸送ルートの機能確保 ● 災害発生時における名古屋鉄道小牧線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路な

	どへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。[民間] (6-4) ● 高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。[民間] (6-4) ● 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する必要がある。[県](6-4) 災害リスクを考慮した土地利用への転換 ● 人口減少に適応した都市構造への転換を図るため、居住誘導区域の設定等にあたって、災害危険度が高い区域(土砂災害特別警戒区域など)の除外について検討する必要がある。[国・県・市](1-3)(1-4) 市街地における河川施設等の強化 ● 河川、水門等の耐震化・機能強化のための改修、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備など耐震化･老朽化対策を、国・県・市が連携して推進する必要がある。[国・県・市] (1-3) ● 堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握する必要がある。[国・県・市] (1-3) ● 市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する必要がある。[国・県・市] (1-3) 事前復興、復興方針・体制づくりの推進 ● 被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める必要がある。[国・県] (8-2) ● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観

	点も踏まえて検討し、方向性を示す必要がある。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強める活動を推進する必要がある。[県・市] (8-2) 自宅居住による生活再建の促進 ● 自宅居住による生活再建を促進するため、県と協力して被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制構築を促進する必要がある。[県・市](8-4) ● 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。[県・市](8-4) 社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進 ● 中部経済連合会公表(2019 年 5 月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。[国・県・市・民間](5-2) ● 緊急消防援助隊運用要綱に基づく被災市町村への応援体制を整備するとともに、愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく受け入れ態勢を迅速に行えるよう継続的に訓練を実施する必要がある。[国・県・市](8-3) 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進 ● 住宅･建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。[国・県・市](2-5) 住宅・建築物の耐震化の促進による避難者発生の抑制 ● 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。[国・県・市] (2-6) ● 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、

	天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進するとともに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。[国・県・市・民間](1-1)(7-1) ● 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する必要がある。[県](1-1) ● 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅･建築物等の耐震化を進める必要がある。[国・県・市](2-1) 住宅・建築物の耐震化の促進による死傷者発生の抑制 ● 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。[国・県・市](2-3) 消防水利の確保 ● 大規模地震等の発生により、消火栓の使用ができなくなる恐れがあるため、耐震性の防火水槽の計画的な整備を行う必要がある。[市] (7-1) 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進 ● 上水道施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、老朽化が進む上水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。[国・県・市](5-7) 上水道等の復旧の体制等の強化 ● 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進める必要がある。[国・県・市](6-2) ● 上水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる必要がある。[国・県・市](6-2) 浄化槽の整備

	● 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。[市](6-3) 浸水等の被害軽減対策の推進 ● 河川の耐震化など地震による浸水対策を着実に推進するとともに、長期浸水が想定される区域における効率的かつ効果的な浸水排除を実施するための事前対策等を行う必要がある。[国・県・市](8-3) 水資源の有効な利用等の普及・推進 ● 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制に参画するとともに、雨水の利用の促進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を検討する必要がある。[国・県・市](5-7) 水の安定供給 ● 水資源関連施設の改築により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行い、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。[国・県・市](5-1) ● 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気象変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用の取組を進める必要がある。[市](5-7) 水道施設の老朽化対策等の推進 ● 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐

	震化を推進する必要がある。[国・県・市](2-1) ● 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用や、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。また、避難所となる施設で、給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める必要がある。[国・県・市](2-1) 水道施設等の耐震化等の推進 ● 上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。[国・県・市](6-2) ● 上水道の管路更新(耐震管への更新)及び基幹管路のループ化などの管路対策を計画的に進める必要がある。[国・県・市](6-2) ● 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。[国・県・市](6-2) 水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進 ● 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む必要がある。[国・県・市](1-3) 地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等 ● 地下空間については、ソフト・ハード両面から防災対策を進める必要がある。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める必要がある。[国・県・市](1-1) 地下構造物の耐震化 ● 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。[国・県] (7-3) 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等

	● 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる必要がある。[県・市・民間](1-1) 道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策 ● 沿道の住宅・建物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化または除去を進める必要がある。また鉄道の閉塞についても、対策を検討する必要がある。［国・県］(7-2) 道路の防災対策の推進 ● 大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、道路の地震対策等を推進する必要がある。[県・市］(3-3) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進 ● 特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する必要がある。[民間］(7-4) 土砂災害対策の推進 ● 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を行う必要がある。[国・県](7-3) ● 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。[国・県](7-3) ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進 ● 防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する必要がある。[国・県・市・民間・地域］(1-3) ● 大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設の整備・

	機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する必要がある。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。[国・県・市・地域、民間] (1-3) ● 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。[国・県・市](1-3) ● 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。[国・県・市](1-3) ハザードマップの作成・周知啓発 ● 水位周知河川等について、最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等が作成・公表された場合、早期に防災ガイドブックを改訂し、住民へ周知啓発することにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。[市・地域](1-3) 被害認定調査の迅速化等 ● 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査が迅速に行えるよう「住家の被害認定研修」等を受講し、職員の知識・技術の向上に努める必要がある。日頃から調査の方法だけでなく、発災時から調査開始までの手順、調査後から証明書交付までの手順について確認しておく必要がある。また、日常的な備えとして、調査活動に必要な物品の調達・管理・保管を行っていく必要がある。また、住家の被害認定調査の迅速化

	などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する必要がある。更に、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、地方公共団体に方向性を示す必要がある。[国](8-6) 避難所施設の老朽化対策及び耐震性の強化 ● 避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。[市](6-5) 避難所としての防災機能強化 ● 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。[国・県・市](2-7) 避難所の耐震化等の推進 ● 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示(防災関係機関への地点番号のデータ配布)を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。[国・県・市](2-7) 避難所の大幅な不足への対応 ● 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常

	時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進めるとともに、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態の緩和していくことにより、避難所の需要を大幅に低減させていく必要がある。[国・県・市](2-7) 復興ビジョンの検討 ● 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成及び地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討する必要がある。また、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靭な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める必要がある。［国］(8-2) 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 ● 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため､耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。［県・市・民間］(1-1) ● 「特定既存耐震不適格建築物(1 号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し､特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する必要がある。[市・民間](1-1) 文化財の保護対策 ● 小牧市歴史館や小牧山城史跡情報館、民俗資料保存施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、市内の有形無形の文化財を映像等に記録し、アーカイブなど文化財の保護対策を進める必要がある。[国・県・市](8-5)

	文化財の防火対策 ● 文化財の所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練を実施する必要がある。[国・県・市](8-5) 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進 ● 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、県市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める必要がある。[国・県・市](6-5) 防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進 ● 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。[国・県・市](2-7) 防災拠点等の耐震化等の推進 ● 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する必要がある。[国・県・市](3-3) ● 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震や浸水被害に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する必要がある。警察署等の防災拠点となる公共施設等について、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む必要がある。[国・県・市](3-3) 明確な行動基準の提供 ● 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報等に 5 段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。[県](1-3) 罹災証明書の交付体制の確立等 ● 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。[県](8-6)

分野	脆弱性評価結果
③保険医療・福祉	医師会等関係機関との連携強化 ● 災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関と連携体制を強化する必要がある。[市・民間] (2-5) 医療機関の耐災害性の向上 ● 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、市民病院の耐災害性機能を維持活用するとともに、市内の医療機関に対し、耐災害性を高めるよう働きかける必要がある。[国・県・市](8-2) 医療機関等との連携及び活動資機材の整備 ● 大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。[市・民間] (2-6) 医療情報の共有 ● かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、在宅医療、介護連携ツール(電子@連絡帳)において共有されている患者情報を有事の際には、必要とする機関に市からも提供できるように検討する必要がある。[国・県・市](2-7) 医療リソースの供給体制の確立 ● 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水･食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る必要がある。[国・県](2-5) ● 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する必要がある。[国・県](2-5)

	衛生環境の確保等 ● 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。[国・県・市](2-6) ● 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。[国・県・市](2-6) 応急救護所の機能充実等 ● 災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、自主防災会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる必要がある。[市・地域] (1-1) ● 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。[市] 河川氾濫からの減災に係る取組の実施 ● 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する必要がある。[市・民間・地域](8-3) 関係機関における円滑な情報共有 ● 国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。[国・県・市](6-5) 感染症予防の周知啓発 ● 災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症の拡大・疾病予防のための情報提供をホームページへの掲載や SNS などで発信する必要がある。また避難所でのポスターの掲示・チラシの配布・広報車等で周知啓発を図る必要がある。[市](2-6) 救命体制の強化

	● 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う必要がある。［市］(2-5) 小牧市民病院の災害医療体制の確保 ● 小牧市民病院に対して、3 日間程度必要となるエネルギー、薬品、機材の確保をする必要がある。災害派遣医療チーム(DMAT)の受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する必要がある。[国・県・市](2-5) 小牧市民病院の施設・設備の耐震化 ● 小牧市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、診療棟の免震化、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置、非常用発電設備、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化などを推進する必要がある。［市］(2-5) 孤立地域における救急・救命体制の確保 ● 災害により孤立化が危惧される地区について、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急救護所設置、運営体制の充実など本市との連携を強化する必要がある。[国・県・市・地域](2-5) 災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築 ● 災害ボランティア支援センターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座を開催するとともに、地域住民参加による災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア受入れ、派遣などの運営体制を構築する必要がある。［市社協・地域］(8-2) ● 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティア支援センター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。［市・民間］(8-2) ● 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協

	力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。[市・地域] (8-2) 災害拠点病院等の防災・減災機能の強化 ● 災害拠点病院として小牧市民病院の耐震化を図り、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。[国・県・市・民間] (2-5) 災害時における医療機能の確保・支援体制強化 ● 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。[国・県](2-5) ● 県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行う等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する必要がある。[国・県](2-5) 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保 ● 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。[国・県](2-5) 災害時の保健医療体制 ● 在宅を含む避難者の健康状態を把握でき、不調の兆候を早期に発見できるよう医師、保健師等により巡回指導が行える体制を構築するとともに、必要な医療情報の提供を行う必要がある。[国・県・市](2-7) ● 三師会と会合及び定期的な訓練を実施し、困難な状況下における医療体制の確保要領について認識の統一を図る必要がある。[市] (2-7) 災害時保健活動の確保

	● 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開できるよう県(保健所)と連携を図り、避難所での保健活動ができるよう他県他市からの応援保健師を受け入れができるよう体制を整備する必要がある。[県・市](2-5) 災害対応の体制・資機材の強化 ● 災害時においても、救急活動の質を維持するために救急救命士及び救急隊員資格者の育成を図る必要がある。[国・県・市](2-3) 災害派遣医療チーム DMAT 及び災害派遣精神医療チーム DPAT の計画的な養成等 ● DMAT については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成するとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図る必要がある。DMAT 以外にも、DPAT や災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。[国・県](2-5) 市民に対する応急手当の普及啓発 ● 救急車の到着が大幅に遅れることを想定し、市民が応急手当を身に付けることが必要がある。このため、消防本部(消防署)は応急手当普及活動を推進し、救命講習等を積極的に開催する必要がある。[国・県・市](2-3) 社会福祉施設の耐震化の促進 ● 昭和 56 年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進する必要がある。[市・民間] (1-1) 人工透析患者等への対策 ● 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。[国・県・市] (2-5) ● 小牧市民病院において、人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者のために、人工透析用の水を備蓄するとともに、井戸水をろ過する装置を維持し、平常時から

	の水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する必要がある。また、マンホールトイレや簡易トイレを備蓄し、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。[国・県・市](2-5) 多数の負傷者が発生した場合の対応 ● 多数の負傷者が発生した際、トリアージを適切に実施し、院内あるいは必要に応じて被災地外に搬送する対応等が適切にできるよう、災害訓練を定期的に実施する必要がある。[国・県・市](2-5) 地方行政機関等の機能維持 ● 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。[県・市](3-3) 中長期的な健康管理の構築 ● 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や深部静脈血栓症・肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ､復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ､喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、県(保健所)をはじめ、医療関係者、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。[国・県・市](2-7) 避難行動要支援者の救助・救急活動 ● 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。[国・県・市・地域](2-3)

	避難行動要支援者への支援 ● 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。[県・市](2-7) 避難所となる施設の衛生環境の確保 ● 避難者にインフルエンザ、ノロウィルス、O157、コロナウィルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、検討する必要がある。[国・県・市](2-6) ● 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。[国・県・市・民間](2-6) 保健医療活動チームの効率的な連携 ● 災害対策本部と保健活動チームが連携を図り、被災各地区の保健ニーズに応じた保健活動チームが適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。[県・市](2-7) 保健師等による避難所等の支援体制の整備 ● 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。[国・県・市](2-7) 要支援者の一時的受入体制の整備 ● 自宅での被災生活や指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要支援者が二次的に避難する場所を確保するため、福祉避難所や社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。[市・民間](2-5) 要配慮者に対する配慮等 ● 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアル策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困

	難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。[国・県・市](2-7) 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築 ● 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。[国・県・市・民間](2-5) 要配慮者等への支援体制の整備 ● コミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障害者の避難所生活支援を推進する必要がある。[市](2-7) ● 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。[国・県・市](2-7) ● 大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム(DCAT)について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る必要がある。[国・県・市] (2-7) ● 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、ホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する必要がある。[市](2-7)

分野	脆弱性評価結果
④エネルギー	エネルギー供給源の多様化・分散化の推進 ● 再生可能エネルギーや燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進や自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。[国・県・市] (5-2) ガソリン不足対応 ● ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。[国・県・市](5-2) 工場事業所の対策等 ● 工場・事業所等に対して移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促す必要がある。[国・県・市・民間](5-2) サービスステーション等の災害対応力の強化等 ● 県が推進する住民拠点 SS の整備や災害訓練等に協力し、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を促進する必要がある。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を促進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を促す必要がある。[国・県・市](5-2) 災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進 ● 小牧市民病院において、災害拠点病院の機能として停電時も 3 日間程度は災害時の診療機能を維持する電力を確保するために非常用自家発電設備を維持し、必要量の燃料を備蓄する必要がある。[市](2-5) ● 小牧市民病院におけるエネルギー確保については、自家発電設備に使用する燃料等の備蓄を継続して維持するとともに、発災時に燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関・事業者との連携性を高める必要がある。また、コージェネレーション設備の導入など、多様なエネルギ

	ー源を活用し、耐災害性を向上する必要がある。[市・民間](2-5) 災害時における電力の確保 ● 市役所や消防署等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める必要がある。[市] (2-5) ● 市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。[市・民間] (2-5) 災害時における燃料の確保 ● 活動拠点のうち、消防本部が管理する消防本部庁舎、東支署、尾張中北消防指令センターにおける、非常用発電設備の維持管理に努める必要がある。[県・市](2-5)(4-1) ● 市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。[市・民間] (2-5) 災害時のエネルギー供給の優先順位の整理 ● 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する必要がある。[国・県・市・民間](5-2) 施設の耐災害性強化 ● 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する必要がある。[民間](6-1)

	● また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン策定を促進する必要がある。[民間](6-1) 自立・分散型エネルギーの導入 ● 再生可能エネルギーや燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進や自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。[国・県・市](6-1) 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進 ● 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。[国・県・市・民間](4-1) 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化 ● 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など､情報システムや通信手段の耐災害性の強化､高度化を推進する必要がある。[県・市](4-1) 石油等燃料確保体制の整備 ● 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。［市・民間・地域］(6-1) ● 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。[県・市・民間］(6-1) 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化

	● 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する国による耐性評価や、基準の整備等を踏まえ、発変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関における BCP の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。[民間](6-1) ● 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、県や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る必要がある。[民間](6-1) 燃料供給バックアップ体制の充実強化 ● 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列 BCP の策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しを行う必要がある。[国・県・民間](5-2) 防災訓練の実施 ● 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する必要がある。[国・県・市・民間](5-2) 防災拠点等の電力確保等 ● 電力事業者と連携し、災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための協定締結等の体制を整備する必要がある。[国・県・市・民間](3-3) ● 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、3 日分以上の備蓄等を促進する必要がある。また、県が推進する、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築に協力する必要がある。[国・県・市・民間](3-3) ライフラインの災害対応力強化

	● エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。［民間］(6-1)

分野	脆弱性評価結果
⑤情報通信	Ｊアラートと連携する情報手段の多重化 ● 全ての住民に適切な災害情報を確実に提供し、逃げ遅れの発生等を防止するため、Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。[国・県・市] (4-3)(7-3) 災害時情報の多様化 ● ICT を用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する必要がある(SIP の活用)。[国・県・市] (4-2) 災害情報収集機能の強化、高度化 ● 降雪の影響等の情報の収集を行うため、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める必要がある。[国] (1-5) 災害情報の収集体制の強化 ● 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を進める必要がある。[県・市] (7-2) 災害対応業務の標準化 ● 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。[国・県・市](4-2) 災害対応力の強化等 ● 県が進める、大規模災害を想定した広域的な訓練に協力し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、県に対し、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係

	施策を充実することを促すとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図ることを促す。さらには、通信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策の推進を促す必要がある。[国・県・市](4-1)(4-3) ● 県が進める、準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等に協力する必要がある。[国・県・市](4-1) ● 国や県に対し、情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発の推進を促す必要がある。[国・県・市](4-3) 市民への確実な情報の伝達 ● 市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、小牧市防災情報メール、ホームページ、SNS 等を整備しているが、小牧市防災情報メールのさらなる普及を推進する必要がある。また、メール配信、ホームページ、SNS 等既存の伝達手段で、情報が届きにくい世帯を減少させるため、地域別にグループ分けした登録者へ FAX 送信や電話発信を行うシステム導入促進を図るとともに、関係団体の協力をえて、聴覚、視覚障害者世帯、高齢者世帯、外国人世帯等を対象に重点的に登録促進を推進する必要がある。［市・地域］(4-2) 情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備 ● 国の災害情報ハブの取組等を参考に、県が進める情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用に協力するとともに、災害時に人員が不足した場合でも、情報収集・伝達が確保できるよう人員・体制を整備する必要がある。[国・県・市](4-3) 情報収集手段の多様化と一元的集約 ● 災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。［国・県・市・民間］(4-3)

	● ETC2.0 車載器及び ETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。[国・県・市・民間] (4-3) 情報通信システムの電源途絶に対する対応検討 ● 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、小牧市役所 BCP の見直しを図る必要がある。[市](4-1) ● 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する必要がある。[民間](4-1) 情報伝達手段・体制の確保 ● 民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。[国・県・民間](4-2) ● また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める必要がある。[国・県・民間](4-2) ● 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る必要がある。[国・県・民間](4-3) ● 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じ

	て、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する必要がある。[国・県・市・民間](4-3) 状況情報を基にした主体的避難の促進 ● 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。[国・県・市](4-3) 水防テレメータシステムの整備 ● 県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を促す必要がある。[国・県・市](4-2) 多様な情報提供手段の確保 ● テレビ・ラジオ(コミュニティ放送を含む。)のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム(L アラート)の導入促進など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害 FM 放送局の開局も検討する必要がある。さらには、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める必要がある。[国・県・市・民間](4-2) ● 観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を推進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID

	「00000JAPAN」の普及・啓発を進める必要がある。［国・県・市・民間］(4-2) 地下空間における浸水対策等の強化 ● 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム(GPS(全地球測位システム)及びGIS(地理情報システム)を活用した位置情報を用いたシステム)など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る必要がある。[国・県・民間](1-3) 適時・適切・確実な情報の発信 ● 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する必要がある。[国・県・市](4-3) ● 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障害者情報が届きにくい世帯を減少させるため、地域別にグループ分けした登録者へ FAX 送信や電話発信を行うシステム導入促進を図るとともに、関係団体の協力をえて、聴覚、視覚障害者世帯、高齢者世帯等を対象に重点的に登録促進を実施し避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。［市・地域］(4-3) 土砂災害警戒情報等の提供 ● 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る必要がある。[国・県・市](4-2) 道路被害情報共有の強化 ● 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る必要がある。[国・県・市](4-2) 避難の円滑化・迅速化

	● 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る必要がある。[国・県・市](4-3) 物資調達・受援体制の構築 ● 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。[国・県・市](2-1) 放送設備等の防災対策 ● 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する必要がある。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める必要がある。[国・県・民間](4-2) 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等 ● 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。[国・県・市・民間] (4-2)

分野	脆弱性評価結果
⑥産業・経済	BCP への反映 ● 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者及び研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映していく必要がある。例えば、運送事業者においては、暴風雨、等が予測される地域や時間帯を迂回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討する必要がある。[国・県・市・民間](5-4) きめ細やかな情報の提供及び相談窓口の体制整備 ● 事業継続に関する事業所の取組みを支援するため、地域の具体的な被害予測等のきめ細やかな情報提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える必要がある。[国・県・市](5-1) 金融機関における BCP の策定の促進 ● 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP を策定するとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施を促す必要がある。[国・県・市・民間](8-7) 金融機関における防災対策の推進 ● 全ての主要な金融機関等に対して、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促す必要がある。[国・県・民間](5-5) 金融機関の BCP 策定推進 ● 金融機関の BCP 策定を推進し、大規模自然災害発生時、中小企業の事業継続に必要な融資が遅滞なく実施される体制を整える必要がある。また、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく必要がある。[国・県・市](5-5)

	建設業の就労環境改善等 ● 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保･育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める必要がある。［国］(1-5) 建設業の担い手確保等 ● 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。[国・県・市](8-6) 高圧ガス設備の耐震化 ● 高圧ガス設備の耐震化について、推進する必要がある。［国］(5-3) 個別企業 BCP 策定等の促進 ● 個別企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める必要がある。また、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する必要がある。[国・県・市・民間] (5-1) ● 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進するための方策について検討する必要がある。[国・県・市・民間](5-1) 小牧市の強靱化に資する適切な民間資金の活用 ● 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされ

	た施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。[国・県・市・民間](5-1)(5-2) 災害に強い民間物流施設の整備促進 ● 設備に係る融資(振興資金)の保証料や利子への補助制度の利用促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する必要がある。[国・県・市](5-1) ● 国・県が進める、地震による産業施設への影響評価の手法の確立に協力するとともに、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する必要がある。 [国・県・市・民間](5-1)(8-7) 自衛消防力の充実強化 ● 自衛消防組織の設置が必要な事業所等においては、大規模自然災害等の発生時に、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害が発生するおそれがあるため、自衛消防組織の災害対応力の充実を図る必要がある。[市・民間] (5-3) 事業所等における防災対策の促進 ● 小牧商工会議所との協働で「(仮称)小牧市事業継続力強化支援計画」を策定する必要がある。加えて、講習会やセミナー等の実施により経営者の理解を深めて策定に取り組む事業所を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を推進する必要がある。特に、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する必要がある。[県・市・民間] (5-1) ● 一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたＢＣＰモデルを作成し、普及・啓発を進める必要がある。[市・民間] (5-1)

	社会インフラの耐震化整備の計画的促進 ● 中部経済連合会が 2019 年 5 月に公表した提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。[県](5-1) 食品産業事業者等の災害対策の強化 ● 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する必要がある。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。[国・県・市・民間](5-6) 耐災害性を高める施策等の推進 ● 道路の防災対策や無電柱化に加えて、土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。[国・県・市](5-1) 地域連携 BCP 策定の促進 ● 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。[国・県・市・民間](5-1) ● 工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。[国・県・市・民間](5-3) 中小企業事業活動継続支援 ● 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。[国・県・市・民間](5-1)

	中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進 ● 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。[県](5-2) テレワークの推進 ● 事業継続の観点から、テレワーク(在宅勤務)による事業継続の取組を促進する必要がある。[国・県・市・民間](5-1) 郵便局舎における防災対策の推進 ● 日本郵便株式会社に対し、直営の郵便局舎の耐震化を促す必要がある。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを促すとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、国・県と協力して道路防災対策等を進める必要がある。[国・県・市・民間](5-5)

分野	脆弱性評価結果
⑦交通・物流	いのちとくらしを支える交通環境の形成 ● 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する必要がある。[国・県・市](2-3) インフラ対策 ● 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、施設性の強化等を着実に推進する必要がある。[国・市](3-2) 沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組 ● 沿道(道路区域外)に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す必要がある。[県](7-2) 沿道の通行障害建築物の耐震化の促進 ● 緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導･助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。[市・地域・民間](7-2) 大雪対策 ● 集中的な大雪に備え、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制･集中除雪を行うとともに、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策など、ソフト･ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。[国・県・市](5-4) 幹線交通の分断回避 ● 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回

	路となり得る道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めていく必要がある。[国・県・市](5-4) 幹線交通分断に伴うリスクの想定および対策の推進 ● 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。[国・県・市](6-4) 救急搬送の遅延の解消 ● 救急搬送の遅延を解消するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める必要がある。[国・県・市](2-5) ● 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。[国・県・市](2-5) ● 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。また、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。[国・県・市](2-5) 交通施設の防災対策の推進 ● 災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路など自動車専用道路網の着実な整備を推進する必要がある。緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。さらに、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を促す必要がある。[国・県](5-4) ● 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保

	するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を促す必要がある。[国・県・市](5-4) ● 道路橋梁の耐震補強や鉄道の施設の耐震化、液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める必要がある。また、洪水、土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を促す必要がある。[国・県・市](5-4) ● 防災上の観点から旧桃花台線のインフラは、全線について、可能な限り速やかに撤去する必要がある。[県](5-4) 交通渋滞による避難の遅れの回避 ● 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールの検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策等を行う必要がある。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。[国・県・市](4-3) 交通渋滞の回避 ● 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。[国・県・市](7-2) 交通全体のマネジメント力強化 ● 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。[国・県・市・民間](5-4) 交通ネットワーク対策

	● 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める必要がある。[国・県](4-3) 孤立地域等の発生防止 ● 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する必要がある。[県・市](2-2) 災害時における放置車両対策 ● 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。[国・県・市](6-4) 災害時における輸送ルートの機能確保 ● 災害発生時における名古屋鉄道小牧線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。[民間](6-4) ● 脆弱性を確認するために主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を進める必要がある。[市](6-4) ● 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。[市](6-4) ● 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を着実に進める必要がある。[国・県・市](6-4) ● 陸上輸送の寸断に備え、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。[国・県・市](6-4) ● 名古屋鉄道小牧線の市内各駅から名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど交通利便性の向上を図る必要がある。[国・県・市](6-4)

	災害時のエネルギー供給の優先順位の整理 ● 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する必要がある。[国・県・市・民間](5-2) 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保 ● 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。[国・県](2-5) 災害時の医療提供のためのルート確保 ● 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路の地震対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める必要がある。[国・県・市] (2-5) 災害情報収集機能の強化、高度化 ● 降雪の影響等の情報の収集を行うため、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める必要がある。[国] (1-5) 災害情報の収集体制の強化 ● 自動車が通行できないときに、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車ブロープ情報等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにしておく必要がある。[国・県] (7-2) 災害対応力の強化等 ● 県が進める、大規模災害を想定した広域的な訓練に協力し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、県に対し、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実することを促す必要がある。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネッ

	トワークの確保対策の推進を促す必要がある。[国・県・市](4-3) ● 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備･訓練する必要がある。[国・県・市](7-1) 山間地等における避難路等の確保の促進 ● 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう貨物輸送事業者の BCP 策定、海抜表示シートの整備、山間地等において、民間等が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。[国・県・市](2-2) 社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進 ● 中部経済連合会公表(2019 年 5 月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。[国・県・市・民間](5-2) 車両被災への対応 ● 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する必要がある。[国](5-4) 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進 ● 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確

	保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。[国・県・市・民間](4-1) 信号機電源付加装置の整備 ● 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める必要がある。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。[国・県・市](3-1) 新交通システム桃花台線の高架構造物撤去促進 ● 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する必要がある。[県・市](5-1)(5-4)(6-4)(7-2) 迅速な交通情報提供 ● 官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をしていく必要がある。[国・県・市・民間](5-4) 迅速な輸送道路啓開等に向けた体制整備 ● 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。[国・県・市](2-1) ● 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。[国・県・市](2-1) ● 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。[国・県・市](2-

	1) ● 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。[国・県・市](2-1)(2-5)(5-4)(6-4) ● 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、ソフト・ハードの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する必要がある。[県] (6-4) 代替輸送手段の確保等 ● 地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する必要がある。[県・市・民間] (2-4) 通行時実績情報の提供 ● 通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。[国・県](4-3) 適時適切な情報提供 ● 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要がある。[国・県・市・民間](5-4) 鉄道の運行再開の調整等 ● 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える必要がある。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する必要がある。[国・県・民間](2-4)

	道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等 ● 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。[国・県・市](3-1) 道路における冠水対策 ● 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。[国・県・市](6-4) 道路に対するハード対策 ● 道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。[国・県](4-3) 道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化 ● 大規模地震発生後、ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCP の策定など必要な体制整備を推進する必要がある。[国・県・市・民間] (6-4) ● 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。[国・県・市] (6-4) ● 橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく 5 年に 1 回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必

	要がある。[国・県・市] (6-4) ● 災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。[市] (6-4) ● 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。また、国、県、隣接自治体との連携の強化を推進する必要がある。[国・県・市・隣接自治体] (6-4) ● 緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める必要がある。[市] (6-4) 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進 ● 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する必要がある。[国・県・市](2-3) 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進 ● ものづくり愛知の生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、名古屋環状 2 号線、国道 41 号名濃バイパスを始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。[国・県・市](5-1)

	道路の災害対応力の強化 ● ものづくり愛知の生産拠点との物流施設ルートの耐災害性を高めるため、緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する必要がある。[国・県・市] (5-1)(5-4) ● 防災上の観点から旧桃花台線のインフラ(高架構造物)は、全線について、可能な限り速やかな撤去を促進する必要がある。[県](5-1)(6-4)(7-2) ● 緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する必要がある。[県] (5-4) ● 災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。[市] (5-4) ● 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。[市] (5-4) 道路の災害対策の推進 ● 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。[国・県・市] (2-5) ● 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。[国・県・市] (2-3) 道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策 ● 沿道の住宅・建物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化または除去を進める必要がある。また鉄道の閉塞についても、対策を検討する必要がある。[国・県] (7-2)

	● 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。[国・県・市](7-2) 道路の防災対策の推進 ● 大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、道路の地震対策等を推進する必要がある。[県・市] (3-3) 道路の防災対策等 ● 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。[国・県・市](3-3) 燃料供給ルートの確保 ● 燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震対策等を着実に推進する必要がある。[国・県・市] (5-2) ● 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。(民間企業における事業継続に資する取組の促進)[国・県・市・民間](5-2) ハード・ソフト対策等を統合した対応策の推進 ● 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合せるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。[国・県・市](6-4) 複数の輸送手段の確保 ● 県庁所在地との輸送手段として、名古屋鉄道小牧線等しかないため、地下鉄の延伸化等、複数手段について検討する必要がある。[市](6-4) 物資輸送ルートの確保･道路等の災害対策の推進･基幹的交通

	ネットワークの確保 ● 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する必要がある。[国・県・市](2-1)(2-5)(5-4) ● 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。[国・県・市](2-1)(2-5)(5-4) ● 地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める必要がある。[国・県・市] (2-1) ● 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する必要がある。[県・市] (2-1) 物資輸送体制の確立 ● 地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者等多様な関係者が連携して、ラストマイルを中心とした訓練等を実施し、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う必要がある。[国・県・市・民間] (2-1) 物流ネットワークの整備 ● 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等とともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する必要がある。[国・県・市] (5-6) プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等 ● 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。[国・県・民間](2-4)

	● 災害時に自動車運転者等に、適切な情報を提示するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める必要がある。[国・県](2-4) 輸送基盤の災害対策の推進等 ● 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。[県](6-1) 輸送モードの連携・代替性の確保 ● 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築する必要がある。[国・県・市](5-5) 陸の輸送ルート確保の強化 ● 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。[国・県・市](6-4) ● 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保し、広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。[国・県・市](6-4)

分野	脆弱性評価結果
⑧農林水産	山地災害への対策 ● 森林の適正な管理を推進していく必要がある。山地災害の発生の恐れがある場所が確認された場合は、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を県に要望していく必要がある。[国・県・市](7-3) 自然と共生した多様な森林づくりの推進 ● 森林の整備に当たっては、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。[国・県・市](7-5) ● 適正な森林管理のため、森林境界明確化等を推進する必要がある。[国・県・市](7-5) 食品産業事業者等の災害対策の強化 ● 農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCPの策定を促す必要がある。[国・県・市・民間](5-6) ● 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。[国・県・市・民間](5-6) ● 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する必要がある。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。[国・県・市・民間](5-6) 食料備蓄の検討 ● 災害時に備え、農業協同組合と連携し食料となる農産物等の確保や計画的な備蓄ができるよう検討を進めていく必要がある。[国・県・市・民間](2-1) 「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策検討 ● 市域の強靭化を進めるため、地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組など、「自律・分散・協調」

	型国土形成を促す効果的な方策を検討する必要がある。[国・県・市](7-5) 森林整備の実施 ● 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、管理が適切にされていない森林について、森林経営管理制度の活用に向けて検討していく必要がある。[国・県・市](7-5) 先端技術の活用 ● 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、および迅速な復旧に向け、先進技術の活用を促す必要がある。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を要望する必要がある。[国・県・市](7-5) ため池の防災対策の推進 ● 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池(防災重点ため池)について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの作成・公表を進める必要がある。[県・市] (7-3) 山地災害への対策 ● 森林の適正な管理を推進していく必要がある。山地災害の発生の恐れがある場所が確認された場合は、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を県に要望していく必要がある。[国・県・市] (7-3)(7-5) ● 事前防災・減災に向けた山地災害対策を強化する必要がある。また、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新するとともに、土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。[国・県・市](7-5) 適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進 ● 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要があ

	る。[国・県・市](7-5) 東部丘陵地区の亜炭廃鉱に関する調査及び支援制度の創設 ● 亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する支援制度の創設を検討する必要がある。また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて検討する必要がある。[国・県](1-4) 農業集落排水施設の耐災害性の強化 ● 農業集落排水施設等の耐震化や老朽化等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する必要がある。[県・市] (6-3) 農業用ため池・洪水調整池の安全性向上 ● 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池の耐震診断や耐震化、ため池付帯施設の点検・更新を進める必要がある。[国・県・市](1-4)(7-3) ● 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの作成・公表を進める必要がある。[県・市](1-4) 農業用施設の強化 ● 大規模災害を未然に防ぐため、農業用水利施設の機能保全のための改修を推進する必要がある。[国・県・市](1-3)(7-3) 農業用燃料タンクの燃料流失防止対策の推進 ● 消防法に基づく市条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する必要がある。[国・県・市・民間](7-1) 農地・農林等の荒廃の防止 ● 農地が洪水防止等の国土保全の機能を発揮できるよう、

	荒廃化を防ぐ必要がある。[国・県・市](7-5) 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 ● 市の主体性･協働力を活かした農地･農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を進める必要がある。[国・県・市・地域](7-5) ● 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。[国・県](7-5) 農林業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 ● 農業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用排水機場の老朽化対策、耐震化や農業用ため池、ため池付帯施設の耐震化、更新を促進するとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。[国・県・市・民間](5-6) 排水機場等の防災対策の推進 ● 排水機場等の損壊・機能不全による浸水の長期化等、二次災害の発生を防ぐため、排水機場の耐震化を推進するとともに、計画的な維持管理を行う必要がある。[国・県・市] (7-3) ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進 ● ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める必要がある。[国・県・市・地域](7-3) ● 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する必要がある。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げる

	とともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用することを促す必要がある。[国・県・市](7-3)

分野	脆弱性評価結果
⑨地域保全	位置情報インフラの維持 ● 国が全国に設置・運用・維持する電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害等の対策に役立つ情報の提供を受ける必要がある。また、電子基準点の安定的な運用のため、国が故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する取組を支援する必要がある。[国](8-6) 応急給水体制の確立 ● 災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、訓練等について継続する必要がある。[市](2-1) ガス管の耐震対策等の推進 ● 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを促進する必要がある。また、ガス事業者等に対して、ガス管供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続するよう促す必要がある。[国・県・民間](2-1) 河川の改修 ● 河川整備計画に基づき、河川改修を進める必要がある。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の木曽川・庄内川や、県管理河川の新川(大山川)・五条川等の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある。[国・県](1-3) 河川氾濫からの減災に係る取組の実施 ● 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する必要がある。[国・県・市](8-3) ● 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する必要がある。[国・県・市・地域](8-3) 警戒避難体制の整備等

	● 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。[国・県・市・地域](1-4) 孤立地域等の発生防止 ● 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する必要がある。[国・県・市](2-2) 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応 ● 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する必要がある。森林の整備に当たっては、森林経営管理制度の活用により、森林を適正に整備し、森林の保全を図りつつ、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る必要がある。[国・県](1-4) ● 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を進める必要がある。[国・県](1-4) ● 山地における災害に対して人的被害を防止するため、人的被害発生の可能性が見込まれる場所が確認された場合は、県等に対して治山施設の整備を促す必要がある。[国・県](1-4) 治山対策の推進 ● 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、管理が適切にされていない森林について、森林経営管理制度の活用に向けて検討していく必要がある。[県・市](1-4)

	停電時における電動車等の活用 ● 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。[県・民間] (2-1) 電子国土基本図の活用 ● 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供するとともに、国土地理院や国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能にする取組を支援し、市からも必要な情報(都市計画図情報等)を提供する必要がある。[国](8-6) 電力設備等の早期復旧体制整備の推進 ● 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。[民間] (2-1) 土砂災害対策の推進 ● ソフト対策として、土砂災害(特別)警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う必要がある。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、住民の防災意識向上策を推進する必要がある。[国・県・市・地域](1-4) ● 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を推進する必要がある。[市・民間](1-4) ● 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備並びに維持管理・更新を管理者に促す必要がある。[国・県](1-4)

	● 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂･流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂･洪水氾濫)等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を実施する必要がある。[国・県](1-4) 東部丘陵地区の亜炭廃鉱に関する調査及び支援制度の創設 ● 亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する支援制度の創設を検討する必要がある。また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて検討する必要がある。[国・県](1-4) 燃料等 ● 公的施設・避難所等における燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。[国] (2-1)

分野	脆弱性評価結果
⑩環境	石綿(アスベスト)対応 ● 市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める必要がある。[市] (7-4) ● 倒壊建屋等の解体時に適切に石綿(アスベスト)除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策及び吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。[県・市・地域・民間] (7-4) 環境監視体制の整備・強化 ● 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する必要がある。[市・民間] (7-4) 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実 ● 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠は耐震化済である必要がある。また、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。[国・県・市](2-6) 高圧ガス施設の耐震化の推進等 ● 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する必要がある。[国・県・市・民間](7-4) 広域輸送に関する体制の構築 ● 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図る必要がある。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を県や周辺自治体と協力して整える必要

	がある。[国・県・市](8-7) ごみ焼却施設の災害対応能力の強化等 ● 平成 27 年度に更新した小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設は、建物、処理設備とも十分な耐震強度を備えているが、発生時のライフラインや必要資材が断絶することに備え、平常時から対策を講じる必要がある。[国・県・市] (8-1) 災害時のし尿等の処理体制の整備 ● 小牧市災害廃棄物処理計画に基づき、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する必要がある。[市](6-3) 災害時の廃棄物の処理体制の整備 ● 平成 29 年度に策定した小牧市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を推進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。[国・市] (8-1) 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理 ● PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。[市・民間](7-4) 災害廃棄物の仮置場の確保の推進 ● 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する必要がある。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。[国・県・市](8-1) 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携 ● 廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。[国・県・市・民間](8-1) 災害廃棄物の発生抑制 ● 住宅・建物の耐震化を進めるなど、災害時における大量

	の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を促進する必要がある。[国・県・市] (8-1) 災害廃棄物輸送体制の構築 ● 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。[国・県・市](8-1) 有害物質の流出等の防止対策の促進 ● 火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や、関連施設の耐震化や更新などの対策を促す必要がある。[国・県・市・民間](5-3)(7-4) ● 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Ｌアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。[国・県・市・民間](5-3) ● 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、県から依頼があった場合に対応する必要がある。[国・県・市](7-4) ● 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う必要がある。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める必要がある。[国・県・市](7-4) ● 発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める必要がある。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う必要がある。[市・民間] (7-4)

分野	脆弱性評価結果
⑪土地利用	合理的な土地利用の促進 ● 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化を推進するとともに、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくべく合理的な土地利用を促す方策の検討・取組の推進を、国・県に促す必要がある。[国・県] (8-2)(8-6) 災害情報共有の取組の推進 ● 平常時から基本的な地理空間情報を整備することを検討する必要がある。それとともに、準天頂衛星 7 機体制の実現により得られる高精度測位データ等も活用し、G 空間情報センター、国による SIP4D、災害情報ハブ等による取組を踏まえた災害情報共有の取組の推進を検討する必要がある。[国・県・市](8-3) 自治体等の活動の支援 ● 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等を支援する必要がある。[国・県](2-3) 所有者不明土地への対策 ● 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みを利用し、復旧・復興のための用地確保の円滑化を推進する必要がある。[国・県](8-6) 「自律・分散・協調」型国土形成の推進 ● 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む必要がある。[国] (8-2) 「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策の推進 ● 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万

	一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組など、小牧市の地域経済に活力を与える方策を推進し、もって、「自律・分散・協調」型国土形成を促す必要がある。[国・県・市](8-5) 地籍調査の推進 ● 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査を推進する必要がある。しかし、実施体制を整えるには時間を要するため、当面の間は地籍調査を行ったものと同等と扱われる区画整理事業等を推進する必要がある。[国・県・市](8-3)(8-6) 復興まちづくりイメージトレーニング ● 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や判頓の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を検討する必要がある。[国・県](8-6) 復興体制や手順の検討等 ● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえてあらかじめ検討しておく必要がある。[国・県・市・地域](8-6) ● 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS 過疎地問題の解決に向けて県が進める対策を促す必要がある。[国・県](8-6) 文化財や環境的資産の耐震化等 ● 小牧山城をはじめ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める必要がある。[国・県・市](8-5)

	用地の確保の推進 ● 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、県が実施する、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みの集約・調整について協力する必要がある。[国・県](8-6)

ア　個別的分野

分野	脆弱性評価結果
①リスクコミュニケーション	感震ブレーカー等の普及 ● 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。[国・県・市](7-1) 効果的な教育・啓発の推進 ● 主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。[県・市・地域］(4-3) コミュニテイの活力維持 ● コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平時から仕掛けていく必要がある。[国](8-5) 災害対応力の強化等 ● 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。[国・県・市](1-4) 災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築 ● 災害ボランティア支援センターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座を開催するとともに、地域住民参加による災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア受入れ、派遣などの運営体制を構築する必要がある。［市社協・地域］(8-2) ● 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティア支援センター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。[市・民間］(8-2) ● 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害

	時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。[市・地域] (8-2) 事前復興、復興方針・体制づくりの推進 ● 被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める必要がある。[国・県] (8-2) ● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す必要がある。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強める活動を推進する必要がある。[県・市] (8-2) 住民等の自発的な防災行動の促進 ● 自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[市・地域](3-3) 「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策検討 ● 市域の強靭化を進めるため、地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組など、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討する必要がある。[国・県・市](7-5) 地域コミュニティカの強化に向けた行政等の支援 ● 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティカの構築を推進する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティカを強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。[国・県・市・地域](3-1) ● 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る必要がある。[国・

	県・市・地域](3-1) 地域防災力・企業防災力の向上 ● 地域防災力を向上させるため、自主防災会等による小学校区単位の地区防災訓練を継続的に推進する必要がある。[市・地域](1-1) ● 自主防災会、事業所等を対象とした応急手当の普及啓発を進め、人命保護の充実・強化を図る必要がある。[市・地域・民間] (1-1) ● 地域防災リーダー養成講座等の実施により、地域防災力の向上を推進する必要がある。[市・地域] (1-1) ● 企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する必要がある。[市・地域・民間] (1-1) 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 ● 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。[国・県](7-5) ● 市の主体性･協働力を活かした農地･農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を進める必要がある。[国・県・市・地域] 避難者の生活支援等 ● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給のために、オープンスペースの使用について事前に検討しておくとともに、復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境や地域コミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。[国・県・市](2-7) ● 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題

	に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する必要がある。[国・県・市](2-7) 復興ビジョンの検討 ● 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成及び地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討する必要がある。また、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靭な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める必要がある。［国］(8-2) 要配慮者等への支援体制の整備 ● コミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障害者の避難所生活支援を推進する必要がある。[市](2-7)

分野	脆弱性評価結果
②人材育成	継続的な防災訓練や防災教育等の推進等 ● 身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。［国］(1-5) 建設業の人材育成 ● 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する必要がある。［国］(8-2) ● 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。[国・県](8-2) 後方支援に関する人材養成等 ● 避難所で必要となる水､食料､燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化､危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。[国・県・市・地域](2-7) 災害時の環境悪化防止策 ● 居住環境、プライバシー確保のためのパーテーションを備蓄しているが、その組み立て法に関して啓発教育を実施する必要がある。［市］(2-7)

	● 予定避難施設に要配慮者用のトイレを備蓄しているが、その組み立て法、使用法に関して啓発教育を実施する必要がある。［市］(2-7) 災害対応の体制・資機材の強化 ● 災害時においても、救急活動の質を維持するために救急救命士及び救急隊員資格者の育成を図る必要がある。[国・県・市](2-3) 災害対応業務の実効性の向上 ● 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。[国・県](2-3) ● 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。[国・県](2-3) 災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築 ● 災害ボランティア支援センターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座を開催するとともに、地域住民参加による災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア受入れ、派遣などの運営体制を構築する必要がある。［市社協・地域］(8-2) ● 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティア支援センター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。［市・民間］(8-2) ● 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。［市・地域］(8-2) 市民に対する応急手当の普及啓発

	● 救急車の到着が大幅に遅れることを想定し、市民が応急手当を身に付けることが必要である必要がある。このため、消防本部(消防署)は応急手当普及活動を推進し、救命講習等を積極的に開催する必要がある。[国・県・市](2-3) 修復技術の伝承 ● 国や県が、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る取組を支援する必要がある。[国・県](8-5) 消防団の充実強化の促進 ● 消防団等の充実強化を推進するとともに自主防災会等の地域による自発的な防災活動に関するマニュアル等の策定を促す必要がある。[国・県・市・地域](1-1,1-2,2-1,2-3,7-1) 消防団等の充実強化及び地区防災訓練等の推進 ● 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、継続的に小学校区単位での地区防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。[国・県・市・地域](7-3) 専門人材の育成 ● 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する必要がある。[国・県](5-1) 地域における防災マニュアル策定の普及・啓発 ● 災害時に住民が自発的な防災活動ができるために自主防災組織、地域協議会などの単位で、地域の防災マニュアル策定を促すとともに、いざという時に迅速かつ的確に活動できるように、継続的な防災訓練の実施を推進する必要がある。[県・市](2-7) 地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援 ● 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成

	果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。[国・県・市・地域](3-1) ● 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る必要がある。[国・県・市・地域](3-1) 道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化 ● 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が市内にある状態の保持に努める必要がある。[国・県・市・民間](6-4) 風評被害を防止する的確な情報発信のための初動体制構築の推進 ● 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時に、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に配慮した初動対応が可能となるよう国が推進する体制構築を推進し風評被害を防止する必要がある。また、防災・復興を担う地方のリーダーなどの人材育成に参画する等により、災害に負けない強靭な社会の構築を進める必要がある。[国・県](8-7) 復旧・復興を担う人材等の育成等 ● 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。[国・県・市・民間](8-2) 防災教育の推進 ● 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう、自主防災会等を通じ、継続的に小学校区単位等での地区防災訓練を推進する必要がある。また、住民等の自発的な防災活動に関するマニュアル策定を促進する必要がある。[国・県・市](1-3)

分野	脆弱性評価結果
③老朽化対策	下水道施設の耐災害性の強化 ● 発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路等の重要性の高い管路については耐震化済みである。さらに下水道施設の老朽化対策を進める必要がある。[市](6-3) 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進 ● 上水道施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、老朽化が進む上水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。[国・県・市](5-7) 水道施設の老朽化対策等の推進 ● 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する必要がある。[国・県・市](2-1) ● 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用や応急給水計画の策定等を推進する必要がある。また、避難所となる施設で、給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める必要がある。[国・県・市](2-1) ● 被災時の給水拠点となる配水池の耐震性を強化するとともに、水道配水管において強度が低下している老朽管の更新を推進する必要がある。[市](6-2) ● 上水道施設について耐震性の不足している施設について耐震化等を推進する必要がある。[国・県・市](6-2) 避難所施設の老朽化対策及び耐震性の強化 ● 避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。[市](6-5)

分野	脆弱性評価結果
④研究開発	先端技術の活用 ● 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、および迅速な復旧に向け、先進技術の活用を促す。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を要望する。[国・県・市](7-5)

分野	脆弱性評価結果
⑤産学官民・広域連携	TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化 ● 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める必要がある。[国・県・市](1-3)(1-4)(2-2) 関係事業者間の協力体制整備 ● 停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。[県](2-1) 協定の推進 ● 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために協定などを締結し広域的応援体制、地元建設業等と連携し防災減災の確保に努める必要がある。[国・市](6-5) 行政職員の不足への対応 ● 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れにより業務継続体制を強化するための対策を実施するとともに、市における受援体制の整備を促進する必要がある。[県](3-3) 後方支援を担う新たな防災拠点の確保 ● 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた県の検討に協力する必要がある。[国・県・市](2-3) 広域的な応援体制の確保 ● 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するための、広域的な応援体制、地域建設業の防災減災の担い手

	確保、TEC-FORCE の体制・機能を拡充・強化する必要がある。[県](6-5) ● 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する必要がある。[国・県・市] (6-2) 広域的な訓練の実施 ● 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。[国・県](4-3) 災害対応の体制・資機材の強化 ● 災害発生時の情報収集手段としてドローンの効果的運用を促進する必要がある。[市] (2-3) 災害対応力の向上 ● 国や県に対し、情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発の推進を促す必要がある。[国・県・市](4-3) 市町村における災害廃棄物処理計画の策定の促進等 ● 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図る必要がある。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援地方創生の取組、地域のコミュニティカを高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を県や周辺自治体と協力して整える必要がある。[国・県・市](8-7) 自宅居住による生活再建の促進 ● 市民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。[県・市](8-4) 受援体制整備促進 ● 愛知県及び小牧市緊急消防援助隊受援計画に基づく、緊急消防援助隊の受け入れ体制を迅速に行えるように継続的に訓練を実施する必要がある。[県・市](3-3) 迅速な輸送道路啓開等に向けた体制整備 ● 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できな

	い事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。[国・県・市](2-1) 代替輸送手段の確保等 ● 地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する必要がある。[県・市・民間] (2-4) 大規模災害時の地域的な連携の推進 ● 協定している市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。[県・市] (3-3) ● 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の地域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。また、消防団等の充実強化を推進するとともに、地域における防災マニュアル策定の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。[国・県・市・民間] (2-1) 地方行政機関等の機能低下の回避 ● 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。[国・県・市](8-2) ● 大規模自然災害が発生した場合の TEC-FORCE の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。[国・県・市](8-2) 中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進 ● 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関

	係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。[県](5-2) 鉄道の運行再開の調整等 ● 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える必要がある。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する必要がある。[国・県・民間](2-4) 物資調達・受援体制の構築 ● 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。[国・県・市](2-1) ● 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。[県・市・民間] (2-1)

用語集

【あ】

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震について、東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的に愛知県が実施したものです。平成26年５月、愛知県防災会議において調査結果を公表しました。

アンブレラ計画

その計画が、傘（アンブレラ）のように、既存の様々な関連計画の内容を包含し、それらの指針となる計画のことです。

アーカイブ

重要記録を未来に伝達するために、保存・活用することです。災害の教訓を後世に伝え、また被災していない方が参考とできるように様々な主体がアーカイブを作成しています。

液状化（現象）

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象のことです。

応急仮設住宅

地震や水害、土砂災害といった自然災害などにより、居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅です。

応急救護所

災害により医療機関の機能が混乱した場合、負傷者に対し応急的な救護活動〔トリアージ（治療の優先順位付け）、軽症者の手当、中等症者の搬送前の応急処置〕を実施するための救護所です。

オープンスペース

都市や敷地内で、建物のたっていない土地のことです。空地とも言います。防災上は、火災等の延焼抑止や避難・救護活動等の場として重要と位置づけられています。

オペレーション計画

オペレーションとは、操作や手順、運用などの意味がありますが、分野によって違った使われ方をしています。防災では、災害発生時の対応や業務を指すことが多く、オペレーション計画とはこれらを効率的に実施するための計画の総称です。

【か】

帰宅困難者

勤務先や外出先等において地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々のことを指します。

狭あい道路

幅員4m未満で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定された道路のことです。

居住誘導区域

コンパクトなまちづくりを目指し、居住を誘導する区域のことです。居住が誘導されることで人口密度が維持され、良好な生活サービスやコミュニティが持続的に確保できることが期待されます。

緊急交通路

南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した際に、直ちに高速道路等の通行を禁止し、人命救助やライフラインの復旧などの災害応急対策を行う緊急通行車両等（注意）が通行するための道路として警察が規制することを計画している道路のことです。東名高速道路、新東名高速道路、東海環状自動車道路などが指定される予定です。

緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報です。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどの活用がなされています。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路のことです。

計画規模

河川を整備する上で、洪水を防ぐための目標とする安全度のことです。一般的に、100年から200年に一度の割合で発生する洪水流量が目標に設定されます。

洪水ハザードマップ

大雨や洪水による被害から市民が避難する際の参考となる情報をまとめたものです。本市では、小牧市防災ガイドブックの中に、土砂災害等の危険個所と合わせて、河川が決壊した場合の浸水想定区域や指定避難所等の情報を記したマップを作成しています。

洪水予報河川

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川のことです。

洪積世

地球が誕生してからの年代を表す地質時代の一つで、新生代の中の第四期に分類されています。この時代に堆積した地層は洪積層と呼ばれ、一般に良好な地盤とされています。

国土強靱化

「強靱」とは、強くてしなやかという意味です。つまり「国土強靱化」とは、大規模自然災害等に備えるため、強さとしなやかさを備えた国づくりを進めていくことを意味しています。

国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第10条に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるよう策定された計画のことです。平成26年６月に策定されました。

国土強靱化基本法

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称です。国民の生命と財産を守るため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律で平成25年12月に公布・施行されました。

国土強靱化地域計画

平成25年12月に公布・施行された国土強靱化基本法第13条に規定されているもので、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされています。

コジェネレーションシステム

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称です。内燃機関や燃料電池で発電を行ってその際に発生する熱を活用する方法と蒸気ボイラーと蒸気タービンで発電を行って蒸気の一部を熱として活用する方法があります。国内では、主に内燃機関による方法が用いられています。

コミュニケーション支援ボード

話し言葉によるコミュニケーションが困難な人たちが、支援ボードの文字や絵を指で指しながら意思を伝えることができるコミュニケーション支援のツールです。

【さ】

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、24時間緊急対応し災害発生時に傷病者の受入れが可能な体制を有することや、ヘリコプターによる傷病者等の輸送機能を有していることなどが指定の要件となっています。

災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などのがれきや木くず、コンクリート等を指します。

災害廃棄物処理計画

災害により大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するため、必要な事項を定めたものです。本市では、平成21年3月に策定し、東日本大震災の教訓等最新の知見を反映させ平成29年11月に改定しました。

災害ボランティアコーディネーター

大規模な災害の発生時に、全国から駆けつけたボランティアの受入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズを把握し、適材適所へボランティアを派遣する調整（コーディネート）を行う人のことです。

災害用マンホールトイレ

災害時にマンホールの上に仮設トイレを設置し、直接下水道に流し使用するものです。

サプライチェーン

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称です。

三師会

日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会の3つの団体を指す言葉です。

シェイクアウト訓練の実施

米国カルフォルニア州で生まれた一斉防災訓練です。参加者が同じ時間に、机の下に隠れるなどの身を守る行動を実施する訓練です。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために都市計画法で定められた区域区分のひとつです。すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいいます。

社会資本

社会資本は、道路、空港、上下水道、病院、学校などの生活基盤となる施設の総称のことです。

受援

大規模災害が発生した際に、県内外等、被災地以外からの応援部隊や救援物資等を受けることを言います。円滑かつ迅速に受け入れることができるよう、あらかじめ広域受援計画やマニュアル等を定め、受援体制を構築しておくことが必要です。

準天頂衛星システム

内閣府の特別の機関である宇宙開発戦略推進事務局が構築した、準天頂衛星（特定の一地域の上空に長時間とどまる軌道をとる人工衛星）から発射される信号を用いて位置測定・航法・時刻配信を行うシステムのことです。準天頂衛星が常に真上付近にあることで、GPS衛星だけでは得られない高精度で安定的な測位が可能となり、さまざまな分野での活用が期待されています。

消防法

火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的に制定された法律です。（昭和23年法律第186号）

自立・分散型エネルギー

従来の大規模な集中型の発電所等による電力供給に対し、地域で必要とされるエネルギーは地域でつくるというシステムです。

「自律・分散・協調」型の社会システム

「自律・分散・協調」とは確立された各要素がそれぞれ主体的に自律して行動しながら、分散している多数の要素が協調することにより全体の機能を維持・形成するということです。国土強靭化の観点では、地域の活力を高め、効率性の観点から過度に集中した国土構造のリスクを分散させ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国づくりを進める「自律・分散・協調」型国土構成の実現が求められています。

森林経営管理制度

平成31年4月1日に施行された森林経営管理法に基づく森林管理制度のことです。経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向を確認して森林の経営管理を林業経営者に再委託できるもので、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることができます。

水防法

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的に制定された法律です。（昭和24年法律第193号）

水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川のことです。

水閘門

水門（河川や水路を横断して設けられる制御施設）と閘門（水位が違う川を船がスムーズに行き来できるように、設けられた施設）が併設されている施設です

脆弱性（ぜいじゃくせい）

もろくて弱い性質または性格のことです。「強靭性」の反対の意味です。

【た】

耐震性貯水槽

大規模災害によって水の供給が停止した時に、地下の安全な貯水槽に水を貯え、火災発生時に消火用水に利用するものです。飲料水兼用の耐震性貯水槽もあります。

タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。防災行動計画ともいいます。

段丘面

かつての河床などが地殻変動で隆起し形成された地形です。一般に、建物などの構造物の支持地盤としては良好と考えられています。

地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づいて、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画です。本市では、「風水害・原子力等災害対策計画」と「地震災害対策計画」に分けて作成をしていて、最近では令和元年11月に見直しを行っています。

沖積

河川の働きにより土砂などが積み重なり堆積することです。

中部版くしの歯作戦

東日本大震災を踏まえ、津波による甚大な被害が想定される太平洋沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、復旧・復興を見据えた地震防災に関する道路啓開オペレーション計画について、あらかじめ関係機関が連携して策定し、共有していくことが重要であるとの認識のもと、国土交通省中部地方整備局により平成24年３月に策定（平成29年５月改訂）されたものです。
「早期復旧支援ルート確保手順」ともいいます。

長周期地震

地震が起きると様々な周期（揺れが1往復するのにかかる時間）を持つ揺れ（地震動）が発生します。南海トラフ地震のような規模の大きい地震が発生すると、周期の長いゆっくりとした大きな揺れが生じます。このような地震動のことを長周期地震動といいます。一般に、高層ビルは長周期地震動と共振しやすく、共振すると長時間にわたり大きく揺れます。これにより、家具の転倒やエレベーターが故障することがあります。

透過型砂防堰堤

砂防堰堤とは、土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、貯まった土砂を少しずつ流すことによって下流に流れる土砂の量を調節する施設のことです。砂防堰堤には透過型と不透過型があります。透過型砂防堰堤では、普段流れてくる水や土砂は下流に流し、大雨で大きな石や流木を含む土砂が流れてきたときにはそれを受け止める仕組みになっています。

道路啓開

緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等による救援ルートを開けることを言います。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある土地の地形や土地利用状況等について県が調査した結果を基に、知事が関係市町村長の意見を聴いたうえで指定された土砂災害のおそれがある区域のことです。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域です。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のことです。

トリアージ（負傷者選別）

災害・事故現場などで、一時に大勢の負傷者が発生した時に、患者の重症度に基づいて、治療の優先度を決定して選別を行うことです。

【な】

南海トラフ地震対策中部圏戦略会議

東日本大震災を踏まえ、運命を共にする中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界が幅広く連携し、南海トラフ地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦略」として協働で策定し、フォローアップする組織です。（平成26年６月、「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」より改称）

二次災害

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のことです。豪雨の後の土砂災害、地震の後の火災等が考えられます。

農業集落排水施設

農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理するため整備される施設です。

農業用水利施設

ダムなどの基幹的施設から、地域に網の目のように張り巡らされている末端の用排水路施設に至るまでの、農業水利のための施設です。農業生産の基盤となります。

【は】

排水機場

大雨による農地や農業用施設などへの水害を未然に防止するために、排水ポンプを運転して、雨水を川や海に強制的に排水するための施設です。

ハザードマップ

自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路等の必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したものです。

氾濫原

洪水時に流水が河道などから溢流して氾濫する範囲の平野のことです。

光ビーコン

ビーコンとは道路上に設置されている無線による情報提供のシステムのことで、光ビーコンや電波ビーコンがあります。光ビーコンは、主に一般道に設置され、自動車を感知すると情報が交通管制センターに送信され、交通情報をリアルタイムに把握することができます。自動車側では、カーナビゲーションに付属するVICSなどを通じて、渋滞情報や旅行時間、規制などの交通情報が高精度で取得できます。

非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物の意匠や居住性の向上などを目的に設置される部材のことです。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人のことです。

避難所要員

災害時に地元住民や施設管理者等と協力し、避難所の開設や運営を行う職員のことです。

被災建築物応急危険度判定士

大地震での二次災害を防ぐため、被災した建物を調べ、余震による倒壊や部材の落下などの危険性を判定する専門家（建築士などの資格を持つ人が一定の講習を受けることで県から認定される）です。

被災宅地危険度判定士

大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査し、二次災害の危険度を判定する技術者です。地方公共団体の要請に応じて、宅地の亀裂などの被害状況を調べます。

病院群輪番制

救急搬送などに対応するための医療機関（第二次救急医療機関）の診療体制の確保を図る制度で、地域内の病院群輪番制参加病院が当番制により休日及び夜間における重症救急患者の受け入れ・診療を行う方法のことです。

福祉避難所

災害時に、一次避難所での避難生活が困難な、特別な支援を必要とする高齢者や障害者、妊婦などを対象に設けられる、市町村指定の二次避難所をいいます

防火管理者

消防法に定める国家資格であり、その資格を有する者のうち、防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行でき、従業員を管理・監督・統括できる地位にある者で、防火対象物の防火上の管理・予防・消防活動を行う者のことを指します。

防災アセスメント

平常時や地震時等に発生する可能性のある災害のシナリオを想定し、リスクの評価や被害の定量的評価を行うことです。

防災リーダー

災害に対する正しい知識や防災活動の技術を習得し、地域において自主的な防災活動を効果的に実践するために必要な調整や指導などを中心的に行う人のことです。

【ま】

まちづくり推進計画

小牧市自治基本条例第19条第1項において、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的な街づくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画（基本計画）を定めることとなっています。小牧市まちづくり推進計画はこの基本計画に該当するもので、令和元年度～令和8年度を計画期間として策定しています。

水防災意識社会再構築ビジョン

平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の越水や堤防決壊等により甚大な被害が発生しました。これを踏まえて、国土交通省が全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うために策定したものです。各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することが求められています。

密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地のことです。

民間プローブ情報

自動車メーカーやカーナビメーカー各社の会員制カーナビに搭載されたＧＰＳ機能から取得される一般車両の走行データのことで、ドライバーへの情報提供による走行支援や物流事業者による運行管理などに活用されています。

メッシュ

メッシュとは網の目という意味です。災害の危険度等を地図上に表現する際に、1km四方や250m四方などのメッシュを格子状に配置し、メッシュごとに危険度の高まりを色分けして示します。

【や】

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人のことです。

【ら】

ラストマイル

防災分野では最後の区間を表す「ラストマイル」を、支援物資が集まる拠点から避難所までの区間を表す言葉として使われています。近年の災害において、避難所までの輸送が混乱し支援物資が届かないなどの課題がありました。このことから、最終目的地である避難所まで確実に物資を届けるラストマイル輸送が最も重要であると認識されています。

罹災証明書

地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したものです。

リスクシナリオ

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態のことです。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民など関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めることです。

リダンダンシー

「冗長性」「余剰」を意味し、「多重性」などとも訳されます。自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質のことを表します。

レジリエンス

「回復力」「復元力」または「弾力性」を意味し、災害などの外的な刺激に対する柔軟性を表す言葉です。

【A~Z】

BCP

事業継続計画（Business Continuity Plan）。大規模自然災害等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことです。

CNG燃料自動車

圧縮天然ガス（Compressed Natural Gas）。圧縮した天然ガスを燃料にしてエンジンを動かす仕組みになっている自動車のことです。CNG燃料自動車は、ガソリンを燃料とする自動車に比べて二酸化炭素の排出量を削減でき、窒素酸化物や一酸化炭素などを一切出さないため、環境にやさしい自動車です。

DCAT

災害派遣福祉チーム（Disaster Care Assistance Team）。災害を受け、高齢者や障害者などの災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じているケースがあります。DCATは、災害時に災害時要配慮者の福祉ニーズを的確に把握し対応することを目的に組織され避難所へ派遣されます。

DMAT

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（概ね４８時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのことです。

DPAT

災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）。自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大します。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要です。このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがDPATです。

ETC2.0プローブ情報

全国の高速道路上および直轄国道上に設置されたＥＴＣ２．０プローブ情報を収集可能な路側機と、車両に設置されたＥＴＣ２．０対応車載器との相互通信により収集した、道路上を走るそれぞれの自動車の位置や速度などの情報を用いた、渋滞や混雑等に関する交通情報のことです。

G空間情報センター

産官学の様々な機関が保有する地理空間情報を円滑に流通し、社会的な価値を生み出すことを支援するために設立された機関です。

ICT

情報通信技術と訳され、主にパソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いたほ場の環境測定器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称です。

Jアラート

全国瞬時警報システム。弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムです。

Lアラート

災害情報共有システム。災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤です。

PDCAサイクル

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する典型的なマネジメントサイクルの一つです。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされます。

PPP/PFI

PPPは官民連携事業（Public Private Partnership）のことで、PFIは民間資金等活用事業（Private Finance Initeative）のことです。適切な公共サービスの維持のために、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化等を、官民が連携して実現する手段の一つです。

SIP

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）は、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮して、府省の枠や旧来の分野の枠を超えたマネジメントにより、科学技術イノベーション実現のために創設された国家プロジェクトです。

SIP4D

SIPの一環として進められた、府省庁連携防災情報共有システムです。災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えたネットワークシステムです。

SNS（エスエヌエス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのことです。Facebook、LINE、Twitterなど様々なサービスがあります。

SS過疎地

SSはサービスステーションの略で、近隣にSSが少ない又は無い地域を指す名称です。近隣にSSがない住民にとっては、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への冬場の灯油配送などに支障を来すことが懸念されています。

TEC-FORCE（テックフォース・緊急災害対策派遣隊）

緊急災害対策派遣隊（Technical Emergency Control FORCE）。大規模地震災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるように国土交通省が創設した組織です。被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大や二次被害の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を実施します。

小牧市地域強靭化計画

令和２年８月 策定

小　牧　市

〒485-8650
小牧市堀の内三丁目１番地
０５６８-７２-２１０１（代表）